

令和6年第3回

置戸町議会定例会会議録

令和6年3月11日開会

令和6年3月19日閉会

置戸町議会

令和6年第3回置戸町議会定例会（第1号）

令和6年3月11日（月曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 令和6年度町政執行方針
- 日程第 4 令和6年度教育行政方針
- 日程第 5 議案第24号 置戸町地域巡回バス運行条例を廃止する条例
- 日程第 6 議案第 5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 7 議案第 6号 令和5年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 7号 令和5年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 8号 令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 9号 令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第11号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第21号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 報告第 1 号 令和 4 年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
- 日程第 2 6 報告第 2 号 定期監査の結果報告について
- 日程第 2 7 報告第 3 号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 令和 6 年度町政執行方針
- 日程第 4 令和 6 年度教育行政方針
- 日程第 5 議案第 2 4 号 置戸町地域巡回バス運行条例を廃止する条例
- 日程第 6 議案第 5 号 令和 5 年度置戸町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 7 議案第 6 号 令和 5 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 5 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 5 年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 0 議案第 9 号 令和 5 年度置戸町簡易水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 1 議案第 1 0 号 令和 5 年度置戸町下水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 1 2 議案第 1 1 号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 1 2 号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 1 3 号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果

的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第23 議案第22号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第24 議案第23号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例

日程第25 報告第1号 令和4年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

日程第26 報告第2号 定期監査の結果報告について

日程第27 報告第3号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（8名）

1番	嘉藤均	議員	2番	前田篤	議員
3番	石井伸二	議員	4番	石村吉博	議員
5番	柏原勝	議員	6番	山田耕平	議員
7番	阿部光久	議員	8番	岩藤孝一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	菅原嘉仁	企画財政課長	坂森誠二
総務課長	鈴木伸哉	総務課参与	鈴木義徳
町民生活課長	田中耕太	産業振興課長	五十嵐勝昭
施設整備課長	名和祐一	地域福祉センター所長	石森実
企画財政課長補佐	高橋秀典	総務課総務係長	鈴木良知

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	大戸基史
社会教育課長	須貝智晴	森林工芸館長	小野寺孝弘
図書館長	遠藤薫		

〈農業委員会部局〉

事務局長 五十嵐勝昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴木伸哉（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 今 西 美 紀 子

臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 加 藤 洋 聖

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和6年第3回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、7番 阿部光久議員及び1番 嘉藤均議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は次のとおりです。

・議案第5号から議案第31号。

今期定例会までに受理した教育委員会教育長からの報告は次のとおりです。

・報告第1号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は次のとおりです。

・報告第2号及び報告第3号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

6番 山田耕平議員。

○6番 山田議員〔登壇〕 それでは北見地区消防組合議会の結果報告をいたします。

先に去る令和5年12月26日招集の第3回臨時北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。はじめに会議録署名議員の指名を行い、会期を12月26日の1日間と決定しました。

次に本会議に提案された議件は3件であります。議案第1号 令和5年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ944万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億3,013万9,000円とするものです。

歳出からご説明申し上げます。

第1款議会費では決算見込みによる旅費9万円の減額及び議長交際費不足による交際費9万円の増

額をいたしました。第3款消防費、常備消防費では、人事院勧告に伴う職員給与費の増額として、置戸支署費では282万7,000円、訓子府支署費では150万3,000円を増額補正計上いたしました。非常備消防費では北海道市町村総合事務組合からの消防団員退職報償金を財源に、北見消防団及び訓子府消防団の消防団員退職報償金として296万1,000円を増額補正計上いたしました。次に消防施設費の北見消防施設費では、全国市有物件災害共済会からの自動車損害共済災害共済金を財源に、自動車修繕料215万2,000円を増額補正計上いたしました。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金では、組合構成市町における負担金の調整を図り433万円を増額し、30億8,935万円といたしました。次に、第5款諸収入での雑入では、先ほど歳出で申し上げました北海道市町村総合事務組合からの消防団員退職報償金296万1,000円のほか、全国市有物件災害共済会からの自動車損害共済災害共済金215万2,000円を合わせ511万3,000円を増額補正計上いたしました。

次に議案第2号 北見地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

蓄電設備は脱炭素社会の実現等に向け、さらなる普及と大容量化が見込まれるとともに、標準規格において出火防止措置等が盛り込まれるようになってきたことから、国において従前の基準について見直しを図られ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等が公布されたことに伴い、火災予防条例の一部改正について通知されたところであります。このことにより、北見地区消防組合火災予防条例の一部を改正する必要があることから、所要の改正をいたすものでございます。

次に、報告第1号 損害賠償の額を定め和解することに関わる専決処分についてご説明申し上げます。

令和5年11月9日、北見市留辺蘂町栄町16番地29号で発生しました当組合車両が相手方ブロック塀と接触し、損傷させたものに関わる賠償につきまして和解が成立いたしましたことから、令和5年12月8日に、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただくものでございます。

以上、議案第1号から議案第2号並びに報告第1号までについて、管理者より提案理由の説明がなされ、その後、議案に対する質疑討論を行い、原案のとおり可決され閉会しました。次に議長及び管理者より年末に伴う挨拶があり、すべての日程を終了しました。

続きまして、去る令和6年2月28日招集の第1回定例北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。はじめに会議録署名議員の署名を行い、会期を2月28日の1日間と決定しました。

次に、本会議に提案された議件は3件であります。議案第1号 令和6年度北見地区消防組合一般会計予算については、歳入歳出予算総額を29億8,650万円とし、これを前年度当初予算と比較しますと、2億1,200万円、約6.6%の減となるところであります。

置戸町関係分では、消防施設整備事業費として、消防署置戸支署の講堂にエアコンを設置する経費を計上いたしました。歳入歳出予算総額を1億6,909万4,000円とし、消防組合負担金は前年度と比較し5,528万3,000円減の、1億6,440万6,000円が計上されました。

議案第2号 令和5年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ7,921万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億5,092万3,000円といたすものであります。

置戸町関係分は、歳入歳出それぞれ33万1,000円を減額し、補正後の額を2億2,745万4,000円とするものであります。

議案第3号 北見地区消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例については、事務内容の変化や物件費等の増加に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となり、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されることから、北見地区消防組合消防手数料条例の一部を改正するものであります。

以上、管理者及び副管理者より一括して議案の理由が説明がなされました。議案第1号から議案第3号までに対する質疑討論を行い、原案のとおり可決されました。なお、審議の内容につきましては配付の資料のとおりであります。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

○岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月20日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月20日までの10日間に決定しました。

◎日程第 3 令和6年度町政執行方針

◎日程第 4 令和6年度教育行政方針

○岩藤議長 日程第3及び日程第4 町長から令和6年度町政執行方針、教育委員会から令和6年度教育行政方針の説明の発言を求められていますので、順次発言を許します。

〈日程第3 令和6年度町政執行方針〉

○岩藤議長 まず、令和6年度町政執行方針。

町長。

(以下記載省略。令和6年度町政執行方針別添のとおり)

〈日程第4 令和6年度教育行政方針〉

○岩藤議長 次に、令和6年度教育行政方針。

教育長。

(以下記載省略。令和6年度教育行政方針別添のとおり)

○岩藤議長 これで、町長からの令和6年度町政執行方針及び教育委員会からの令和6年度教育行政方

針の説明を終わります。

しばらく休憩します。午前１０時５５分から再開します。

休憩 １０時３８分

再開 １０時５５分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 ５ 議案第２４号 置戸町地域巡回バス運行条例を廃止
する条例

○岩藤議長 日程第５ 議案第２４号 置戸町地域巡回バス運行条例を廃止する条例を議題とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第２４号 置戸町地域巡回バス運行条例を廃止する条例につきましては、企画財政課長より説明申し上げます。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第２４号についてご説明いたします。

議案第２４号 置戸町地域巡回バス運行条例を廃止する条例。

置戸町地域巡回バス運行条例（平成３０年３月１６日条例第５号）は、廃止する。

今回の廃止についてのご説明をいたします。

本町では、昭和４５年から各地区より診療を受ける患者を輸送するため、定期的にスクールバスを利用した置戸町へき地患者輸送車を運行しておりましたが、平成２７年度からは、利用目的が診療を受けるためだけに限らず、一般利用にまで拡大をし、平成２９年８月からはスクールバスから専用のワゴン車２台による運行と、新たに拓殖、若松、両住民センターを起点とした市街線の運行を始めました。

この間、利用状況を踏まえ検討を行った結果、多様な住民ニーズに対応した生活交通手段の確保が必要であると判断をし、従来の医療機関への診療を主たる目的としたへき地患者輸送車ではなく、平成３０年度から利用目的を問わない地域巡回バスとして定期的な運行を行ってまいりました。

地域巡回バスとして運行した市街線の平成３０年度の年間平均利用者数は０．９人でしたが、翌年度は１．２人と微増したものの、コロナウイルス感染症拡大に伴い、外出自粛の影響もあってか、その後の年間平均利用者数は０．９人台に落ち込み、一方、各地区線も年間平均利用者が減少の一途をたどる状況もあって、この利用拡大に向けた巡回コースの拡大とダイヤの見直し、さらには増便など、令和４年１１月から取り組んでまいりましたが、利用者数の減少は続いております。

さらに運行業務委託料ですが、平成３０年度は７６７万円でありましたが、この間、人件費や燃料費などの物件費の上昇もあって、令和５年度につきましては１，４１９万円と約２倍の運行費用がかかっている状況であります。

これまで現在運行していない地域のお住まいの町民の方から、地域巡回バスの運行について強いご

要望をいただいておりますし、また一方で利用したい時間にバスが運行されていない、運行コースまで出向いていけない、自宅前まで来てほしいといったご意見も寄せられておりますが、今後も運行経費の上昇がさらに見込まれることや、現状のバス２台での運行では多様化する利用者ニーズへのきめ細かい対応は大変難しいと判断をし、検討の結果、非常に残念ではありますが、本年３月末をもって運行を終了するよう提案をするものです。

なお、現在使用しております２台の巡回バスにつきましては、本年４月以降スクールバスや、その代替バスとして利用する予定であります。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

以上で、議案第２４号の説明を終わります。

○岩藤議長 これでは議案第２４号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第２４号 置戸町地域巡回バス運行条例を廃止する条例。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２４号 置戸町地域巡回バス運行条例を廃止する条例を採決します。

議案第２４号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第２４号 置戸町地域巡回バス運行条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 ６ 議案第 ５号 令和５年度置戸町一般会計補正予算
（第９号）から

◎日程第２４ 議案第２３号 置戸町水道法施行条例の一部を改正
する条例まで

————— １９件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第６ 議案第５号 令和５年度置戸町一般会計補正予算（第９号）から日程第２４ 議案第２３号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例までの１９件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）につきましては、企画財政課長より説明申し上げます。また、議案第23号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例につきましては、施設整備課長より説明を申し上げます。なお、この間の各議案につきましては、それぞれ担当する課長より説明申し上げます。

〈議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）〉

○岩藤議長 まず、議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第5号について説明をいたします。

議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）。

令和5年度置戸町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,635万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億983万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正については、後ほど別冊の令和5年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第9号）で説明いたします。第2表 繰越明許費補正及び第3表 地方債補正について説明をいたしますので、5ページ、6ページをお開きください。

まず、はじめに5ページの第2表 繰越明許費の追加分からご説明申し上げます。2款総務費、3項戸籍住民登録費、社会保障・税番号制度システム整備事業ですが、本年度実施を予定しておりました戸籍システム改修について翌年度に改修がまたぐことから、事業にかかる本町負担金の929万5,000円を翌年度に繰り越すものです。

次に、第3表 地方債補正について説明いたしますので、6ページをご覧ください。

表に記載の過疎地域持続的発展特別事業から臨時財政対策債につきましては、過疎地域持続的発展特別事業に昨年7月開催の第6回置戸町議会臨時会において議決をいただきました、Aコープおけと店内の冷蔵庫等の整備にかかる置戸町買い物利便性向上支援事業補助金2,500万円に対する起債対象となった810万円を追加するほか、いずれも事業費や起債限度額の確定による変更を行うものです。補正後の額につきましては、表の右側、補正後の限度額に記載のとおりです。なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

引き続き、令和5年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第9号）による説明をいたしますので、事項別明細書の50ページをお開き願います。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和5年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第9号）、別添

のとおり)

○岩藤議長 しばらく休憩します。午後１時から再開します。

休憩 １１時５９分

再開 １３時００分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第５号 令和５年度置戸町一般会計補正予算（第９号）〉

○岩藤議長 議案第５号 令和５年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第９号）。

歳出。３２ページ、３３ページ。６款農林水産業費、１項農業費、果実・園芸作物園場に要する経費から。

産業振興課長。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和５年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第９号）、別添のとおり）

〈議案第６号 令和５年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）〉

○岩藤議長 次に、議案第６号 令和５年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第６号 令和５年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

令和５年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１６万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億６，５４４万４，０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第１表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第３号）により、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の６ページ、７ページをお開き願います。

（以下、町民生活課長説明、記載省略。令和５年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第３号）、別添のとおり）

〈議案第７号 令和５年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）〉

○岩藤議長 次に、議案第７号 令和５年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第７号について説明をいたします。

令和５年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）。

令和５年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,912万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,916万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別冊の令和5年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第2号)により説明をいたしますので、事項別明細書の8ページ、9ページをお開きください。歳出から説明をいたします。

(以下、地域福祉センター所長説明、記載省略。令和5年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

〈議案第8号 令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)〉

○岩藤議長 次に、議案第8号 令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第8号についてご説明いたします。

令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)。

令和5年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,498万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきまして説明をいたしますので、別冊の令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書(第3号)により説明をいたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。下段の歳出から説明をいたします。

(以下、地域福祉センター所長説明、記載省略。令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

〈議案第9号 令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算(第3号)〉

○岩藤議長 次に、議案第9号 令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算(第3号)。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第9号について説明をいたします。

令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算(第3号)。

令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第1条 令和5年度置戸町簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第1条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業。秋田浄水場機械計装設備取替工事が1,793万円、水道管移設工事が2,292万4,000円となります。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきまして、第1款 水道事業収益。既決予定額が2億1,382万円、補正予定額が1,273万円、合計で2億2,655万円。第2項 営業外収益。既決予定額が1億4,605万6,000円、補正予定額が1,273万円、合計で1億5,878万6,000円を計上しております。

支出につきまして、第2款 水道事業費用。既決予定額が2億1,382万円、補正予定額が1,273万円、合計で2億2,655万円。第1項 営業費用。既決予定額が1億9,110万4,000円、補正予定額が1,216万3,000円、合計で2億326万7,000円を計上しております。第2項 営業外費用。既決予定額が1,438万9,000円、補正予定額が56万7,000円、合計で1,495万6,000円を計上しております。

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきまして、第3款 資本的収入。既決予定額が2億1,567万7,000円、補正予定額がマイナス992万5,000円、合計で2億575万2,000円。第1項 企業債。既決予定額が830万円、補正予定額がマイナス30万円、合計で800万円を計上しております。第2項 他会計補助金。既決予定額が9,418万3,000円、補正予定額がマイナス482万5,000円、合計で8,935万8,000円を計上しております。

次のページをお開きください。

第3項 他会計負担金。既決予定額が8,195万3,000円、補正予定額がマイナス426万円、合計で7,769万3,000円を計上しております。第4項 国庫補助金。既決予定額が1,024万1,000円、補正予定額がマイナス38万円、合計で986万1,000万円を計上しております。第5項 補償金。既決予定額が2,100万円、補正予定額がマイナス16万円、合計で2,084万円を計上しております。

支出につきまして、第4款 資本的支出。既決予定額が2億1,567万7,000円、補正予定額がマイナス992万5,000円、合計で2億575万2,000円。第1項 建設改良費。既決予定額が4,862万円、補正予定額がマイナス776万6,000円、合計で4,085万4,000円を計上しております。第2項 固定資産購入費。既決予定額が1,145万6,000円、補正予定額がマイナス194万5,000円、合計で951万1,000円を計上しております。第3項 企業債償還金。既決予定額が1億5,560万1,000円、補正予定額がマイナス21万4,000円、合計で1億5,538万7,000円を計上しております。

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的は簡易水道整備事業、既決予定額が830万円、補正予定額がマイナス30万円、合計で800万円を計上しております。

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「補助を受ける金額は、111,465千円」を「補助を受ける金額は、106,667千円」に改める。

補正の内容について説明いたしますので、別冊の簡易水道事業会計補正予算実施計画及び明細書(第3号)の3ページをお開きください。

(以下、施設整備課長説明、記載省略。令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算実施計画及び明細書(第3号)、別添のとおり)

○岩藤議長 しばらく休憩します。午後2時45分から再開します。

休憩	14時30分
再開	14時45分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第4号)〉

○岩藤議長 議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第4号)。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第10号について説明をいたします。

令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第4号)。

令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第1条 令和5年度置戸町下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第1条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業。遠方監視装置更新工事が2,563万円となります。

(収益的收入及び支出の補正)

第2条 予算第2条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきまして、第1款 下水道事業収益。既決予定額が2億30万2,000円、補正予定額がマイナス1万円、合計で2億29万2,000円。第2項 営業外収益。既決予定額が1億5,017万6,000円、補正予定額がマイナス1,000円、合計で1億5,016万6,000円を計上しております。

支出につきまして、第2款 下水道事業費用。既決予定額が2億30万2,000円、補正予定額がマイナス1万円、合計で2億29万2,000円。第2項 営業外費用。既決予定額が833万5,000円、補正予定額がマイナス1万円、合計で832万5,000円を計上しております。

(資本的收入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきまして、第3款 資本的收入。既決予定額が1億1,282万2,000円、補正予定額がマイナス277万1,000円、合計で1億1,005万1,000円。第1項 企業債。既決予定額が2,600万円、補正予定額がマイナス100万円、合計で2,500万円を計上しております。第2項 他会計補助金。既決予定額が7,920万4,000円、補正予定額がマイナス177万1,000円、合計で7,743万3,000円を計上しております。

次のページをお開きください。

支出につきまして、第4款 資本的支出。既決予定額が1億1,282万2,000円、補正予定額がマイナス277万1,000円、合計で1億1,005万1,000円。第1項 建設改良費。既決予定額が2,840万円、補正予定額がマイナス277万円、合計で2,563万円を計上しております。第3項 企業債償還金。既決予定額が8,442万2,000円、補正予定額がマイナス1,000円、合計で8,442万1,000円を計上しております。

先ほどの部分で一部補正をさせていただきたいと思います。第1款下水道事業収益、第2項営業外収益の補正予定額ですが、マイナスの1万円と。先ほど1,000円というふうにしておりましたが、マイナス1万円と訂正させていただければというふうに思います。それでは引き続きまして。

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的は下水道整備事業、既決予定額が2,600万円、補正予定額がマイナス100万円、合計で2,500万円を計上しております。

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「補助を受ける金額は、103,445千円」を「補助を受ける金額は、92,785千円」に改める。

補正の内容について説明いたしますので、別冊の下水道事業会計補正予算実施計画及び明細書(第4号)の3ページをお開きください。

(以下、施設整備課長説明、記載省略。令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算実施計画及び明細書(第4号)、別添のとおり)

〈議案第11号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定について〉

○岩藤議長 次に、議案第11号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定について。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定について。

置戸町犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定する。

本条例の制定趣旨につきましては、犯罪被害者等基本法第5条の規定により、犯罪被害者等の支援について地方公共団体として理念を定め、町、町民、事業者がそれぞれ協力し合いながら、被害者が必要とする施策の推進、被害の早期回復や軽減、そして、安心安全な地域社会をつくっていくことを目的に制定するものでございます。

内容につきましてご説明しますので、黄色い表紙の令和6年3月置戸町議会定例会議案説明資料8ページ、議案第11号説明資料置戸町犯罪被害者等支援条例をご覧ください。

左が条項、右が内容となっております。

第1条 目的でございますが、先ほどご説明した内容のとおりです。

第2条は、用語を定義しております。第1号は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を犯罪等と定義します。第2号は、日本国内・日本国外にある日本船舶・日本航空機内で行われた人の生命、または、身体を害する罪にあたる行為、例えば殺人、強盗致死、傷害、危険運転致死傷

等を犯罪行為と定義します。一部刑法上罰せられない罪を本条例では犯罪行為に含めたり、法令や正当な業務での行為、正当防衛行為、過失行為は除外する規定としております。第3号は、犯罪行為により受けた負傷、疾病で医師の診断で1か月以上療養が必要なものを傷病と規定します。第4号は、犯罪行為による死亡、または疾病で、被害届を警察が受理、または警察が犯罪被害を認めたものを犯罪被害と定義します。第5号は、害を被った本人、その家族、遺族を犯罪被害者等と定義。第6号は、被害を受けたあとに、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的苦痛、身体の不調、プライバシー侵害などの被害を二次的被害と定義します。第7号から第9号までは関係機関、町民等、事業者について、それぞれ定義をしております。

次のページをご覧ください。第3条 基本理念でございますが、個人の尊厳や処遇が保障されることや、被害の状況、原因、二次的被害に配慮が必要なこと、被害を受けたあと再び平穏な生活ができるまでの間、必要な支援を行うこと。再被害や二次的被害が発生することがないように支援するとともに、個人情報について最大限配慮することとしております。

第4条は町の責務について、第5条は町民等の責務について、第6条は事業者の責務をそれぞれ規定しております。

第7条は、相談及び情報の提供等として、情報提供や助言、関係機関との連携、損害賠償請求、刑事事件に関する手続きへの支援、支援窓口の設置を町に義務付けております。

第8条は、見舞金の支給として、遺族見舞金として30万円、傷病見舞金として10万円を支給することとしております。

次のページをご覧ください。第9条は、生活への支援。第10条は、二次被害防止と安全確保への必要な措置。第11条は、住居の安定として公営住宅への入居配慮。第12条は、雇用の安定に対する施策支援の実施。第13条は、犯罪被害者に対する支援の重要性や必要性を、町民等及び事業者にご理解いただくために必要な措置を講じること。第14条は、支援を担う人材の育成、資質向上に努めること。第15条は、犯罪被害者からの意見要望を把握し、支援施策に反映させること。第16条は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合の規定。第17条は、規則への委任規定となっております。

犯罪被害者等は、身体的、精神的、経済的にも大きな被害を受けます。条例は、こうした被害を受けた方々が、再び安心して生活を送ることができるよう、社会全体で支えていくための重要な役割を果たすと考えております。今後、情報提供、連携強化を目的として、北見警察署と協定書を締結する予定ですが、あの日ごろより置戸駐在所をはじめ、関係機関と連携を密にし、本条例が発動しないよう町民の皆様にもご協力を賜りたいと思います。

本議案にお戻りください。

2枚めくっていただき、附則になります。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第8条の規定は、見舞金の支給規定ですが、この条例の施行の日以後において行われた犯罪

行為による死亡又は傷病について適用する。

以上で、議案第 11 号の説明を終わります。

〈議案第 12 号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第 12 号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第 12 号についてご説明いたします。

議案第 12 号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例。

置戸町監査委員条例（昭和 59 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

今回の改正理由についてご説明いたします。

令和 5 年 5 月 8 日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、指定公金事務取扱者制度に係る規定の新設に伴い、地方自治法第 243 条の 2 の 2 が第 243 条の 2 の 8 に繰り下がることから、この引用部分について改正が必要となり、関係条文を整備するものでございます。

第 3 条中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

なお、黄色い表紙の議案説明資料 11 ページ、議案第 12 号説明資料、置戸町監査委員条例の一部を改正する条例新旧対照表は後ほどご参照願います。

以上で議案第 12 号の説明を終わります。

〈議案第 13 号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第 13 号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第 13 号についてご説明いたします。

議案第 13 号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例（平成 28 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

今回の改正理由についてご説明いたします。

総務省が毎年実施しております地方公務員の給与実態調査において、国家公務員給与を 100 とした指数の公表により、本町の給与がそれを超えた数値となったことから、平成 28 年度より 3 級から 6 級までの職員の給料月額を 3% 削減する内容で 2 年間、30 年度からは 4 級から 6 級までに圧縮したなかで 6 年間、計 8 年間の削減措置の継続を続けてまいりました。それにより指数は平成 27 年 4 月調査では 103.6 でありましたが、減額措置実施後 100 ポイントを下回る状況が続いており、令和 5 年度においても継続した取り組みが必要と判断し、3% の減額を実施した結果、97.9 ポイントとなりました。

本削減措置につきましては、職員組合からも早期の廃止を要求されておりますが、これを廃止した場合の令和 5 年度本町独自試算では 100.1 と、再び 100 を超えることから、令和 6 年度においても特例措置の継続で交渉を続けた結果、1 月 18 日従来の独自削減継続で妥結をしております。

また、給与特例措置廃止に向け、給与構造の見直しについて職員組合と合意をし、令和 5 年 1 月より制度変更について実施をしておりますが、国との均衡が図られるまで、当分の間は減額措置を継続

する必要がありと考えております。

なお、この措置により当初予算で一般職 81 名中、4 級以上職 35 名が該当し、年間 458 万円の減額となります。また、負担金により予算措置をしております消防職員についても適用され、15 名中 6 名、年間 82 万円、合わせまして合計額、合計 41 名、540 万円の削減となります。

本議案をご覧ください。

第 1 条中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

期限の延長となっております。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

なお、黄色い表紙の議案説明資料 12 ページ、議案第 13 号説明資料、置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後ほどご覧ください。

以上で、議案第 13 号の説明を終わります。

〈議案第 14 号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第 14 号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第 14 号についてご説明いたします。

議案第 14 号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

今回の改正理由についてご説明いたします。

1 点目は、地方自治法の一部改正による法律、令和 5 年法律第 19 号等により、会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給が可能となりました。国や近隣自治体の状況を踏まえ、現在期末手当の支給対象となっている会計年度任用職員に対し、正職員と同様に勤勉手当を支給する規定の整備と。2 点目として、令和 5 年の人事院勧告により、令和 5 年 11 月臨時会において一般職の給料表が改定となったことに伴い、一般職の 1 級及び 2 級の給料表を使用する会計年度任用職員について、給料表の改定が必要となったことから所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、黄色い表紙の議案説明資料 13 ページ、議案第 14 号説明資料、置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右が現行、左が改正案となります。

第 3 条 会計年度任用職員の給与の規定ですが、勤勉手当の文言を追加します。第 15 条の 2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給規定の追加となりますが、任期が 6 か月を超えるフルタイム会計年度任用職員に対し、正職員と同じ規定により勤勉手当を支給することとしております。

次のページをお開きください。

第 25 条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給規定ですが、1 週間あたりの勤務時間が著しく短い職員は、支給除外としておりますが、次の第 25 条の 2 で規定する勤勉手当も支給除

外とする文言を追加しております。第25条の2は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給規定ですが、フルタイム職員に準じ正職員と同じ規定により勤勉手当を支給する内容としております。

今回の改正により、フルタイム及びパートタイム職員ともに6月期、12月期それぞれ期末が1.225か月、勤勉が1.025か月、年間で4.5か月が手当として支給されます。

次に別表1の改正ですが、先ほどご説明したとおり、人事院勧告に伴う給料表の改正を行うものでございます。

本議案にお戻りください。

次のページをご覧ください。

附則になります。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

〈議案第15号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第15号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第15号について説明をいたします。

置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、関連する箇所につきまして改正を行うものです。

改正内容について説明をいたしますので、別紙の議案説明資料、黄色い表紙になります。22ページ、議案第15号説明資料、置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

現行が右の欄で、改正案が左の欄になります。

第6条の2では、事業者は利用者の安全確保を図るため、事業所設備の安全点検、事業所での日常生活や、事業所外活動等における安全に関する指導や、職員研修等を計画的に実施するための安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととされたことから、その関連する規定について追加をするものです。

次のページに移りまして、第6条の3では、事業者は利用者の事業所外活動等のために自動車を運行する場合、利用者の乗車・降車の際に点呼等の方法により利用者の所在を確認しなければならないこととされたことから、その関連する規定につきまして追加をするものです。第10条第3項第4号の改正は、教員免許法制度改正に伴う文言の改正をするものです。第10条第3項第10号では、高校を卒業していない者も放課後児童支援員になることができるよう、基礎資格を拡大する規定につい

て追加をするものです。

次のページの第12条の2では、事業者は感染症や非常災害発生時における業務継続計画を策定し、職員に対し必要な研修及び訓練を定期的実施することを努力義務とされたことから、その関連する規定について追加をするものです。第13条第2項の改正は、事業者は職員に対し感染症及び食中毒の予防やまん延防止のため、研修や訓練を定期的実施することが努力義務として追加をされたことから、所要の改正をするものです。

本議案にお戻りください。

1枚めくっていただきまして、左のページになります。下段。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

〈議案第16号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第16号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第16号について説明をいたします。

議案第16号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例。

置戸町森と住まいの支援条例（平成21年3月11日条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

今回の条例改正の内容についてご説明をいたします。

置戸町森と住まいの支援条例は、平成13年当時、町内における住宅事情が厳しく、住宅建設を促す施策として、また持ち家を推進することで町内に長く居住してもらうことや、プレカット工場材の利用増を図るため、置戸町持ち家住宅建設促進条例を制定し、3年間の期限を設け、都度制度の見直しを図りながら住宅建設支援を行ってまいりました。平成21年度からは、内容と目的を刷新した置戸町森と住まいの支援条例が施行され、同じく3年間の期限を設け、都度制度の見直しを図りながら今日に至っております。

今回の条例改正は、令和5年度末をもってこの条例が効力を失うことから、引き続き本町の森林環境を大切にしながら住宅建設を支援することを目的として、また、住宅建設を取り巻く状況も大きく変化してきていることから、これまでの3か年という時限を撤廃し、本町における移住定住政策の柱として常時制度としながら、状況に応じて柔軟に必要な改正を都度行えるよう、附則第2項で定めております本条例の有効期限を削り、よって附則が1項立てになることから項番号を合わせて削る改正を行うものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

なお、別冊黄色の表紙、令和6年3月置戸町議会定例会議案説明資料の26ページに、条例新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

〈議案第17号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第17号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第17号について説明をいたします。

置戸町介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、介護保険法に基づき市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込み料などに基づき、3年ごとに見直すこととなっております。令和6年度から令和8年度までの計画期間における標準給付費見込み額及び地域支援事業費見込み額の23%が第1号被保険者の負担となりますが、介護給付費準備基金を取り崩すなど、第1号被保険者介護保険料上昇の抑制を図ってまいります。

まず、次期計画になります第9期計画期間における保険料について説明をいたしますので、別紙の議案説明資料、黄色い表紙になります。議案第17号説明資料の27ページ、所得段階別第1号被保険者の介護保険料についてをご覧ください。

第9期計画では、介護保険給付費標準給付費を令和6年度から令和8年度の合計で10億3,410万9,000円。地域支援事業費では、介護予防日常生活総合支援事業及び包括的支援事業、任意事業合わせて5,304万円を見込み、その23%を第1号被保険者が負担することとなります。

負担区分についてですが、次のページをご覧いただきたいのですが、第8期計画では、1段階から9段階までの9段階に区分をしておりましたが、第9期計画では、国の指針により被保険者間での所得再分配機能強化のため多段階化が示されたことから、前期計画の第9段階を細分化し、第1段階から第13段階までの13段階区分といたします。所得の低い階層の標準上率引き下げを行い、負担を軽減するとともに、介護給付費準備基金を1,900万円取り崩すなど、第1号被保険者の介護保険料上昇の抑制を図り、保険料基準額、真ん中の網掛けの部分第5段階ですが、前期計画より月額300円増の4,500円、年額54,000円とするものです。

なお、各段階ごとの基準額に対する割合及び保険料は記載のとおりとなります。次に29ページ、議案第17号説明資料、置戸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。現行が右の欄で、改正案が左の欄になります。

第2条は、対象年度について改めるものと、保険料率の改正で先ほど説明をいたしました内容となっております。

31ページに移り、第4条第3項は、保険料段階区分を13段階区分への変更に伴う改正であります。

本議案にお戻りください。

附 則

（施行期日）

次のページにわたり、

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の置戸町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上で、議案第 17 号の説明を終わります。

〈議案第 18 号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第 18 号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第 18 号について説明をいたします。

置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

一部改正の趣旨及び改正内容について説明をいたしますので、別紙の議案説明資料、黄色い表紙になります。32 ページ、議案第 18 号、第 19 号、第 20 号及び第 21 号説明資料、置戸町指定居宅介護支援等（予防）の事業に関する基準条例及び置戸町指定地域密着型サービス（予防）に関する基準条例等の改正についてをご覧ください。

議案第 19 号、第 20 号及び第 21 号にも関連がありますので、併せて説明をいたします。

今回の改正の趣旨ですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、基本的には 3 年に一度の改正が行われており、令和 6 年においても、関連する省令について所要の改正が行われます。指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所及び地域密着型サービスに係る基準は省令により基準を参考とし、町が条例で定めていることから、関係省令の改正により本町の関係条例の改正を行うものです。

次のページをご覧ください。

今回の改正対象となるサービス種別といたしましては、3 対象サービスの表にありますとおり、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防を含む地域密着型サービスとなりますが、町内においては居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び認知症共同生活介護地域密着型通所介護が該当する事業所となります。基準の累計は、国の基準に従い定める従うべき基準と、国の基準を標準として定める標準、国の基準を参酌して定める、参酌すべき基準の 3 つに累計が分類されます。

今回の基準省令の規定をもとに、利用者の処遇の向上、適正な事業の運営確保の観点から本町の実情を踏まえ検討した結果、特段の支障がないことから関係条例は国の基準省令どおりの改正となります。

居宅介護支援事業所基準の改正箇所につきましては、1 点目としまして、今回の改正により市町村から指定を受け業務委託を受けられることとなったことから、指定を受けた場合におけるケアマネジャーの人員基準及び取扱件数の見直しと ICT を活用し、かつ事務職員を配置する場合の取扱件数の見直しをしたものです。

次のページ、34 ページになりますが、2 点目は居宅介護支援事業所の管理者の兼務範囲について、介護サービスの質を担保しつつ事業所を効率的に運営する観点から、同一敷地内における事業所施設等でなくても兼務して差し支えない旨を明確化したものです。3 点目はサービス計画の内容や手続き

の説明及び動員について、これまでは利用者のみとしていたところを事業者の負担軽減を図るため本人またはその家族へ対象拡大をし、理解を得ることを努力義務へと見直したものです。4点目は指定居宅サービス事業者等とのモニタリングについて、利用者の同意や心身の状態が安定していることなどを条件とし、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とするものです。5点目につきましては、身体拘束等の適正化を推進する観点から生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き禁じることと、やむを得なく行った場合の記録整備を義務化するものです。6点目は書面掲示の見直しとして、運営規定概要等の重要事項については事業所内での掲示に加え、インターネット上でも閲覧が可能とするよう改めるもので、1年間猶予の後、令和7年度から義務付けするものです。なお、41ページに議案第18号説明資料として新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご参照ください。

それでは本議案にお戻りください。

1枚めくっていただきまして右のページになります。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第25条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

〈議案第19号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第19号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第19号について説明をいたします。

置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

先ほどの別紙議案説明資料、議案第18号、第19号、第20号、第21号の説明資料を再度ご覧ください。条例の一部改正の趣旨などにつきましては、先ほど議案第18号で説明をいたしましたので省略をいたします

35ページをお開きください。介護予防支援事業所の改正箇所につきましては、①としまして、居宅介護支援事業所から業務を委託された場合に円滑に進むよう人員配置基準等が見直されたものと、②から④については、議案第18号により説明いたしました内容と共通して同じとなっております。なお、50ページに議案第19号説明資料、新旧対照表を添付しておりますので後ほどご参照ください。

それでは本議案の方にお戻りください。

2枚めくっていただきまして左のページになります。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第23条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

〈議案第20号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第20号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第20号について説明をいたします。

置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

先ほどの別紙議案説明資料の議案第18号、第19号、第20号及び第21号説明資料を再度ご覧ください。条例の一部改正の趣旨につきましては、先ほどの説明したものと同一となっておりますので省略をいたします。

36ページをご覧くださいと思います。

地域密着型サービスにつきましては、①から③までは議案第18号により先ほど説明いたしました内容と同一となっております。

④介護現場の生産性向上については、現場における課題を抽出・分析して必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保したうえで負担軽減に資する業務改善の方法を検討するための委員会の設置を義務付けるものです。

次のページに移りまして、⑤及び⑥の協力医療機関との連携体制の構築については、高齢者福祉施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に地域の医療機関等と連携のもと、適切な対応が取れるよう協力医療機関を指定し連携体制を構築することを、⑤は努めることとし、⑥は義務付けを行うものです。なお、⑤は特定入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護の事業が対象で、⑥は介護老人福祉施設が対象となります。

⑦新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携については、新興感染症の発生時に事業所内または施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を構築するため、第二種協定指定医療機関との間で対応を取り決めるよう努めることと、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は発生時の対応について協議を行うことを義務付けるものです。

⑧の生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化については、介護サービスの質の確保と職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、安全対策などを検討したうえで見守り機器等のテクノロジーの複数活用、職員間の適切な役割分担等の取り組み

により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる場合、看護、介護職員の配置基準を緩和するものです。

⑨の緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付けにつきましては、地域密着型介護老人福祉施設が定めることとされている緊急時の対応方法について配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、１年に１回以上見直しを行うことを義務付けするものです。

⑩のユニットケアの質の向上のための体制の確保については、ユニット型施設の管理者に施設管理者研修を受講するよう努力義務を定めるものです。

⑪のサービス内容の明確化については、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、議案説明資料の６０ページに議案第２０号説明資料、新旧対照表を添付しておりますので後ほどご参照ください。

本議案にお戻りください。

５枚めくっていただきまして右のページになります。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、この条例による改正後の置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第３４条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- ２ この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間、新条例第９２条第７号及び第１９７条第７号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

次のページに移りまして。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- ３ この条例の施行の日から令和９年３月３１日までの間、新条例第１０６条の２（新条例第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条及び第２０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなれば」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- ４ この条例の施行の日から令和９年３月３１日までの間、新条例第１７２条第１項（新条例第１８９条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

以上で、議案第２０号の説明を終わります。

〈議案第２１号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す

る基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第21号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第21号について説明をいたします。

置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

再度、別紙議案説明資料をご覧くださいと思います。

39ページをお開きください。

地域密着型予防サービス、①から③については議案第18号により先ほど説明をいたしましたとおりとなっております。④介護現場の生産性向上、⑤協力医療機関との連携体制の構築、⑥新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携につきましては、議案第20号の地域密着型サービスと同様の改正となっております。

なお、議案説明資料の106ページに議案第21号説明資料、新旧対照表を添付しておりますので後ほどご参照ください。

本議案にお戻りください。

2枚めくっていただきまして右のページになります。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなれば」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

〈議案第２２号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第２２号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第２２号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町簡易水道事業給水条例（平成１０年条例第２号）の一部を次のように改正する。

改正理由を申し上げます。

令和６年４月１日施行の水道法の一部改正において、水道施設の老朽化、耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応が求められていることを背景に、現在、水道整備管理行政を所管する厚生労働省から社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力知見を有する国土交通省へ移管が行われることから改正するものです。

改正の内容についてご説明いたしますので、別冊の議案第２２号説明資料、新旧対照表をご覧ください。

黄色い表紙の１２１ページとなります。右の欄が現行、左の欄が改正案になります。第５条 給水装置の新設等の申し込みの中の「厚生省令」を「国土交通省令」に改めるものです。第３２条 給水装置の基準違反に対する措置、第２項の中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものです。第３５条 過料、第１号の中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものです。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

以上で、議案第２２号の説明を終わります。

〈議案第２３号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第２３号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第２３号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町水道法施行条例（平成２４年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

改正理由を申し上げます。

先ほど議案第２２号の改正理由で説明しましたとおり、水道法の一部改正において水道整備管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省へ移管したことに合わせて、水質基準の策定等に関して現行の所管省である厚生労働省から環境省への移管が行われることから改正するものです。

改正の内容についてご説明いたしますので、別冊の議案第２３号説明資料、新旧対照表をご覧ください。

黄色い表紙の１２３ページになります。

右の欄が現行、左の欄が改正案となります。

第４条 水道技術管理者の資格、第６号の中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものです。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで議案第5号から議案第23号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第25 報告第 1号 令和4年度置戸町教育委員会の活動
状況に関する点検・評価の報告につ
いて

○岩藤議長 日程第25 報告第1号 令和4年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第1号について申し上げます。

教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、お手元に配付のとおり、令和4年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎日程第26 報告第 2号 定期監査の結果報告について

○岩藤議長 日程第26 報告第2号 定期監査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第2号について申し上げます。

監査査員が令和6年2月21日に令和5年度の物品購入等の契約執行状況ほか、7項目の財務監査と備品管理状況の現地監査を執行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎日程第27 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第27 報告第3号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第3号について申し上げます。

監査委員が令和5年11月30日、12月31日及び令和6年1月31日現在の出納状況につい

て検査を執行され、お手元に配付のと通りの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎散会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本日の会議は、これで散会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日はこれで散会といたします。

散会 15時54分

令和6年第3回置戸町議会定例会（第2号）

令和6年3月12日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第26号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第27号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第28号 令和6年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第29号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第30号 令和6年度置戸町簡易水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算

○出席議員（8名）

- | | | | | | |
|----|------|----|----|------|----|
| 1番 | 嘉藤均 | 議員 | 2番 | 前田篤 | 議員 |
| 3番 | 石井伸二 | 議員 | 4番 | 石村吉博 | 議員 |
| 5番 | 柏原勝 | 議員 | 6番 | 山田耕平 | 議員 |
| 7番 | 阿部光久 | 議員 | 8番 | 岩藤孝一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

- | | | | |
|----------|------|------------|-------|
| 町長 | 深川正美 | 副町長 | 蓑島賢治 |
| 会計管理者 | 菅原嘉仁 | 企画財政課長 | 坂森誠二 |
| 総務課長 | 鈴木伸哉 | 総務課参与 | 鈴木義徳 |
| 町民生活課長 | 田中耕太 | 産業振興課長 | 五十嵐勝昭 |
| 施設整備課長 | 名和祐一 | 地域福祉センター所長 | 石森実 |
| 企画財政課長補佐 | 高橋秀典 | 総務課総務係長 | 鈴木良知 |

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
社会教育課長 須 貝 智 晴
図 書 館 長 遠 藤 薫

学校教育課長 大 戸 基 史
森林工芸館長 小 野 寺 孝 弘

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 五 十 嵐 勝 昭 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 鈴 木 伸 哉 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 今 西 美 紀 子
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 加 藤 洋 聖

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって2番 前田篤議員及び3番 石井伸二議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日の説明員は、前日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算から

◎日程第 8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算まで

———— 7件 一括議題 ————

○岩藤議長 日程第2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算から日程第8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算につきましては、企画財政課長が説明申し上げます。また、議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算につきましては、施設整備課長が説明申し上げます。なお、この間の各議案につきましては、それぞれ所管する課長が説明申し上げます。

〈議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算〉

○岩藤議長 まず、議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第25号の説明の前に、資料の確認をお願いいたします。予算説明は主に水色表紙の令和6年度置戸町一般会計・特別会計・事業会計予算書の各会計事項別明細書により行います。次に、白い表紙の令和6年度一般会計・特別会計・事業会計予算に関する説明資料と黄色の議案説明資料があります。予算書と説明資料2種類、本議案の4つを使って説明をいたします。

はじめに、令和6年度の予算概要について申し上げます。令和6年度の予算編成ですが、国の令和6年度予算は3月2日に衆議院を通過し、年度内成立の見通しとなりました。国においては、物価に負けない賃上げの実現に向けた経費や、こども・子育て政策、グリーン・トランスフォーメーションといった歴史的な転換点のなか、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れをつかみ取るための予算として編成をされました。これを受けて、令和6年度の地方財政計画では、地方税等は前年比0.3%の減収となるなかで、一般財源総額は前年度を上回る額が確保されており、地方交付税も前年比1.7%の増と見込んでおります。しかし、自主財源の乏しい本町にとりましては、今後も厳しい財政運営が予想されます。

本年の令和6年度予算は、町長選挙の年となることから骨格予算となりますが、一般会計が前年比3.3%減の45億1,100万円となりました。特別会計は、国民健康保険特別会計ほか4会計で前年度比0.2%減の8億9,520万円となりました。国民健康保険特別会計の減少が主な要因となっております。特別会計を含めた5会計の総額では、前年度比2.8%減の54億620万円となりました。

昨年度より、特別会計から事業会計となりました簡易水道事業会計は前年比5.8%減の4億708万3,000円。同じく下水道事業会計は前年比4.1%減の2億9,457万1,000円となりました。

今回の予算編成では、特に歳出予算において、維持補修費、補助費等が依然として増加傾向にあり、歳出全般における経費の抑制が必要となったことから、本町の厳しい財政状況をしっかりと認識し、第6次総合計画並びに総合戦略を基本としながらも、持続可能な財政運営により各施策に取り組むための予算として編成をいたしました。

それでは、本議案をご覧ください。

議案第25号について説明をいたします。

議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算。

令和6年度置戸町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億1,100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

第1表 歳入歳出予算につきましては、後ほど別冊の令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書

で説明をいたします。

第2表 債務負担行為についてご説明いたしますので、7ページをお開きください。

今回の債務負担行為は、北見市外2町一般廃棄物最終処分場運営事業費負担金について、昨今の物価高騰などの影響から、今後における事業費が増える見込みとなったことから、令和6年度から令和17年度までの限度額を509万1,000円として債務負担行為を設定をするものです。

続いて第3表 地方債について説明をいたします。

第3表 地方債。

過疎地域持続的発展特別事業から境野地区道路等防災対策工事までの10事業に臨時財政対策債を加え、総額で2億1,070万円の町債の発行を予定しております。事業ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりです。この表の1番上の段、過疎地域持続的発展特別事業の内容につきましては、別冊白色の表紙、令和6年度一般会計・特別会計・事業会計予算に関する説明資料において後ほど説明をいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の説明書の前に、別冊の令和6年度一般会計・特別会計・事業会計予算に関する説明資料の説明をいたします。

それでは令和6年度一般会計・特別会計・事業会計予算に関する説明資料ですが、1ページは部局別職員数調べ。次の2ページから4ページまでは、各会計別人件費対前年度当初予算比較表。職員手当の内訳で、後ほど総務課長が説明をいたします。

それでは、資料の5ページ、6ページをお開き願います。5ページから8ページまでは、歳入歳出性質別内訳になります。この表によって本年度の予算概要を説明をいたします。5ページ、6ページは歳入ですが、5ページは歳入のうち経常的収入を、6ページは臨時的収入をまとめたものです。表の右側に前年度の数字を記載しておりますので、合わせてご覧ください。5ページ上段の経常的収入のうち、自主財源は主に町税や使用料、手数料などで、4億6,343万6,000円、収入の10.3%になります。

このうち町税は3億996万4,000円で、構成比は6.9%になります。下段の依存財源ですが、普通交付税のほか、地方譲与税や国・道支出金などです。普通交付税は24億3,300万円で、構成比は53.9%になります。6ページの臨時的収入の特別交付税1億8,200万円を含めると、地方交付税で26億1,500万円となり、全体収入の58%になります。依存財源の合計は28億5,537万6,000円で、構成比は63.3%、経常的収入の合計は33億1,881万2,000円となり、構成比で73.6%となります。

6ページ、臨時的収入では国庫支出金が1億3,556万4,000円で、農林水産業費関係が多くを占めております。道支出金は6,181万1,000円で、農業及び林業関係補助金が主なものです。繰入金は4億4,212万3,000円ですが、財政調整基金で1億9,000万円、公債費の償還財源として減債基金の2億円、このほか未来への森づくり基金、夏まつり振興基金の繰り入れが主なものです。諸収入は老人ホームの指定管理委託に関わる老人福祉施設運営資金貸付金元利収入7,916万9,000円が主なものです。町債は2億1,070万円で、前年度より5,730万円の減額となっております。臨時的収入の合計は11億9,218万8,000円で、収入の26.4%となります。

続いて7ページ、8ページをお開きください。続いて歳出の説明になります。

最初に7ページの経常的経費ですが、下段の計の欄は34億2,044万6,000円で、歳出全体の75.8%を占めておりますが、この数値が増加するほど財政の硬直化が進むことになります。人件費のうち給与費は6億6,686万8,000円、構成比14.8%で、前年比0.5%増となっております。物件費は7億5,456万3,000円、構成比は16.7%、維持補修費が7,956万3,000円で1.8%と、いずれも前年を上回りました。扶助費が2億7,863万3,000円で6.2%、補助費等が8億629万6,000円で構成比17.9%、公債費が5億2,934万9,000円で構成比が11.7%となっております。

続いて8ページの臨時的経費ですが、補助事業や単独事業、貸付金など合わせて10億9,055万4,000円となり、支出全体の24.2%を占めております。なお、経常的経費及び臨時的経費の補助費等が前年に比べ大幅に増加しておりますが、いずれも簡易水道事業会計と下水道事業会計が特別会計から事業会計へと移行したことに伴い、従来の会計間における繰出金としてではなく、事業への補助として会計管理を行うこととなったことによります。

以上で性質別内訳の説明を終わります。

続きまして9ページ、10ページをお開きください。

こちらが投資的事業の内訳になりますが、予算科目ごとに事業名等、事業の内容、予算額や財源内訳を記載しております。

11ページ、12ページをお開きください。こちらは扶助費の内訳になりますが、前ページと同様に予算科目ごとに事業名等、事業の内容、予算額や財源内訳を記載しております。

13ページ、14ページをお開きください。こちらは令和6年度各施設管理経費の内訳になりますが、各施設の管理経費は14ページの一番下の総計表の合計額で一般会計・特別会計合わせて3億4,459万円ですが、参考欄の増減のうち、燃料費、電気料の単価、清掃施設管理委託の負担が大きくなっております。

15ページ、16ページをお開きください。こちらは負担金補助及び交付金の内訳になりますが、15ページから31ページまで続きます。合計欄で説明をいたしますので31ページをご覧ください。こちらは合計になりますが、負担金で5億3,762万3,000円、補助金交付金で5億386万9,000円、合計221件で10億4,149万2,000円となります。

事業に関わる分につきましては括弧に内書きとなっており、合計で2億3,030万2,000円となっております。また、廃止となりました負担金等につきましては、し尿処理事業補助金以下1件で500万円となっております。

32ページをお開きください。こちらは基金運用予定調書になりますが、表の上段の積立基金から説明をいたします。一般会計財政調整基金から介護給付費準備基金までの9件で、令和5年度末の見込額は27億7,509万934円となります。令和6年度の積み立てですが、老人ホーム施設整備基金に2,010万1,000円、未来への森づくり基金に3,402万2,000円、その他寄附金などを見込み、合計で5,425万7,000円を積み立てる予定です。

一方、令和6年度中の取り崩しですが、一般会計財政調整基金1億9,000万円、減債基金2億円、未来への森づくり基金4,115万5,000円、国保・介保各特別会計への繰り入れ合計で1,

174万8,000円、総額で4億4,290万3,000円となり、令和6年度末の見込み額は23億8,644万4,934円となります。

表の下段、運用基金は社会福祉振興基金から図書資料整備基金までの8件で、運用中の資金を除く令和5年度末の見込み額は3億7,817万2,300円となります。

一方、令和6年度の主な取り崩しは、夏まつり振興基金ほか2件で1,000万円、寄附金の積み立てや貸し付け中の基金の増減を調整し、令和6年末の見込み額は運用分を除いて3億6,985万300円になります。

次に合計欄ですが、令和5年度末の見込み額は31億5,326万3,234円、括弧内の運用分も合わせますと記載はしてありませんが、32億9,560万2,194円となります。同じく合計欄の令和6年度末の見込み額は27億5,629万5,234円、括弧内の運用分を含め28億9,894万7,194円になります。欄外に参考といたしまして北海道市町村備荒資金組合への積立金についても記載をしております。

33ページをお開きください。この表は地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費内訳になります。内容につきましては後ほどご覧ください。

34ページをご覧ください。この表は過疎対策事業債（ソフト分）対象事業一覧で、先ほど本議案において地方債の説明をいたしましたが、過疎計画に基づく過疎対策事業債のソフト事業として借入れを予定しておりますもので、通学バス、定期購入費補助事業から置戸高校支援対策事業までの5事業で7,520万円の発行を予定しております。

35ページ以降の説明資料につきましては、それぞれ議案説明に合わせて担当課長が説明をいたします。

それでは予算の内容について説明をいたしますので、令和6年度置戸町一般会計・特別会計・事業会計予算書の35ページ、36ページをお開きください。

（以下、担当課長説明、記載省略。令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり）

○岩藤議長　しばらく休憩します。午前11時から再開します。

休憩	10時42分
再開	11時00分

○岩藤議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第25号　令和6年度置戸町一般会計予算〉

○岩藤議長　議案第25号　令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書、歳出、57ページ、58ページ。2款総務費、1項総務管理費。地域おこし協力隊に要する経費から。

企画財政課長。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり）

○岩藤議長　しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 12時00分
再開 13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算〉

○岩藤議長 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書、歳出、87ページ、88ページ。3款民生費、1項社会福祉費。老人福祉施設入所者措置に要する経費から。

地域福祉センター所長。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○岩藤議長 しばらく休憩します。午後2時55分から再開します。

休憩 14時40分
再開 14時55分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算〉

○岩藤議長 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書、117ページ、118ページ。5款労働費、1項労働諸費。負担金補助及び交付金。

産業振興課長。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

◎延会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○岩藤議長 本日はこれで延会します。

延会 16時00分

令和6年第3回置戸町議会定例会（第3号）

令和6年3月13日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第26号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第27号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第28号 令和6年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第29号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第30号 令和6年度置戸町簡易水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第26号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算

○出席議員（8名）

- | | | | | | |
|----|------|----|----|------|----|
| 1番 | 嘉藤均 | 議員 | 2番 | 前田篤 | 議員 |
| 3番 | 石井伸二 | 議員 | 4番 | 石村吉博 | 議員 |
| 5番 | 柏原勝 | 議員 | 6番 | 山田耕平 | 議員 |
| 7番 | 阿部光久 | 議員 | 8番 | 岩藤孝一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

- | | | | |
|--------|------|------------|-------|
| 町長 | 深川正美 | 副町長 | 蓑島賢治 |
| 会計管理者 | 菅原嘉仁 | 企画財政課長 | 坂森誠二 |
| 総務課長 | 鈴木伸哉 | 総務課参与 | 鈴木義徳 |
| 町民生活課長 | 田中耕太 | 産業振興課長 | 五十嵐勝昭 |
| 施設整備課長 | 名和祐一 | 地域福祉センター所長 | 石森実 |

企画財政課長補佐 高 橋 秀 典

総務課総務係長 鈴 木 良 知

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅

学校教育課長 大 戸 基 史

社会教育課長 須 貝 智 晴

森林工芸館長 小 野 寺 孝 弘

図 書 館 長 遠 藤 薫

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 五 十 嵐 勝 昭 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 鈴 木 伸 哉 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 今 西 美 紀 子

議 事 係 加 藤 洋 聖

臨時事務職員 中 田 美 紀

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって4番 石村吉博議員及び5番 柏原勝議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日の説明員は、前日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算から

◎日程第 8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算まで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算から日程第8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の説明を続けます。

〈議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算〉

○岩藤議長 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書。3. 歳出、141ページ、142ページ。7款商工費、公園管理に要する経費から。

産業振興課長。

(以下、担当課長説明、記載省略。令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。午前11時から再開します。

休憩 10時39分

再開 11時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算〉

○岩藤議長 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書。歳出、159ページ、160ページ。9款消防費、北見地区消防組合に要する経費。白い表紙の令和6年度一般会計・特別会計・事業会計予算に関する説明資料、75ページ、消防行政一般経費から。

総務課参与。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○岩藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	11時59分
再開	13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算〉

○岩藤議長 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書。歳出、183ページ、184ページ。10款教育費、4項社会教育費。社会教育委員に要する経費から。

社会教育課長。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○岩藤議長 しばらく休憩します。午後2時45分から再開します。

休憩	14時27分
再開	14時45分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算〉

○岩藤議長 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書。歳入、13ページ、14ページ。1款町税、1項町民税から。

町民生活課長。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和6年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第26号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

○岩藤議長 次に、議案第26号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第26号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和6年度置戸町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,970万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

歳入歳出予算につきましては、別冊の事項別明細書でご説明いたしますが、予算を説明する前に予算の概要等について、別冊の予算に関する資料で説明いたしますので、資料の55ページ、56ページ、令和6年度国民健康保険特別会計予算資料をお開き願います。白い表紙の資料となります。

平成30年度からの国民健康保険制度につきましては、北海道と市町村が一体となり国民健康保険事業を運営しています。また、国保運営方針の見直しを行いながら、令和12年度を目処に統一保険料率を目指し、被保険者間の負担の公平化へと進んでいます。

56ページ、令和6年度置戸町の納付算定内容をご覧ください。国保事業納付金につきましては、医療費等を北海道国保連合会に納付金として支払うもので、過去3年間の数値をもとに積算を行っています。上段が令和6年度置戸町の納付金算定内容、下段が令和5年度の内容となっております。納付金は北海道が統一した方法により、被保険者の保険給付費等を推計し、全市町村で負担する仕組みとなっております。上段、令和6年度の納付金ですが、1億2,604万9,000円で、令和5年度に比べ1,112万7,000円の減額となりました。右側、市町村個別歳入として、2,986万1,000円。内訳といたしましては、保険料軽減の補填として交付される保険基盤安定繰入金などです。その下、市町村個別の歳出、1,056万5,000円は保険事業費などの個別の歳出となります。左下、市町村個別に交付される公費としましては、855万9,000円の軽減となり、差し引きといたしましては令和6年度の保険税収納必要額は、9,819万4,000円となります。

資料の55ページ、国民健康保険特別会計予算資料をご覧ください。1. 保険税欄、被保険者は置戸町におきましても少子高齢化等による被保険者の減少が続いています。表の右側、令和6年度予算につきましては、保険税、納付必要額9,819万4,000円を年度平均の加入者760人で計算いたしますと、1人当たりの国民健康保険税は12万8,526円となり、令和5年度決算見込みよりも減少いたします。

資料53ページ、54ページをお開き願います。国民健康保険特別会計予算について、令和5年度と比較をしたものですが、歳出の54ページ中程になります保険給付費合計の欄が本町の医療費予算になり、当初予算ベースで、保険給付費全体で前年度3.6%減の2億9,858万5,000円を計上しております。また、歳入の53ページ、中段の道支出金、保険給付費等交付金、普通交付金で

歳出の傷病手当金の1,000円以外の全額が北海道からの交付金で賄われることとなります。

以上で、説明資料の説明を終わります。

事項別明細書の246ページ、247ページをお開き願います。

(以下、町民生活課長説明、記載省略。令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○岩藤議長　しばらく休憩します。

休憩　15時38分

再開　15時43分

○岩藤議長　休憩をとき、会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第26号　令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

○岩藤議長　町民生活課長。

3款国民健康保険事業納付金。この3款だけ説明お願いいたします。1項から3項まで。

(以下、町民生活課長説明、記載省略。令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○岩藤議長　暫時休憩します。

休憩　15時47分

再開　15時48分

○岩藤議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第26号　令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

○岩藤議長　町民生活課長。

(以下、町民生活課長説明、記載省略。令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

◎延会の議決

○岩藤議長　お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○岩藤議長 本日はこれで延会します。

延会 15時57分

令和6年第3回置戸町議会定例会（第4号）

令和6年3月14日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第26号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第27号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第28号 令和6年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第29号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第30号 令和6年度置戸町簡易水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第11号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第13号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第14号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第15号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第16号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第17号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第18号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第19号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第20号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第21号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第22号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第23号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例

日程第 2 2	議案第 5 号	令和 5 年度置戸町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 2 3	議案第 6 号	令和 5 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 4	議案第 7 号	令和 5 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 5	議案第 8 号	令和 5 年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 6	議案第 9 号	令和 5 年度置戸町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 7	議案第 1 0 号	令和 5 年度置戸町下水道事業会計補正予算（第 4 号）

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名 (諸般の報告)	
日程第 2	議案第 2 5 号	令和 6 年度置戸町一般会計予算
日程第 3	議案第 2 6 号	令和 6 年度置戸町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 2 7 号	令和 6 年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5	議案第 2 8 号	令和 6 年度置戸町介護保険事業特別会計予算
日程第 6	議案第 2 9 号	令和 6 年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
日程第 7	議案第 3 0 号	令和 6 年度置戸町簡易水道事業会計予算
日程第 8	議案第 3 1 号	令和 6 年度置戸町下水道事業会計予算
日程第 9	議案第 1 1 号	置戸町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 1 0	議案第 1 2 号	置戸町監査委員条例の一部を改正する条例
日程第 1 1	議案第 1 3 号	置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 2	議案第 1 4 号	置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 3	議案第 1 5 号	置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 1 4	議案第 1 6 号	置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
日程第 1 5	議案第 1 7 号	置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 1 6	議案第 1 8 号	置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
日程第 1 7	議案第 1 9 号	置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
日程第 1 8	議案第 2 0 号	置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 1 9	議案第 2 1 号	置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 2 0	議案第 2 2 号	置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第23号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）

○出席議員（8名）

1番	嘉藤均	議員	2番	前田篤	議員
3番	石井伸二	議員	4番	石村吉博	議員
5番	柏原勝	議員	6番	山田耕平	議員
7番	阿部光久	議員	8番	岩藤孝一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	菅原嘉仁	企画財政課長	坂森誠二
総務課長	鈴木伸哉	総務課参与	鈴木義徳
町民生活課長	田中耕太	産業振興課長	五十嵐勝昭
施設整備課長	名和祐一	地域福祉センター所長	石森実
企画財政課長補佐	高橋秀典	総務課総務係長	鈴木良知

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	大戸基史
社会教育課長	須貝智晴	森林工芸館長	小野寺孝弘
図書館長	遠藤薫		

〈農業委員会部局〉

事務局長 五十嵐勝昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴木伸哉（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小鷹浩昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	今西美紀子	議事係	加藤洋聖
臨時事務職員	中田美紀		

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって6番 山田耕平議員及び7番 阿部光久議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日の説明員は、前日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算から

◎日程第 8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算まで

———— 7件 一括議題 ————

○岩藤議長 日程第2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算から日程第8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の説明を続けます。

〈議案第27号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算〉

○岩藤議長 議案第27号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算から。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第27号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

令和6年度置戸町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,850万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算につきましては、別冊の事項別明細書でご説明いたしますが、その前に予算の概要等について、別冊の白い表紙、予算に関する説明資料でご説明いたしますので、57ページ、25. 令和6年度後期高齢者医療特別会計予算資料をご覧ください。

後期高齢者医療制度に係る事業主体は、北海道後期高齢者医療広域連合で、町としての業務は、一般窓口業務のほか、保険料の賦課事務を除く徴収事務を行っております。保険料率は2年ごとに改正されますが、今年度はその改正年度にあたり、保険料率の改正が行われます。

改正内容につきましては、2の保険料率をご覧ください。令和6年度から令和7年度における北海道の保険料率は、保険給付費等の費用や制度加入者数によって決定されますが、医療費増額に伴い、1人当たりの保険料額も増加しています。均等割額をご覧ください。現行5万1,892円に対して、令和6年度、令和7年度は5万2,953円となり、差し引き1,061円の増額となります。その下、所得割率につきましては、現行の10.98%に対して、令和6年度、令和7年度は11.79%で0.81%の増加となります。ただし、令和6年度につきましては激変緩和措置で、令和5年度の基礎控除後の総所得の金額が58万円を超えない方につきましては、所得割額を10.92%とすることとなっています。賦課限度額につきましても80万円に増額されましたが、令和6年度に限りましては、年度内に75歳になり新規加入する方以外は激変緩和措置で賦課限度額が73万円に抑えられています。1人当たりの保険料、軽減後の平均ですが、現行7万2,471円に対し7万6,838円で4,367円の増となっています。その下の表、年間保険料額の例となりますが、年金収入153万円の方では均等割額のみ保険料となりますので、年間保険料は令和6年度が年額300円増額の1万5,800円、令和7年度も令和6年度と変わらずに年額1万5,800円となります。年金収入197万円の方は、令和6年度の所得割額は激変緩和措置で10.92%の保険料率ですので、年間300円増の7万4,500円、令和7年度は11.79%の保険料率となりますので、令和6年度から3,800円増額の7万8,300円となります。年金収入220万円以上の方から分岐点となり、令和6年度の保険料率から11.79%に変更となりますので、6,300円増の12万1,300円となり、令和6年度と令和7年度が同一の保険料となります。1. 保険料をご覧ください。令和6年度の被保険者数は、728名を見込みました。保険料の調定額は、4,290万4,000円。1人当たりを5万8,934円と推計し、収入額は100%の予算措置としております。

58ページをご覧ください。令和6年度後期高齢者医療特別会計概要。右の欄、枠内の後期高齢者医療特別会計をご覧ください。本会計は、保険料の徴収や被保険者証の交付事務等に係る経費を計上しております。左の欄、歳入ですが、一般会計より繰り入れは、①保険基盤安定繰入金、2,185万1,000円。②広域連合事務費、277万6,000円。③市町村事務費、95万5,000円。小計2,558万2,000円となります。⑥保険料は、4,291万4,000円。⑦諸収入は4,000円で、歳入の合計は、6,850万円となります。このうち、①保険基盤安定繰入金、②広域連合事務費、⑥保険料については、全額、右の欄、歳出の広域連合納付金として支出し、残りの市町村事務費と諸収入については、保険料の徴収や被保険者証の交付事務等の業務に係る事務的経費に充てられます。

次に、歳出ですが、広域連合納付金として、6,754万1,000円。総務管理費、56万円。徴収費は、保険料の徴収に伴う事務的経費として、29万8,000円。予備費等、10万1,000円で、歳出の合計は歳入と同額の6,850万円の計上でございます。

以上で、資料の説明を終わります。

事項別明細書の270ページ、271ページをご覧ください。

(以下、町民生活課長説明、記載省略。令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第28号 令和6年度置戸町介護保険事業特別会計予算〉

○岩藤議長 次に、議案第28号 令和6年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第28号について説明をいたします。

令和6年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

令和6年度置戸町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,060万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算の説明をいたしますので、令和6年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書の285ページ、286ページをお開きください。

(以下、地域福祉センター所長説明、記載省略。令和6年度置戸町介護保険事業特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第29号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計予算〉

○岩藤議長 次に、議案第29号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第29号について説明をいたします。

令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

令和6年度置戸町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,640万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

地方債について説明をいたしますので、3ページをお開きください。

第2表 地方債の起債の目的としましては、特別養護老人ホームエアコン設置工事で、限度額、起

債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりとなっております。

本議案にお戻りください。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100万円と定める。

それでは第1表 歳入歳出予算につきまして、令和6年度介護サービス事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたしますので、312ページ、313ページをお開きください。

(以下、地域福祉センター所長説明、記載省略。令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。午前10時50分から再開します。

休憩 10時34分

再開 10時50分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第30号 令和6年度置戸町簡易水道事業会計予算〉

○岩藤議長 議案第30号 令和6年度置戸町簡易水道事業会計予算。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第30号について説明をいたします。

令和6年度置戸町簡易水道事業会計予算。

令和6年度置戸町の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第1条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水人口 2,477人。

(2) 年間総給水量 701,897m³。

(3) 一日平均給水量 1,923m³。

(4) 主要な建設改良事業

・秋田浄水場機械計装設備取替工事 3,140万円となります。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入につきましては、第1款 水道事業収益 2億629万5,000円。

第1項 営業収益 6,776万4,000円。

第2項 営業外収益 1億3,853万1,000円。

支出につきましては、第2款 水道事業費用 2億624万5,000円。

第1項 営業費用 1億9,064万円。

第2項 営業外費用 1,460万5,000円。

第4項 予備費 100万円の計上となります。

収益的収入及び支出は、経営活動に伴い発生するすべての収益と費用を計上するものです。

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5万円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

損益勘定留保資金につきましては、前条の収益的収入額から収益的支出額を差し引いたものとなります。

収入につきましては、第3款 資本的収入 2億78万8,000円。

第1項 企業債 1,410万円。

第2項 他会計補助金 8,887万9,000円。

次のページをお開きください。

第3項 他会計負担金 8,053万9,000円。

第4項 国庫補助金 1,727万円。

支出につきましては、第4款 資本的支出 2億83万8,000円。

第1項 建設改良費 3,140万円。

第2項 固定資産購入費 840万2,000円。

第3項 企業債償還金 1億6,103万6,000円の計上となります。

資本的収入及び支出は、施設の建設など固定資産の取得に関わる収支を計上するものです。

なお、第2条 収益的収入及び支出及び第3条 資本的収入及び支出につきましては、後ほど別冊の簡易水道事業会計予算明細書により説明いたします。

(企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的につきましては、秋田浄水場機械計装設備取替工事に係る起債であり、限度額は1,410万円。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりです。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

次のページをご覧ください。

(1) 水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用となります。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 938万4,000円となります。

これにより職員給与費については、他の経費との流用ができないこととなります。

(他会計からの補助金)

第8条 簡易水道事業費に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,56

9万5,000円である。

第2条 収益的收入及び支出及び第3条 資本的收入及び支出について説明いたしますので、別冊、簡易水道事業会計予算明細書の340ページをお開きください。

(以下、施設整備課長説明、記載省略。令和6年度置戸町簡易水道事業会計予算明細書、別添のとおり)

〈議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算〉

○岩藤議長 次に、議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第31号について説明をいたします。

令和6年度置戸町下水道事業会計予算。

令和6年度置戸町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第1条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続人口 1,847人。

うち、特定環境保全公共下水道事業分が1,513人。

農業集落排水事業分が334人となります。

(2) 年間処理水量 25万5,377m³。

うち、特定環境保全公共下水道事業分が21万7,507m³。

農業集落排水事業分が3万7,870m³となります。

(3) 一日平均処理量 700m³。

うち、特定環境保全公共下水道事業分が596m³。

農業集落排水事業分が104m³となります。

(4) 主要な建設改良事業

・特定環境保全公共下水道工事 80万円。

・農業集落排水工事 160万円となります。

(収益的收入及び支出)

第2条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入につきましては、第1款 下水道事業収益 2億2,629万3,000円。

第1項 営業収益 6,802万7,000円。

第2項 営業外収益 1億5,826万6,000円。

支出につきましては、第2款 下水道事業費用 2億2,624万3,000円。

第1項 営業費用 2億1,885万4,000円。

第2項 営業外費用 638万9,000円。

第4項 予備費 100万円の計上となります。

収益的收入及び支出は、経営活動に伴い発生するすべての収益と費用を計上するものです。

次のページをお開きください。

(資本的收入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5万円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

損益勘定留保資金につきましては、前条の収益的収入額から収益的支出額を差し引いたものとなります。

収入につきましては、第3款 資本的収入 6,827万8,000円。

第2項 他会計補助金 6,054万4,000円。

第3項 他会計負担金 768万4,000円。

第5項 負担金等 5万円。

支出につきましては、第4款 資本的支出 6,832万8,000円。

第1項 建設改良費 240万円。

第3項 企業債償還金 6,592万8,000円の計上となります。

資本的収入及び支出は、施設の建設など固定資産の取得に関わる収支を計上するものです。

なお、第2条 収益的収入及び支出及び第3条 資本的収入及び支出につきましては、後ほど別冊の下水道事業会計予算明細書により説明いたします。

（一時借入金）

第4条 一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用となります。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費410万1,000円となります。

これにより職員給与費については、他の経費との流用ができないこととなります。

（他会計からの補助金）

第7条 下水道事業費に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,596万1,000円である。

第2条 収益的収入及び支出及び第3条 資本的収入及び支出について説明いたしますので、別冊下水道事業会計予算明細書の363ページをお開きください。

（以下、施設整備課長説明、記載省略。令和6年度置戸町下水道事業会計予算明細書、別添のとおり）

○岩藤議長 これで、議案第25号から議案第31号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第 9 議案第11号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定
についてから

◎日程第21 議案第23号 置戸町水道法施行条例の一部を改正
する条例まで

———— 13件 一括議題 ————

○岩藤議長 日程第9 議案第11号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定についてから日程第21 議案第23号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例までの13件を一括議題とし、質疑を行います。

〈議案第11号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定について〉

○岩藤議長 まず、議案第11号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定について。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 この条例の制定に当たってですけども、今までこういう犯罪と言いますか、対象になるような事例はあったのか。それと市町と足並み揃えるという話でしたけども、その辺はうまくいってるのかどうかをお聞きします。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 過去にこのようなことがあったというのは、つい最近私が役場職員になってからは記憶ございません。あとまあ市町の連携ですけれども、この条例を制定するにあたりまして、生活安全条例というのは現在ございます。そのなかに犯罪事故等の被害者等の支援に関することっていうことがありまして、それに特化した条例ということで、あの北見警察署等から早急に条例制定をしてほしいということで要請がありまして、1市4町定住自立圏のなかですね、あのどういうふうに対応していこうかということで議論を重ねてきました。それで北見市にはいろいろとまたあの手続きがあるということで、ほかの4町については3月の定例会で議決をいただきまして、4月1日施行ということで一緒に動こうということで事務を進めてます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番 石井議員。

○3番 石井議員 町として対応する、所管する課と言いますか、そういったものをどのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 先ほども触れましたが、置戸町生活安全条例のなかでこの犯罪被害者に関するということを規定してまして、これに特化した今回条例になりますので、生活安全条例を所管してますのが総務課の防災係となりますので、防災係が総合窓口ということになります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 この犯罪被害者等条例のなかでこの犯罪の定義なんですけども、例えば詐欺にあった場合、詐欺によって金銭を取られて精神的苦痛を与えられたという場合にも、この被害者の支援条例に含まれるのでしょうか。お答えください。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 警察がですね、その犯罪と犯罪被害にあったっていう、まあ定義がされたなかでのサポートになりますので、詐欺の状況にもよりますけども、まあ一定程度自分に過失がある場合もありますし、いろんなケースがあると思います。ですから警察がきちっとそれは犯罪被害者だというふうな定義がされた時点でですね、いろいろサポートしていく形になるかと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第13号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第13号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第14号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第14号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第15号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第15号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第16号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第16号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 今まで3年ごとに見直しをかけていたものを随時ということの説明でございましたけど、使い勝手が良くなるためにというか、利便性という意味で、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、おっしゃいますように今まで3年間の時限で今まで条例運用してまいりました。3年間という部分で今まで回してきたなかですけども、まあ言わばそれまでは3年間であったいろんなさまざまな事象についてを改正しつつ、制度を充実させてきたという経過がございます。し

かしながら昨今ですけれども、やはり一番最近で言いますとゼロカーボンの考え方であったり、それからあの資材高騰がありまして、補助の内容等についても果たしてこれで良いのかという議論もございました。あの常設化することによりまして、時間を問わずその都度、都度ですね、事象を捉まえてですけども、あの条例改正をしつつですね、制度の充実を図ってまいりたいという思いでございます。

○岩藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員 この条例改正によりですね、町民がより使いやすくなって、町に定住できるような対策になってくれれば幸いと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 17 号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第 17 号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 18 号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第 18 号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 19 号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第 19 号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 20 号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第 20 号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第21号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第21号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第22号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第22号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

2番 前田議員。

○2番 前田議員 次の23号の議案にも関連はするんですが、国の所管と言えいいんでしょうか、厚生労働省から国土交通省に変えられた意味、意義っていうのをちょっと説明していただければありがたいです。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 改正理由につきまして、改めて再度説明させていただきたいというふうに思います。水道施設の老朽化、耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応が求められていることを背景に、現在水道設備管理行政を所管する厚生労働省から社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力、知見を有する国土交通省へ移管が行われることから改正するものであるとなっております。

○岩藤議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第23号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第23号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例。

質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	11時47分
再開	13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定についてから議案第23号 置戸町水道法施

行条例の一部を改正する条例までの１３件を通して、質疑漏れはありませんか。

５番 柏原議員。

○５番 柏原議員 議案第１１号につきまして質問いたします。犯罪被害者等支援条例のことについてお伺いします。先ほどあの答弁のなかで支援をする対象には警察の方からの報告を受けてということでありましたけれども、これは総務課判断というか、総務課長が携わる部署ですよとありましたけれども、この判断については担当課長があ判断をするのか、それとも町長を含めた判断をするのか、その支給対象者を。そこら辺をお伺いしたいと思います。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 まず、あの犯罪被害者の方がですね、あの町の方にこういう被害にあったので、なんとかまああの支援をしてほしいという、まず申し入れをいただくことが始めになります。それでその申し出を受けましてですね、これから北見警察署といろいろ協定を結ぶんですが、私どもの方から北見警察署の方にこういう事例があるんですけども犯罪がありましたかって、犯罪被害者でこういう犯罪があって、この方が被害者ということで間違いないですかっていう照会をかけます。警察の方から間違いないという判断があれば受け取ってからですね、まあいろんな施策の方に移っていくということになりますので、あくまでも犯罪被害に遭われた方がですね、町の方に、私のところに支援をしてほしいということでアクションがあって、初めてものが動く形になりますので、私が判断するとかではなくてですね、警察の方に照会をかけて、警察からの回答に基づいていろいろ施策を打っていくという形になります。

○岩藤議長 ５番。

○５番 柏原議員 と言うことは、今は基本的には自主申告という形の理解でよろしいんですか、その被害に遭われた方の自主申告。先ほど何か警察を通してのその犯罪被害を受けたってということで本人確認をして、それを対象にというふうに受け止めたんですけども、あくまでも基本的には自主申告ということですか。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 あの給付金の支給に関しては申請になりますけども、あの当然その犯罪に遭われた方がですね、困っているというような、まあお金の部分でなくていろんなことが相談になってくると思いますので、そういう場合はですね、順次、なんて言うんですかね、ケアをしていくっていうんですか。例えば、まあ心身的に困ってるんだってことであれば、町の保健師さんが対応したりですとか、そういうことはあるかと思いますけれども、現に今のお金３０万円なり１０万円なりの、あの支援金を支給してほしいということであれば、それはあの申し出をいただいて、ちゃんときちっと北見警察署に確認して行くと、そういう形になってます。

○岩藤議長 ５番。

○５番 柏原議員 今の言うことであれば、警察の最終的な判断をもらった時点で、まあ最大３０万円の支給があ認定されるということによろしいですか。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 そのとおりです。警察の判断を待つて間違いのないよと、間違いなくこの方が犯罪被害者になってます。まあ死亡の場合は３０万円ということだと、それ以外の場合１０万円っていうこと

で支給するという形になります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番。

○5番 柏原議員 議案第16号の置戸町森と住まいの支援条例の一部改正の条例についてですけども、これはあの期限を今まで3年間ということでやってたそうですけども、今度その期限を撤廃するというなかで、条例の中身について、内容についての変更等については、その都度議会の方に提案されて協議するというこの理解でよろしいでしょうか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、これまでのこの条例ですね、運用にあたってはですけども、まあその条例を3年間やってみましょうと、それでその3年後にまあ問題があればですね、見直ししていつていうところで、今まで運用がされてきた経過がございます。

先ほども申し上げましたけれども、今までもですね、条例改正しようと思えばできたんですけども、そういう最初の立て付けが3年間ということでございましたので、3年ごとの見直しをかけてまいりました。今回の撤廃をするというところでございますけれども、おっしゃるとおりですが、あの条例改正の内容、町はそれは改正の内容というのはすなわち補助内容の見直しをするということにあつてはですね、都度議会議員の皆様にもご相談申し上げたうえでですね、制度設計を図ってまいりたいという思いでございました。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番 石井議員。

○3番 石井議員 議案第18号からまあ21号までのところなんですが、まあ3年に一度の介護報酬等のこうやって改正に伴って、まあ関係する省令についても改正が行われたと、それに伴って本町の関係条例を改正するわけですが、本町における該当する施設において、この変更によって大きな変更点等などは発生しないのかどうか。本当に介護しやすくなるのか、返って面倒くさくなるのかって、その辺はちょっとわからないんですが、その変更点があればお知らせ願いたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 対象サービスの部分につきましては、説明資料のなかで、あの本町の事業者数ということで居宅介護支援事業所と、それから介護予防支援事業所、そして地域密着型サービスであれば認知症対応型共同生活介護と地域密着型の通所介護の4施設が対象となってまいります。

今回あの居宅介護支援事業所につきましては、包括支援センターの業務が過大になってきておりまして、そのなかでケアプランの作成について居宅介護支援事業所の方に委託ができるというふうになっております。その関係上こういう形でケアマネージャー1人当たりの取扱件数ですとかが変わったということになります。

今、現在置戸町内の包括から居宅介護支援事業所に対してのまあ委託の方はまだ考えてはおりませんが、もしかしたらそういった部分も出てくるかもしれませんってことで、今回まあ条例改正のなかで謳われてるという状況になります。

また、あの地域密着型サービスの方につきましては、あのこれはもう今問題となっております拘束ですとか、虐待ですとか、そのこの部分について明確化がされたという状況になっております。これま

でもあの虐待ですとか、拘束につきましては、行ってはならないというふうになってはおりましたが、明文化されたことによりまして、これがまさしく各施設に対する指導の対象というふうになってまいりますので、個々の部分についての記録ですとか、どうしてもやむを得ない場合については記録等含めてご家族の同意も必要ですので、そういった部分についてはこれまでもそういうふうなことをやっておりますが、なおかつ厳格化されたという状況でございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4 番 石村議員。

○4 番 石村議員 ちょっと戻るんですが、議案第 11 号についてお聞かせください。第 2 条第 2 号の犯罪行為の欄に、日本国内、日本国外にある日本船舶、日本航空機内で行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為という定義があるんですが、この支援条例に適用されるのは、罪が確定した時点でこの条例が適用されるのか、そこをちょっと確認したいんですが、お願いします。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 先ほど来申し上げておりますとおり、まあ犯罪があったと、それでその犯罪が警察の方で捜査をしてですね、間違いなくその方があの犯罪被害者ですという断定をした時点でですね、この条例が発動するという形になります。それから以降裁判の方は、刑が確定するのはそれ以降になりますので、まずは警察が犯罪被害者ですということの、私たちの照会に対して回答いただいた時点で犯罪被害者であるという確定をいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第 11 号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定についてから議案第 23 号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例までの 13 件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 11 号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定についてから議案第 23 号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例までの 13 件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第 11 号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決します。

議案第 11 号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第 11 号 置戸町犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１２号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第１２号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１３号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第１３号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１４号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第１４号 置戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１５号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第１５号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１６号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第１６号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１７号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第１７号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第１８号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１８号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第１８号 置戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１９号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１９号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第１９号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２０号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第２０号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第２０号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２１号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第２１号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第２１号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第２２号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第 22 号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第 23 号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第 23 号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 22 議案第 5 号 令和 5 年度置戸町一般会計補正予算
(第 9 号) から

◎日程第 27 議案第 10 号 令和 5 年度置戸町下水道事業会計補
正予算(第 4 号) まで

———— 6 件 一括議題 ————

○岩藤議長 日程第 22 議案第 5 号 令和 5 年度置戸町一般会計補正予算(第 9 号) から日程第 27 議案第 10 号 令和 5 年度置戸町下水道事業会計補正予算(第 4 号) までの 6 件を一括議題とし、質疑を行います。

〈議案第 5 号 令和 5 年度置戸町一般会計補正予算(第 9 号)〉

○岩藤議長 まず、議案第 5 号 令和 5 年度置戸町一般会計補正予算(第 9 号)。

質疑は条文毎に進めます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第 9 号)、14 ページ、15 ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1 款議会費。2 款総務費、1 項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

16 ページ、17 ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

18 ページ、19 ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

20 ページ、21 ページ。3 項戸籍住民登録費、4 項選挙費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

22ページ、23ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

24ページ、25ページ。

3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 この老人福祉事業支援に要する経費の12節委託料の老人福祉施設指定管理委託料5,900万円についてなんですが、なぜ今この3月のこのぎりぎりの議会になってからこれが5,900万円という補正が出たのかというのをちょっと端的にもう一度説明お願いします。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 運営主体であります社会福祉協議会とそれぞれあの経費の中身につきまして都度意見交換、それから経費の確認をさせていただいております。10月の中過ぎにですね、今年度の見込みにつきましていろいろとお話をさせていただいております。そのなかで、やはりあの老人ホームの方からはあの入所者の減、それからショートステイの利用者の減について、収入につきましてはやはり減少傾向にあるという話をされております。そのなかで、町としてはやはり歳出の削減と、それから歳入を増やすためにもぜひとも利用の人数、それから回数を確保できるようお願いをしてきたところでありますが、老人ホームの方からも特養の入所者につきましては、やはり40名を切ってきたなかで、まあ待機者がまだいるので入所を勧めたいという話もありました。そのなかで3月末までには少しは改善ができる話とお伺いをしてたという状況でございます。まあそのなかで実質的に1月末、そして2月の頭にはだいたい見えてきたなかで、やはりこれだけの必要金額はあるということでお話をいただいたところでございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 今の話でいくと、10月の半ばに話をしたのであれば、この段階で大体の概算の金額というのは出てると思うんですが、それが1月の末、また2月の頭ぐらいに詳細が分かった段階でのこの3月の補正というのは、ちょっと説明の辻褄が合わないのではないかと。その10月の分かっている段階で一度議員協議会なりかけるべきだったと思うんです。その辺についてどう考えますか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 10月の段階で老人ホームとしまして、入所者を、まあ利用者の方を増やすということで歳入の増額が見込めるという話をされておりました。で、11月以降については入所人員等につきましては改善を見込まれるというお話を受けておりましたので、10月の段階ではまだそこまでの金額にはならないだろうというふうに町としては判断をしてたというところでございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 それであるなら、なぜこの3月に5,900万円という金額、この金額結構、かな

り大きい金額だと思います。これは10月の段階、例えばその時点で改善されたとして、その10月でこの5,900万円って補正はかけなくて大丈夫だったという認識でよろしいでしょうか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 5,900万円とまではならないと思っておりますが、多少あの指定管理料としてはやはり出さなければならぬだろうというふうに思っております。どれぐらい改善ができるかということをお話をさせていただいておりますので、改善が進めば圧縮がされるという状況でございましたが、なかなかその利用者が増えていかないという部分と、それから退所者がやはり増えたということでした。

なかなかあの今老人ホームの方でもコロナ禍が終わりまして、やっぱりそのなかでもコロナが発生をしてるという状況でございます。そういったなかで、身内の方々がなかなか会えない状況が続いてるなかで、自分で面倒を見るということで退所された方もおります。そういったなかでなかなか歳入の方が増えてかない、人数の方が増えていかないという状況が続いたというふうにお話を聞いてございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 それではその10月の中に話し合われた段階のなかで、そのときに改善するであろうという金額のなかで、今あれば多少の補正かけなければいけないという話ですが、そのときには大体金額いくぐらいを想定していたのか教えてください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 まだ半年ございましたので、そこからどれぐらいの部分っていうことは、あのきつくはあの示してはございませんが、やはり5,900万円から2,000万円、あるいは3,000万円近くは圧縮できるような状況であるというふうに認識はしております。ただ、これはあくまでもまあ入所、それから利用者が回復傾向で満度に入ったとしてのお話でございますので、やはりそれが叶わなかったという状況でございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 であれば、その10月の段階で、今の話でいくと2,000万円から3,000万円圧縮できたであろうということであれば、5,900万円は2,900万円、約3,000万円近い金額やはり足りないという認識も10月にあったのであれば、その時点で一度議員協議会かけるなり、12月の補正にかけるなりする必要があったと思うんですが、その辺はどう考えますか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 金額的にも定かなものが出せない状況でございました。それからあの入院患者の方もですね、まさか10数名出るとは思いませんでしたので、なかなかその先行きが見通せない。まあ不透明ななかで議員協議会の方にかけるというのはちょっと難しいかなという判断をしております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 であれば、今この5,900万円っていう金額がまあこの3月末の段階で足りないという今認識でのこの補正だと思われませんが、これが実際したらこの5,900万円というのは今足りないというのはどこに対していったい足りないのか。要はその支払いが滞っているものなのか、運

営費が足りないのか、ちょっとそこら辺の何か明確にわかるような説明をお願いしたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 今段階で5,900万円足りないという状況でございまして、つい先日の社会福祉協議会の本体の方からお話をいただきまして、運営費自体の資金繰りにつきまして、やはり苦しいという状況があると話は受けました。で、そのなかでやはり足りない分がございまして、社会福祉協議会として一時借り上げという形で信金の方に融資をお願いしたという状況でございまして、それで今一時しのぎをしているという状況でございまして。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 その信金に融資をしたという話は今初めて聞いたんですけども、その融資をした額というのは教えてもらうことは可能ですか、それともそれは教えられない額なんでしょうか、教えてください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 これは社会福祉協議会の部分の案件でございまして、町としてはその金額の明細の部分までは聞いておりませんので、ちょっと今お答えする必要がないという状況でございまして。

○岩藤議長 5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 ただいまの説明で、10月末時点である程度予測ができたということですけども、あの1月、2月にも臨時会がありましたので、その時点までにその社会福祉協議会とどこまでその連絡調整っていうのかな、やっぱり心配な案件だったと思うんです。で、そこら辺の連絡調整はどのように行われていたのかご説明をお願いいたします。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 町と老人ホームの施設長、それから社会福祉協議会本体の事務局長と含めて話をさせていただいたなかで、やはり1月、2月の部分につきまして、1月についてはまだ明確な金額が固まっていないという状況でありましたので、それで本当にこれだけ足りないのかどうなのか。まさかあのこれだけ補正をしたとしても返還金が生じないだろうかって話もお話をさせていただいております。で、そうしたなかで、やはり精査を重ねて2月にはやはりこれだけ足りないというふうに正式にお話をいただいたものですから、議員協議会にけるちょっと猶予がなかったという状況でございまして。

○岩藤議長 ほかに質疑ありませんか。

7番 阿部議員。

○7番 阿部議員 この補正予算について、センターの所長の方から先日説明がございました。そのなかです、全国で60%の同様の施設があることを前置きをして、この金額がどうだとか、そういう話でなく、こういう話をね、所長の方からされるというのはいかがなものかと、これも説明をするのかなり度を超してるんじゃないかというふうに私は思いますんで、そのことも含めてお伺いをするわけですけども、この社会福祉協議会を司る福祉センター所長として、まあ極まりない説明だというふうに思います。当初予算では9,150万円、運営資金として5,000万円、でさらに5,900万円じゃないですか。今、5,900万円足りない、先ほど来山田議員の方からありますよう

に、この5, 900万円というのはどこかに借金をしているということになりますから、どこから借金をして、銀行からも借りてない、こんな形のなかでこの施設を運営しているというふうに考えられませんので、詳しく説明をしてください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 実際あの措置費、それから介護報酬が毎月入ってまいります。これについては2か月ごとのまあ2か月前の実績に基づきまして収入として入ってくださるところでございます。こうしたなかでまあ当初の5, 000万円の貸付金もございますので、それでやりくりをしてきたなかでございます。それから当初予算のなかでの指定管理料も含めて出してきておりますが、そのなかでもやはり今回は資金ショートをしたという状況でございました。やはりこの部分につきましては町としても問題視しておりますし、やはりこういう事態にならないようなお話をさせていただきたいというふうには思っておりますし、もっと早めに金額が分かればご相談させていただきたいという話はしています。

また、あのホームとしましては最大限努力をしているというふうにお話を聞いております。歳入を増やすために努力をされてますし、歳出を抑えるためにいろいろとやっておりますが、やはりこの物価高、それから燃料高騰を含めて、それに対する介護用品の値上げ、そういったものはやはり抑えようがございませぬし、食材費につきましてもやはり高騰しております。そこも抑えるわけにはいかないという状況のなかで、苦しいなかでの資金繰りという状況でございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 今、所長の方からの説明で運転資金の5, 000万円も食いつぶしてるというか、使ってるようなお話もありましたけども、非常に危惧するというか、2年前にあの指定管理をいただくときに総務常任委員会なんかでも相当揉んで揉んで密に本当に情報交換しながら前向きに改善する方向ということでお伝えをしたところですけども、今回の数字っていうのは本当に極まりない数字だというふうに理解をしております。まあ本来であればちゃんとした改善策、今確かに歳入の方は今努力をしてるというお話とか、経費も節減の話もありましたけども、もうそのような状況ではないように感じますけど、どう捉えておりますか、その辺は。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 今あの介護給付費の問題もでございます。今年度、今審議会等で介護給付費の変更ってこともあります。今回、特養については約4. 4%の増収になるというような報道もございしますが、蓋は開けてみなければちょっと分かりませんが、今の給付費よりも単価は上がるというふうに思っております。まあそうしたなかでやはり入所人員、それからショートで言えば利用日数、ここが増えなければ、どうしてもやはり収入としては増えていけないところでございます。支出につきましては、これ以上ないぐらい抑えてるという状況でございしますので、そういったなかで何ができるのか、何ができないのか、できなければそれをどういうふうにできるのかっていう努力も、それからご相談もさせていただきながら、なんとかこれを改善していきたいというふうに町としては思っております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 まあ何かと言いましても、もうやっぱり具体的な改善策を示していただかないと、このあともこれ続けていくのかというすごい疑問と言いますか、そういう状況にもあるんで、もう少し何か具体的にその辺、あの今持っているものがあるとすればお知らせいただきたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 やはり今年度につきましては、ショートステイの日数がやはり減少をした部分がございます。そこをまあ10床満床にするのと、それから今特養の方で入所のなかでの入院患者が10数名ございます。その空きベッドも利用しながらなんとか収入を増やしていきたいと、まずそこが第1点だと思ってございます。基本的には今ショートステイの方が単価も高いものでございますから、そうしたなかでできる限り収入を増やしながら、なおかつ特養の方の定員満床も見込みながら進めていきたいというふうに思ってます。

○岩藤議長 副町長。

○蓑島副町長 今、担当課長の方から説明があったんですけども、それ、町としての今回の5,900万円の追加補正のお願いに対する考え方ということで、あの私の方から少しお話をさせていただきたいと思います。

今回の5,900万円の追加補正のお願いでございますけども、当初予算の先ほど阿部議員言われました9,150万円と、今回の追加補正を合わせまして1億5,050万円の老人福祉施設の指定管理委託料となりますが、当然あの町としても大きな数字だというふうに理解をしております。

指定管理受託者であります社会福祉協議会は、経営に対する責任もございますので、特養でいけば待機者がいるなか、結果的には稼働率を上げることができなかったということが、まあ収支不足を招いた大きな要因の一つだというふうに分析をしております。

また一方でですね、担当課長、福祉センターの所長も申しておりました、予算説明でもありましたが、稼働率だけではなくてですね、社会的な要因が重なり収支不足が拡大していったということも歪めないんだと思っております。コロナ感染症は昨年5月に5類感染症へ移行しましたが、依然として各施設でのクラスターは繰り返しております。新規入所者の抑制だとか、入所の遅れなど、稼働率の向上に大きな影響を与えています。また、あのコロナ感染症は入所者だけではなくてですね、職員も感染します。当然感染した職員は自宅待機となり、その穴をほかの職員が埋めることを繰り返しております。人件費が二重にかかるだけではなくてですね、モチベーションも低下し、離職する職員が増える。一方、人手不足によって職員の補充ができなく、結果として入所者が安心して暮らすために対応可能な入所者の数の制限を行わなければならないとなると。そういった悪循環となっているのも事実として受け止めなければならないというふうに思っております。

そのほかにも所長が言うように、賄い材料ですとか電気、燃料など、ありとあらゆるものの高騰や人件費の大幅な伸び、また国からのコロナ対策に係る補助金の廃止など、自助努力だけではなく到底解決できないことが重なって今回の収支不足となっていることをご理解いただければと思います。

なお、あの昨年9月から一定条件のもと、町外通勤を可能とする採用条件の拡大を行い、募集をですね、開始してございます。職員の応募も徐々に増えてきて充足をされてきていることからですね、今現在町や日赤病院、またあの施設と連携をしたなかで入所者の確保に向けて取り組んでいるということをご理解のうえ、今回の予算の追加についてはよろしく願いをいたしたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 ただいま副町長からの報告がありましたけれども、担当課長からまあ執行部側というか、町長、副町長の下に前年の10月までの報告、それを執行部側としては把握していたのか、それから先ほども私が質問しましたように、委託をしている指定管理の社会福祉協議会とはどこまで連絡を密にとっていたのか、そして再度申し上げますけども、1月、2月には臨時会を開いたなかで、そのときには違う項目っていうか、あの児童館等の話、教育委員会のなかでそういう話は出ました。ただ、この5,900万円の元になる話っていうのは、もうその時点では3,000万円、4,000万円とあって、通常の補正よりも上回った金額がもう計算上出ていたんじゃないかな、ちょっとそういう心配とか、危惧するんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今あの担当課長の方が説明したとおりですね、あの昨年の10月以降ですね、あの私たちにも社会福祉協議会を交えて報告は上がってございます。福祉センターの所長が言ったとおり、改善策をこれから講じていくんだということで報告を受けているところでございます。

なぜ2月、1月で議員さんの方にお知らせしてくれなかったんだというところでございます。あの先ほどのあのまあ12月で補正できなかったのかということも交えての回答になるかと思うんですけども、実はあの町の方にもちょっとあの悪かったところがございます。実は、あの令和2年度の指定管理委託料の支払いにおいてですね、年度途中で実は680万円の追加補正を行ったんですけども、実際に3月末で1,200万円、追加補正をした額以上に補助金が戻ってきたということがございました。町の財政運営としましては、そういうことはあってはならないことで、補正額以上に最後余るということはあってはならないことだということで、社会福祉協議会に対しまして強く申し入れをして実行予算の作り方が甘いんじゃないかということで申し入れをしてる経過がございます。そのことによってですね、まああの社会福祉協議会ではできるだけぎりぎりまでの実績を積み上げたなかで、足りない分を町の方に委託料として相談に行くという形が常態化しているということもございます。

また、あの今回3月の補正もそうなんですけども、この3月の補正の元の数字を作るには、1月にこの数字を積み上げて入力をする、実際には12月末の数字でこの数字が出来上がっております。で、それ以降もですね、実はあの社会福祉協議会としてはいろいろ先ほど所長も言ったように、入所に対する努力を続けております。だからこの数字がですね、まあすべて実際現実に近い数字かと言ったらまだまだ3か月の分の実績が出てきますので、少し薄まってくるのかなというふうに町の方としては考えているところでございます。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 この補正予算の予算書の中を見れば経費等を削減してるっていうのは数字的には見られます。ただ、さっきも所長が言ってたように、いろんな部分の物価高騰ですか、はあるのも私も認識してるつもりです。ただ、今回の5,900万円のなかには出てきていない町の出向職員の人件費っていうのかな、そこはここには見えてきてない数字だと私は思っているんですけども、そしてその部分を足した金額にすると、今言われてる5,900万円では済まない金額だとは思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○岩藤議長 副町長。

○蓑島副町長 議員言われるとおり、今回の5, 900万円のなかには町からの出向職員、地域福祉センターの参与ということでございますので。その人件費につきましては町の方で支払いをしているという状況です。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 そのなかで指定管理委託料ということで今5, 900万円あります。それと別立てです、社会福祉協議会には、令和5年度の予算としたなかで、当初予算で5, 000万円の貸付を行っているとします。こちらは運転資金ということで5, 000万円貸して、来年度予算にも付いておりますけども、こちらは基本的にあくまで貸付金だって年度内に返さなければいけない金額であると思いますけども、こちらの貸付金の返済というのはすでに終わっているのでしょうか。それとも今回の補正のなかからの返済予定なのかということをお教えください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 5, 000万円の貸付につきましては、まだ返済は済んでございません。3月末もしくは4月になると思いますが、その返済の予定というふうに聞いてございます。ただ、これがその補正額になるのか、それとも社会福祉協議会のなかでの資金なのか、ちょっとそこまでは私としても認識はしてございませんが、いずれにしても3月末もしくは4月の方に返済するというふうに聞いてございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 今の話で言うと、4月過ぎてからの返済というのはこれおかしい話であると思うんです。それに伴い、あと社会福祉協議会内で返すのであれば、この5, 900万円の補正はいらないのではないかとお考えになりますが、それはどうお答えになりますか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 あくまでも社会福祉協議会と申しましたのは、運営主体の話をさせていただいたものですから、実際的には老人ホームの会計のなかから返済というふうになるというふうに存じてございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 当初この貸付金5, 000万円に関しては、多分年度当初の2、3か月分の運転資金という名目での貸付だったと思います。それが今この3月にあっても返済されてないという状況がまずおかしいのではないかとおられるんですが、こちらなぜ5月、6月あたりで返済の方を行っていないのかという状況についてお答え願います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議員のおっしゃるとおり、5, 000万円の貸付につきましては、新年度分のその4月、それから5月、まあどうしても2か月分ずれてまいりますので、その運転資金としてなっております。で、その貸付金の返済の関係ですね、まだ全体の収入まあ措置費、それから介護報酬等含めたなかで返済をしていくものですから、6月に一気にその5, 000万円の返済するのはちょっと難しいというふうに思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 ちょっと今の説明では納得ができないんですが、基本的には運転資金としてのあれなので、5,000万円の貸付なので、そのあと指定管理料として入ってきてる以上、その部分で返済できるはずであると思います。今懸念されるのは、この5,000万円というのが通常の運転資金、通常の単なる資金としてこの連動資金として9,150万円のほかに5,000万円ということで使われているんじゃないか、要は項目どおり使われていないんでないかと懸念しているんですが、そちらに関してはどのような使われ方をしたりしているのか教えてください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 あくまでも両老人ホームの運転資金として使われているというふうに認識はしております。で、大体ひと月のまあ措置費、それから介護報酬含めて2,500万円から3,000万円弱というのが大体今の月平均の収入となつてございますので、今それらの部分でなんとか運転をしてるという状況でございますが、やはり自転車操業と言われればそれまでですが、資金をまあ回転をさせながらということで、社会福祉協議会のまあ基金もまあ使いながらということも聞いてはございますが、そういったなかで収入を何とか増やしながら予備の金額を出して、それで返済をしていってるという状況だというふうに思っております。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 貸付金の関係にちょっと疑義があるということではありますが、当初12年前この指定管理やったときに、先ほども説明がありましたが、介護保険料、それから措置費っていうのは時差で2か月遅れ、大体収入が入ってくるまで、その間の運転資金っていうのがなければ給料も払えないことになるので、それを当時8,000万円だったと思うんですけども運転資金として貸付して、1年後に返すという方法で貸付の方式っていうのは始まってます。その金額については今暫時見直しをして、今年でいけば5,000万円っていう貸付なんですけども、年度初めに出して年度末に返すっていうルールでございます。

ですから措置費の2か月分入ったときにすぐ返せばいいだろうっていうことではなくて、1年間の運転資金として回してるもんですから、それはあのお金が余裕のあるときに返せっていうものではない約定となっておりますのでご理解いただきたいと思います。

あのいろんな各議員の方からご質疑があったように、この約6,000万円近い補正をこの時期にということは、やはり町としても、そして運営をしている社会福祉協議会としても、どうしてこんなに遅くまでなるんだっていう議論があったと思います。まあいろいろ担当課長の方からも縷々説明がありまして、赤字をなんぼかでも少なくすることを努力していた様子も見ながらですね、あのここに至ったわけでございますが、その間に何らかの議員の方にも協議をして、このような見通しだということも示せば良かったんですが、なかなかそれについても正確な数字がないなかで言えないという状況もありましたのでご理解いただきたいと思いますが、一昨年の12月にあの社会福祉協議会がおいでになられて、まあ指定管理が始まって半年でありましたけども、そのときにやはりコロナ禍で職員が大量に辞めていくということと、それから入院患者が増えてきているということで、本当に運営は厳しい綱渡りだったということで、去年の決算においても2,000万円ほど3月に補正をしたんですけども、300万円ほどまあ余りましたということで、最後は決算戻ってきたんですけども。

昨年の8月に職員が以前コロナ対応等、先ほど課長が申し上げましたとおり、休みもなく働くような状況のなかで離職が相次いでいきました。そのなかで入所者を抑えなければ施設運営がままならないような状況になってきているということのお話が8月にありました。その際8月の末でしたけども、職員をまず確保しなければサービスを受けたい人が受けられない状況になっているので、まあ運営費のことはさておいて、それをやはり立て直さなければならないということで、当時議員との協議会ではありませんでしたが、懇談会で職員の確保の方策として、やはり町内に在住を義務付けてしまえばなかなかこの職員を戻すことができない。そして、入りたい人も受け入れられない状況になるということから、まあお話をさせていただき、それは早急に議会の方からも職員確保のためであれば今まで取り決めていた町内在住ということも緩和しながらでも確保しなければならないとご理解をいただいてですね、その間職員確保を少しずつ先ほど副町長も申し上げましたが、確保しつつあります。やっと受け入れる状態に近くなっていますが、さらに職員は辞めてっている状況のなかで、そして加えてコロナが5類に移ったとはいえどもですね、やはり高齢者にとってはコロナは大変な病気であります。日赤に入りながら特養への入所を待ってる人もいましたが、コロナが一時感染しますとその入所も止めなければなりませんし、日赤病院も退院させられるような状況にない事態もありました。こんなことも重なりましてですね、後半戦、これからなんとか赤字を埋めていくという努力の前段でそのようなことも重なってですね、この赤字幅が大きくなってしまったというふうに感じております。

振り返ればですね、2年前管理協定を結んだ基本のあの社会福祉協議会と再度10年間の指定管理の協定を結びました。そのときに申し上げたところでは、議会との説明のなかでも申し上げましたが、収益性の向上に向けた取り組みを実施して、町とも連携を取りながら経費節減、そして将来の施設のあり方を考えていくということをお話をさせていただいて、その矢先のこのような状況になってしまって大変申し訳ないとは思いますが、しかしながら、10年前社会福祉協議会にこの施設を運営をお願いしたときに、まあ昨今新聞で言われてるような社会福祉協議会でさえも、社会福祉協議会ではない社会福祉法人でさえも、各町村にある施設においては受託できないというような状況で、一部報道では直営、町営に戻さなければならないというような事態になっているという報道も聞きます。そんなことを避けなければならないということで、置戸町で一番安定した多くの町民に知れてる社会福祉法人である社会福祉協議会に運営を委託して、安定して将来にわたった安全・安心を確保していきたいという思いで指定管理を行ったというふうに私は認識をしております。現在2期目に移ってそれぞれ課題はあります。

先ほども議員からのお話がありました、ほかの新聞でも載ってるようなことと個別の理由はそれぞれ違うだろうということで、一緒にたに説明するようなことではないだろうという話もありますが、どこの町も同じような状況になってきて、人がいない、そして受け入れを制限しなければならないと、それはですね、避けていかなければならないということで、私の方も今回の収支の赤字の分のさらなる補填については、やはり議会の皆様のご理解を得て補正予算をなんとかご承認いただいて、そしてさらなる改善に取り組んでいかなければならないと思っています。

昨年の執行方針のなかでも、私の方は社会福祉協議会の方に1人職員を施設長として派遣すると、連携を密にしながら進めていくというなかで、このようなことになったことについては大変申し訳なく思っておりますが、そのなかでも先ほど申し上げましたが、一歩一歩前へ進もうということで

職員の確保についても、それから外国人の労働者の受け入れについても進めてきているところでございます。ぜひとも今回の補正予算をご承認いただいでですね、安定した運営を、障害をきさないようによりしくお願いしたいと思ひまして、重ねてご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番 石井議員。

○3番 石井議員 日曜日に一般質問もありますので、あまりここで質疑をして回答を得たくないなというところはあるんですが、それこそ昨年の10月ごろですか、特養においては定員が50名のところ入所者が41名、その41名のうちの10数人が置戸日赤の方に入院という形になっていて、実質30人もいない入所者というときがありました。これで、そんなことをしていたら当然のことながら収入がなくなるぞと言って、大変私も心配してたんですけども、入所判定会議が行われたのがかなりあとだったような気がします。それだけ入所者がいないのであれば、すぐにでも入所判定会議を行って定数を満たすというような努力っていうのがなかったんじゃないかというふうに思ったところです。

ショートステイの場合、私の母も何度かお世話になりましたけども、保健師さんの方からショートステイ使ってみないかといって、ちょっとこうやって打ち合わせをしてあれして空いていれば、すぐこうやってショートステイを利用できるというようなこともあったんで、なんかすごく保健師さんの方がこうやって営業をしてくれてるのかなっていうような思いもありましたし、今日赤では在宅介護者のためにですね、その介護者の短期入院をすぐ受け入れるっていうようなこの前貼り紙も見たんですが、やはりとにかくこうやって収入を得ようとするならば、いろいろな努力をどんどんしていくべきではないのかなっていうふうに思うんですが、その辺のところでは何か意見がありましたらお知らせください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議員のおっしゃるとおり、特養の入所判定会議、こちらにつきましては特養が主催をして入所者の選定をしていくという状況でございます。これを開催を遅れてるという状況にございましたときに、1回目、2回目ずれたりというのは、コロナの感染拡大がホームであったということで延期になったという状態でございました。ただ、なぜ1か月も2か月もずれるのかという状況につきましては、私の方からも施設長の方に申し入れをしております。やはり入所者がこれだけ減ってるなかで、入所判定会議でまあ待機者がいるのであれば、そのなかでどんどん入れるべきではないかというふうにお話をさせていただいております。

で、やはりずれ込んだというのはまあ園の方のまあそういった都合上どうしようもなかったというふうにお話を聞いておりますし、またどんどん入れればいいじゃないって私も話をさせていただいたんですが、施設の方からは入所者の家族の方がなかなか同意が得られてないという状況があったということも聞いてございます。まあそうしたなかで、できればまあそういった部分も含めて改善をしてくれというお話をさせていただいたところでございます。で、またあの入所判定会議もまあ1人、2人ではなくて、10人、15人なぜできないのかっていう話もさせていただいております。そういったなかで、家族との調整含めてそういう努力をしていくという話のなかで、今後改善をされていくというふうに思っておりますし、そういったなかでショートステイの部分につきましても、私の方から

保健師、それから介護支援専門員、そういったところも含めて、そういった必要な方に対してお声がけをしてくれというふうにお話をさせていただいております。そういったなかで、日程調整を含めて特養の方で受け入れが可能な部分について増やしていくという状況でございましたので、こういった部分を含めて、施設としては今後のまあ広報活動も含めて進めていただきたいと思っているところでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

福祉センター所長にお伺いします。先ほど社会福祉協議会の方で3月に入ってから借入れを起こしたっていう、信金からというお話ありました。で、金額まではまあ社会福祉協議会のことなので行政側としては把握できていないということですよ。議場では発表できないということかな、それとも押さえてはいるけれどもってということなのか、全く知らないのか、わからないのか、どちらですか。

○石森地域福祉センター所長 ついこないだの理事会が開かれたということで、そのなかで一時借入れということでもなんとか資金を積んでいくというお話を社協の本体の方からお話を聞いたところでございまして、そのなかでちょっと金額まではまだ理事会が済んでないって話だったので聞きそびれたという状態でございます。

○岩藤議長 あの、5,900万円のね、今回の補正で連絡を密にとりながらということでの、あの今までの運営だったと思うんですが、借入れを起こしたっていう異常事態のなかで、そこで額面を聞かないっていうこともね、ちょっと信じられないというか、納得できない部分があるんですよ。

ここで、しばらく休憩します。議員の皆さんは議員控室の方へ。

再開時間は追って連絡します。

休憩 14時12分

再開 14時25分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎延会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

なお、明日3月15日は置戸町議会会議規則第9条第2項の規定により議会を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認め、明日3月15日は休会することに決定しました。

なお、次の議会は置戸町議会会議規則第9条第3項の規定により3月16日に行うこととし、定刻に開会します。

◎延会宣言

○岩藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 14時26分

令和6年第3回置戸町議会定例会（第5号）

令和6年3月16日（土曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 議案第 5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）

日程第 3 議案第 6号 令和5年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 4 議案第 7号 令和5年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 5 議案第 8号 令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 6 議案第 9号 令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

日程第 7 議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第4号）

追加日程第1 決議案第1号 議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）に対する付帯決議について

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 議案第 5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）

日程第 3 議案第 6号 令和5年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 4 議案第 7号 令和5年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 5 議案第 8号 令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 6 議案第 9号 令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

日程第 7 議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第4号）

追加日程第1 決議案第1号 議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）に対する付帯決議について

○出席議員（8名）

1番 嘉 藤 均 議員

2番 前 田 篤 議員

3番 石 井 伸 二 議員

4番 石 村 吉 博 議員

5番 柏 原 勝 議員

6番 山 田 耕 平 議員

7番 阿 部 光 久 議員

8番 岩 藤 孝 一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	深 川 正 美	副 町 長	蓑 島 賢 治
会 計 管 理 者	菅 原 嘉 仁	企画財政課長	坂 森 誠 二
総 務 課 長	鈴 木 伸 哉	総 務 課 参 与	鈴 木 義 徳
町民生活課長	田 中 耕 太	産業振興課長	五 十 嵐 勝 昭
施設整備課長	名 和 祐 一	地域福祉センター所長	石 森 実
企画財政課長補佐	高 橋 秀 典	総務課総務係長	鈴 木 良 知

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学校教育課長	大 戸 基 史
社会教育課長	須 貝 智 晴	森林工芸館長	小 野 寺 孝 弘
図 書 館 長	遠 藤 薫		

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 五 十 嵐 勝 昭 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 鈴 木 伸 哉 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長	今 西 美 紀 子	議 事 係	加 藤 洋 聖
臨時事務職員	中 田 美 紀		

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、1番 嘉藤均議員及び2番 前田篤議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日の説明員は、先日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算
(第9号) から

◎日程第 7 議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補
正予算(第4号) まで
————— 6件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第2 議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算(第9号) から日程第7 議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第4号) までの6件を一括議題とします。

先日に引き続き、議案の質疑を続けます。

〈議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算(第9号)〉

○岩藤議長 議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算(第9号)。別冊事項別明細書(第9号)。

24ページ、25ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次のページに進みます。

26ページ、27ページ。2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

28ページ、29ページ。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 予防接種・健診等に要する経費のところで、19節、扶助費30万円をショートしたという話のなかの説明で、結構その健診のキャンセルがあったというようなお話がございました。それに対して、そのキャンセルがあった時点で誰か次の方へとか、そういういとまというか、はなかったのかお知らせください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 健診でキャンセルがあったというのは脳ドックの関係だったと思いますが、脳ドックにつきましてはそれぞれ申請をいただきまして、それで日程調整をかけておりました。まあ本人の話によりますと、あの違う日に受けたいということですからさせていただいてたんですが、そこをまたあのどうしてもあの予定が入ったということで、ずれたということで、キャンセルが増えたという状況になってございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

30ページ、31ページ。2項清掃費。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

32ページ、33ページ。2項林業費。

質疑はありませんか。

2番 前田議員。

○2番 前田議員 果実・園芸作物園場に要する経費について伺います。あの臨時作業員、最終的に見つからなかったということで、応募がなかったということで、その辺の支障と言いますか、予定していた仕事に支障をきたすとか、できなかったとか、その辺のことがなかったのかどうか、聞かせてもらいたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 臨時作業員の関係ですけれども、議員おっしゃるとおり、最終的には予定していた人は見つかっておりません。ということで、今回減額をさせていただきました。で、作業に対する状況ですけども、基本的には作業員1名で作業をしております。で、プラス私どもの農業振興係の職員が1名ですね、まあ応援に行く、さらには指導いただいております古川顧問が来ていただいた時に実質的な作業をお手伝いをしていただいているというような状況で1年間乗り越えさせていただきました。状況として100%かと言われますと100%には当然達しておりません。1名やっぱり必要だということでの100%なんですけど、状況としてはそこまでは達していないということと、作業的には少しずつこう遅れてるという事実があります。しかしながら、例えばあの、なんて言いましょうか、病気が発生したりとか、状況によっては天候の関係ですぐさま収穫をしなきゃならないという

きにはこうお手伝いを入れながらですね、私どもの職員を入れながらやってきておりますので、その辺は支障はきたしていないというふうに判断してます。ただ、あの草刈りですとか、それから細かい作業が1日、2日ずつ遅れているという状況はありました。

○岩藤議長 2番 前田議員。

○2番 前田議員 お話は聞かせていただきました。新年度予算のところでお話の方がいいのかもしれませんが、来年の新年度については1人増員でうまく運営できるような方法で講じていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 あの、また新年度のところでのお話になるかというふうに思いますけれども、一応新年度の方も予算としては作業員2名分ということで計上させていただいております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 ただいまのところで、まあ天候の関係でというようなお話もありましたけれども、昨年はとても暑い夏で農業者も大変苦労していろんな作物の生産に当たったところですけども、実際にそのぶどう果樹の生産量はいくらぐらいだったのかお知らせください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 昨年度の収穫量でございます。全体でいきますと515キログラムで、その1つ前、令和4年がですね、全体で337キログラムでしたので、プラス178キログラムということになってございます。主力の山幸、これがですね、215キログラムで、令和4年が山幸、失礼しました、令和5年が215キログラムですね。それから山葡萄、これが83キログラムです。ジーガレーベが33キログラム、あとその他ですね、キャンベル、アムレンシス等々がございますが、すいません、あの差し引いた残りがそれらになってございます。近年少しずつではありますが、山幸をですね、苗を購入して来ております。これが少しずつこう収穫されてきたというところで、令和5年は山幸が思った以上に穫れたかなというふうには思ってる状況であります。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 昨年あたりからと言いますか、ふるさと納税に置戸のワインということで出ていたものが対象外になってしまったというようなお話もありました。まあ、それにしても少しずつこう収量が伸びてきているというのは良い傾向なのかとは思いますが、これをふるさと納税の返礼品とか、そういうふうに使っていくとなれば、まだまだのさらなる収穫量の高みを見なければいけないというふうに思いますが、その辺の見込みというか、これから期待できるとかがあるのかどうか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 はい、すいません。議員おっしゃるようになりますね、毎年毎年ご心配いただきながら、ある意味期待もしてくださってるという状況は重々承知してるところでございます。で、何回もお話をさせていただいておりますが、この置戸の寒い地域の中ではやはり山幸、山葡萄系が主力ではなきゃいけないという今方向性に立っております。ですので、基本的には山幸を主力としながら、従来からある山葡萄、これにできるだけ集中をしていって収穫量を増やしたいという方向性でおり

ます。で、あのまた新年度の予算のところにも多分出てくるのかなというふうに思いますので、そこでのお話にもなるかというふうにはと思いますが、できれば山幸は1本の木からですね、約1.5キログラム穫れるという計算をさせていただきます。最終的に歩留まり7割、8割を見込んだとしても1,000本程度の山幸を植えるとですね、だいたい700キログラムから800キログラムぐらい収穫できる。そうすると一定程度目指してるところの、いわゆる返礼品のところにもですね、何とかステージに乗っけることができるのかなというところを一応目標にしながら、今担当の方でも取り組んでるところでございます。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 確かにこう作物を育てるということは大変なことで、毎年毎年気候も違いますし、条件も違うということで、どんなことをしても、どうしても苦勞するのかなと思いますけども、なんとかこう特産品になるような形で進んでいただけると期待しておりますので、よろしくお願いします。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 努力をしてまいりたいというふうに思います。引き続きよろしくお願いいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次へ進みます。

34ページ、35ページ。7款商工費。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 負担金補助及び交付金ということで、18節のところの一番下、振興事業補助金ということで、マイナス600万円というような数字が上がってございましたけども、説明の中で夏の高温というようなお話がございました。そこら辺でこの600万円下がったという理由をもう少し詳しくお聞かせください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいまのご質問でございますが、民有林の振興事業補助金ということでですね、基本的に人工造林の民有林の整備というところに対する補助になります。議員が今おっしゃってありましたとおり、私の説明のなかで異常気象、高温を伴って異常気象により作業ができなくなった、それで補助金下がりましたよというご説明をさせていただいたところでございますが、全体的に昨年度、令和5年度におきましては夏の暑さによってですね、一番作業が大変となるその人力で行う地拵えを始めとした作業工程が、あの暑さのなかでは危険を伴うということで、なかなかできなかった。で、天候の様子を見て進むわけですけども、今度下刈りですとか植栽だとかのタイミングに合わせての地拵えということで行きますと、スケジュール的になかなか合ってこなくてですね、そこに持ってきて天候が、暑い天候が続いてきたというところなものですから、だんだんこう事業期間がずれてきて、なんと言いましょうか、時期を逸して作業ができなくなったというところでの減額というふうにご理解いただければと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

36ページ、37ページ。8款土木費、1項土木管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

38ページ、39ページ。2項道路橋梁費、3項河川費、4項住宅費。

質疑はありませんか。

2番 前田議員。

○2番 前田議員 委託料のことについて伺います。境野の調査測量委託料なんですが、まあある程度という方向でその委託された報告を活かして、これからの境野の治水について一定方向の結論が出ておられましたら教えていただきたいと思います。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 はい、境野の雨水対策につきましては、境野地区全体ですね、流域ですとか、雨水の流れの状況、被害の状況等をですね、勘案して対策について検討しているところでございます。令和6年度に対策工事としてあげさせていただいておりますけれども、路面排水板の設置、町道の分でございますと路面排水板の設置ですとか、あと前埋まっております道路側溝、あと排水路、暗渠管等の土砂揚げ、あと調整池の設置等々ですね、実施したいというふうに考えております。また、道道の部分につきましてもですね、側溝の断面が計算上小さいということが判明いたしましたので、それらについてもですね、北海道の方に要望していきたいというふうに考えております。その分につきまして、地域の方にも一度ご説明をさせていただいております、対応策につきまして。そのなかでもですね、いろいろな意見等もございましたので、地域の方の意見等もですね、反映させていながら次年度の対応策、対応工事について繋げていければというふうに考えております。

○岩藤議長 2番。

○2番 前田議員 地域住民の皆さんの意見もよく聞いていただきながら、最終的にはあの国、開発と言いますか、常呂川に繋がっていく部分でもありますので、国の方にもその辺協力していただくところはしていただいて、地域住民の安全を守っていただく方向で進めていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 はい、境野地区の対応につきましては関係機関、北海道、国ともですね、協議をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 同じく今の道路橋梁の維持管理に要する経費のなかの道路巡回監理業務委託料、ここが200万円マイナスということで、前回は説明はされたと思うんですけども、もう少し詳しくお願いいたします。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 道路巡回監理業務委託料につきましては、現在事業担当員として2名、事務員として1名分の経費として計上しているところでしたがけれども、そのうち1名事業担当員ですがけれども、3か月間体調不良により休職となったということでございます。それにつきましてですね、事業組合と協議しましたけれども、代替えの職員等を出すことも難しいと、確保することができないということでございましたので、その分についてですね、委託料からその分を軽減して、まあ設計変更を行って、少なくなったということでございます。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 ということは、今の説明では2名体制だったけれども、その欠員ができてた期間は、1人体制でやってたということでの理解でよろしいですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 はい、1名休職した期間3か月間につきましては、担当員1名というような体制で進めておりました。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 まあ、あのこれは令和5年度の決算と言うことであれですけども、新年度については大丈夫なんでしょうか、その人員的なことも含めて。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 はい、休職されていた方もですね、現在復職しておりますので、次年度についてはですね、2名体制、業務担当員が2名体制ということで進められるというふうに考えております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 置戸町の道路、橋梁も含めて道路維持等管理は大変重要なものだと思いますので、今後とも頑張っていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、次のページに進みます。

40ページ、41ページ。9款消防費。10款教育費、1項教育総務費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

42ページ、43ページ。2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

44ページ、45ページ。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 公民館教室・行事等に要する経費のところ、需用費のところ、健康と長寿を祝う集いのところで、弁当というようなお話がございました。私も秋田地区の方担当をさせていただいてますけども、秋田地区においては弁当でもあの参加者の方は何の支障もなかったというお話でしたけ

ども、なんか置戸地区に限ってなのかわからないですけど、ずいぶん不評だったというようなお話を聞いておりますけど、その辺の考え方があったのでしょうか。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 ただいまの健康と長寿の関係です。コロナも明けて、徐々にあの弁当持ち帰り形式からですね、会食形式に移行をしてですね、今のところ、ほかの行事もそうなんですけども、オードブル等で皆さんで箸でこうって食すというのがまだ抵抗があるということで協議をして、今回も弁当を用意しようという形で実施いたしました。コロナ禍においてですね、弁当を持ち帰るという部分がちょっと癖になってしまったっていう傾向もあるのではないかと協議のなかでは出ております。ただ、あの実施の仕方としてですね、まあ弁当を用意するけども蓋を外してどうぞっていう声かけをすとかですね、あとまあ率先してまあそういう促す、先導員じゃないですけど、食べ始める人がいるですとか、まあそういった対策がちょっとあの中央公民館のちょっと大人数の対応としてですね、ちょっと対応が不十分だったかなという反省もしております。ただ、あの新年度に向けてはそろそろお弁当ではなく、オードブル形式等も実施していったらどうかというご意見もいただいておりますので、まあ皆さんがですね、会食をしながら、楽しみながら健康と長寿を祝う集い実施できる方法を、またあの公民館運審、それから館長主事会議等で十分協議をして対応、対策を考えていきたいと考えております。

○岩藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員 健康と長寿を祝う集い、対象者をお祝いして喜ぶというか、そういう場ありますから、もう行ったらいきなりこう弁当を包んで帰る準備をするような会じゃなくて、来ていただいた皆さんが楽しめるような日にしていただきたいというふうにお願いをいたします。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 はい、議員のご意見をいただきましたので、そういった部分検討していきたいと思います。また、あのもう一つ心配なのが、あのコロナが明けてもう少し参加が増えるかなと思っていたところですね、前年と同じ25%、これは置戸地区なんですけども参加ということで、まずは参加しやすい部分ですとか、多数の皆さんに参加いただける方法も合わせて考えながら協議を進めていきたいと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次のページへ進みます。

46 ページ、47 ページ。5 項保健体育費。13 款給与費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ歳入に進みます。

4 ページ、5 ページ。2. 歳入。1 款町税、1 項町民税、2 項固定資産税。8 款環境性能割交付金。

9 款地方特例交付金。10 款地方交付税。12 款分担金及び負担金、1 項負担金。13 款使用料及び手数料、1 項使用料。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

6 ページ、7 ページ。2 項手数料。1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 項国庫補助金、4 項社会資本整備総合交付金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

8 ページ、9 ページ。1 5 款道支出金、1 項道負担金、2 項道補助金、3 項委託金。1 6 款財産収入、1 項財産運用収入、2 項財産売却収入。1 7 款寄付金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次のページに進みます。

1 0 ページ、1 1 ページ。1 8 款繰入金、1 項特別会計繰入金、2 項基金繰入金。1 9 款繰越金。2 0 款諸収入、2 項貸付金元利収入、4 項雑入。

質疑はありませんか。

2 番 前田議員。

○2 番 前田議員 雑入の森林等損害保険金、2. 6 5 ヘクタール、8 5 万 1, 0 0 0 円について、風倒木被害による保険金の雑入ということでよろしいのでしょうか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 はい、議員がおっしゃるとおりでございます。

○岩藤議長 2 番。

○2 番 前田議員 これにつきましては、なかなか急遽の皆伐ということで折れた木、曲がった木もありまして、作業される方も大変だったのではないかと推察できます。それであの作業にかかった費用、そして売り払いで生じた、入ってくるお金もありまして、相殺されてどのぐらいの最終的な損害になったのかっていうのは抑えておられましたら教えてください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 すいません、具体的な数値は押さえてはございません。ただいまお話のあったですね、風倒木の処理ということで一般的な作業と違いまして、議員おっしゃられたとおり、かなり危険が伴います。それでこれはあの作業委託を出すときには、積算の方としましても道や国の方にもご助言いただきまして単価の方を少し上げさせていただいております。そのなかでもまあ斜度の問題、それから倒れた木ですね、まあ向き、下に向いてるか上に向いてるかによっても機械で引っ張れるか、押さなきゃなんないかというところでもだいぶ作業工程が変わってくるということで、その状況も勘案しながら委託の方に関しましては、作業を出す方にしましては、かなり上げたところでございます。逆に言いますと、そういったところで今度その先はですね、風倒木なのでお見込みのとおり売れないという状況になってございますので、入りの方は逆に少し少なくなってくるというような状況でございます。すいません、具体的な最終的な数値はちょっと抑えておりません。

○岩藤議長 2 番。

○2番 前田議員 いや、そのとおりだと思います。風倒木の伐採に伴う物の切材したものは用材になる物、まずほぼ取れないであろうと思われるので、その点はやむを得ないであろうと思います。というよりもやはり来年に向けて風倒にならない対策の方をうまく講じていただく方が大切かと思しますのでよろしくお願いします。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 はい、あの承知いたしました。今回のこの風倒木の部分もですね、置戸町全体の中でもピンポイントで、ここの山だけかなり強い風が吹いたという状況でですね、まあ想定外と言ってしまえばそれまでなんですが、実は私ども担当としてもかなり驚いてるところでございます。風が吹いた、雨が降った、天候が悪くなったっていうときには、うちの担当も常時回って点検もしてございますので、その辺も含めまして次年度に繋げていきたいなというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

12ページ、13ページ。21款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ議案にお戻りください。

繰越明許費の補正。

第2条 繰越明許費の追加は、議案の5ページ。第2表繰越明許費補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

次に、地方債の補正。

第3条 地方債の変更は、議案の6ページ。第3表地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第6号 令和5年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)〉

○岩藤議長 議案第6号 令和5年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第3号)。

6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。9款諸支出金、2項繰出金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4 ページ、5 ページ。

2. 歳入。1 款国民健康保険税。3 款道支出金、1 項道補助金。4 款繰入金、1 項他会計繰入金、2 項基金繰入金。5 款繰越金。6 款諸収入、2 項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 7 号 令和 5 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)〉

○岩藤議長 議案第 7 号 令和 5 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書 (第 2 号)。

8 ページ、9 ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、2 項介護予防サービス等諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

10 ページ、11 ページ。4 項高額介護サービス等費、5 項高額医療合算介護サービス等費、6 項特定入所者介護サービス等費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

12 ページ、13 ページ。4 款地域支援事業費、1 項介護予防・日常生活支援総合事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費。6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ歳入に進みます。

4 ページ、5 ページ。

2. 歳入。2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 項国庫補助金。3 款支払基金交付金。4 款道支出金、1 項道負担金、2 項道補助金。5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 項基金繰入金。

次の 6 ページ、7 ページ。

6 款諸収入、2 項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第8号 令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）〉

○岩藤議長 議案第8号 令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書（第3号）。

4ページ、5ページ。下段歳出から進めます。

3. 歳出。2款事業費、1項居宅介護支援事業費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、上段歳入に進みます。

2. 歳入。1款サービス収入、1項介護給付費収入、2項予防給付費収入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第9号 令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算（第3号）〉

○岩藤議長 議案第9号 令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 業務の予定量の補正。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 次に、第2条 収益的収入及び支出の補正並びに第3条 資本的収入及び支出の補正は、別冊補正予算実施計画及び明細書（第3号）並びに補正予算説明書（第3号）から進めます。

簡易水道事業会計補正予算実施計画及び明細書（第3号）並びに補正予算説明書（第3号）。

1ページから9ページまで。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、議案にお戻りください。

次に第4条 企業債の補正。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次に第5条 他会計からの補助金の補正。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ簡易水道事業会計補正予算（第3号）について。

質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第4号)〉

○岩藤議長 議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第4号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 業務の予定量の補正。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に第2条収益的収入及び支出の補正並びに第3条資本的収入及び支出の補正は、別冊補正予算実施計画及び明細書(第4号)並びに補正予算説明書(第4号)から進めます。

下水道事業会計補正予算実施計画及び明細書(第4号)並びに補正予算説明書(第4号)。

1ページから9ページまで。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案にお戻りください。

次に第4条 企業債の補正。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に第5条 他会計からの補助金の補正。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、下水道事業会計補正予算(第4号)について。

質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第4号)までの6件について。

質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参のうえ、議員控室の方へ移動願います。

説明員の方はそのまま自席でお待ちください。

休憩	10時18分
再開	10時22分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）から議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第4号）までの6件を通して、質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）から議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第4号）までの6件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）から議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第4号）までの6件を採決します。

まず議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）を単独で採決します。

議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

○1番 嘉藤議員 議長 動議。

○岩藤議長 1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 ただいまの議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）に対する付帯決議を提出する動議を提案いたします。

○岩藤議長 ただいま1番 嘉藤議員から議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）に対する付帯決議が提出されました。

この動議は所定数以上の賛成者がおりますので成立いたします。

○岩藤議長 しばらく休憩いたします。

再開時間は追って連絡いたします。

休憩 10時26分

再開 10時45分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

先ほどの議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第9号）に対する付帯決議の動議を直ちに議題とします。

これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

◎追加日程第1 決議案第1号 議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算(第9号)に対する付帯決議

○岩藤議長 追加日程第1 決議案第1号 議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算(第9号)に対する付帯決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員 決議案第1号 議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算(第9号)に対する付帯決議。

議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算(第9号)の事項別明細書。3款民生費、1項社会福祉費。老人福祉事業支援に要する経費、12節委託料、老人福祉施設指定管理委託料について5,900万円の増額補正を先ほど可決しました。この指定管理料は令和5年度の当初予算で9,150万円の計上であったが、今定例会で64.5パーセント増の5,900万円もの高額な補正となり、令和5年度の指定管理料の実績見込みは1億5,050万円となります。この指定管理料の総額について、過去に例を見ない収支の赤字額の見込みとなったが、町は3月定例会前に議会側に対し、議員協議会の開催要請等事前に両老人ホームの運営に伴う収支の見込みの説明が何ら無いまま、通常では考えられない高額な補正予算の提案となったことは誠に遺憾であり、町側の姿勢は議会軽視であると言わざるを得ない。また、年度末における補正予算執行の内容が不明瞭であり、補正予算の提案時期についても適正さを欠いていた。

令和3年12月定例会において総務常任委員会に付託となった置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定についての案件は、総務常任委員会で4回にわたり継続審査を行い、今後10年間の指定管理者の指定について可決すべきものと決定し、委員長の審査意見を述べたところであるが、そのなかで委員会から強く要望事項とした、短いスパンでの事業評価に伴うヒアリングや、事業費削減に向けたローリング等を着実に実行し、町及び社会福祉協議会共通認識のもと、両老人ホームの収益拡大、経費縮減に向けた経営改善に取り組むことの内容の委員長意見に対し、どの程度まで実行できていたのか不明であり、介護職員の人員不足を理由に、収支改善の具体策の報告は未だ町側より説明がない。令和3年度に委託された独立行政法人福祉医療機構による経営分析では、今後の業務運営に係る収益増大、経費の削減等において改善ポテンシャルがあるとの報告がありましたが、この結果を踏まえてそれらを着実に実行に移し、柔軟で効率的な運営を行っているとは判断できないものがあります。

さらには、令和5年度より施設長として町職員を派遣しているが、深川町長は昨年の町政執行方針の一般質問でその目的として両老人ホームのより一層の運営の効率化を図ること及び両施設の諸課題

解決と、本町の高齢者福祉の総合的な推進等のためとの答弁でありました。しかし、令和5年度の決算見込みの状況は、この当初の目的が達成できたとは到底言い難く、また派遣期間の施設長の人件費は町負担であることを鑑みると、その果たすべき責務は大変大きなものがあります。

新たな指定管理の審議に際し提出された、今後3年間の令和4年度から令和6年度までの事業計画による運営収支目標と指定管理料見込みの額は今では全くかけ離れた数値となっており、ここ数年で両老人ホームの指定管理料が右肩上がりで上昇している現状は、10年間の債務負担行為の10億円の決定事項も反故となる恐れがあり、このことは指定管理の委託者である町側の両老人ホームの運営状況の検証と認識に甘さがあったのではないかと推察され、町は事の重大さを真摯に受け止めなければならない。また、毎年予算計上されている老人福祉施設運営資金貸付金についても貸付の時期や目的と使途、返還予定日が明確になっていないことから、今後は両老人ホームの運営資金に伴うキャッシュフローを、町は逐一明確に把握する必要があると考える。

指定管理料が高額となった背景には、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザのまん延によるショートステイ受入れの制限や介護職員ローテーションの組み換えから、時間外勤務の増加、ウクライナ及び中東地域での紛争など、世界情勢悪化による物件費等の上昇、さらには慢性的な人員不足などがあり、両老人ホームの抱える諸課題が山積しているなか、今こそ町と指定管理の受託者である社会福祉協議会との綿密な協議を進め、諸課題の解決策を模索した上で、一刻も早く両老人ホームの運営改善に着手するべきであると考えます。よって町は今後の老人福祉施設の予算執行及び関係事務の遂行にあっては、下記のとおり項目を遵守し、着実に実行されることを強く要望するものである。

1. 町は両老人ホームの経営安定を図ることを目的とした置戸町老人福祉施設運営推進管理審査委員会（仮称）を設置し、副町長を中心としたプロジェクトチームを早急に編成した上で、社会福祉協議会へのモニタリング機能を強化し、次のとおりの内容に早急に取り組むこと。

（1）審査委員会（仮称）は社会福祉協議会と綿密な協議を行い、堅実な収益が見込まれる抜本策についての具体的内容を明らかにし、着実に実行見込みのある今後3年間の事業収支の計画書を議会に提出し、その根拠を明示すること。

（2）審査委員会（仮称）は社会福祉協議会とのモニタリング等の実施状況を2か月に一度書面で議会に提出し、その内容を総務常任委員会または議員協議会の場において議会に報告し、収支改善の方策に伴う着手の進捗状況及び運営収支の現状の詳細を説明すること。

2. 老人福祉施設運営資金貸付金について、本来は必要に応じた貸付でなければならないが、貸付の時期や使途、返還予定日が明確になっていないことから、今後においては両老人ホームの運営資金に伴うキャッシュフローを町は逐一明確に把握し、定期的に議会側に書面で報告すること。

3. 指定管理料に今後変更を余儀なくされる状況になった場合、町は議会側にその事由等を明らかにし、事前に状況の詳細を説明すること。

以上決議する。

令和6年3月16日 置戸町議会。

提出者 嘉藤均。

○岩藤議長 ただいまの趣旨説明について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから決議案第1号 議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算(第9号)に対する付帯決議を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号 議案第5号 令和5年度置戸町一般会計補正予算(第9号)に対する付帯決議は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号 令和5年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)から議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第4号)までの5件を一括採決します。

議案第6号から議案第10号までの5件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第6号 令和5年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)から議案第10号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第4号)までの5件については、原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本日の会議は、これで散会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、次の会議は置戸町議会会議規則第9条第3項の規定により、明日3月17日にサンデー議会を行うこととし、定刻に開会します。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日はこれで散会します。

散会 10時59分

令和6年第3回置戸町議会定例会（第6号）

令和6年3月17日（日曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）

日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）

日程第 2 一般質問

○出席議員（8名）

1番	嘉藤均	議員	2番	前田篤	議員
3番	石井伸二	議員	4番	石村吉博	議員
5番	柏原勝	議員	6番	山田耕平	議員
7番	阿部光久	議員	8番	岩藤孝一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	菅原嘉仁	企画財政課長	坂森誠二
総務課長	鈴木伸哉	総務課参与	鈴木義徳
町民生活課長	田中耕太	産業振興課長	五十嵐勝昭
施設整備課長	名和祐一	地域福祉センター所長	石森実
企画財政課長補佐	高橋秀典	総務課総務係長	鈴木良知

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	大戸基史
社会教育課長	須貝智晴	森林工芸館長	小野寺孝弘
図書館長	遠藤薫		

〈農業委員会部局〉

事務局長 五十嵐 勝 昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴木 伸 哉（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 今 西 美 紀 子

臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 加 藤 洋 聖

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって3番 石井伸二議員及び4番 石村吉博議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日の説明員は、前日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

まず、はじめに令和6年度教育行政方針についての質問を行います。

4番 石村吉博議員。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 それでは令和6年度教育行政方針について質問させていただきます。

先日も令和6年度置戸町一般会計予算にて担当課の方から若干のご説明もありましたが、傍聴の皆様もいらっしゃるのでは改めてのご質問になるんですが、今回の値上げでは年額、小学校が5万6,600円、中学校1、2年生では6万3,400円、中学3年生6万2,300円となり、学校給食について1食あたり20円、年間では4,000円の値上げになります。大きな金額ではないかもしれませんが、小学生、中学生に兄弟や姉妹がいる家庭では3倍や4倍にもなる家庭もあり、年間1万円以上の負担増になる家庭もあります。年間では10万円以上の負担が増えてしまう家庭もあります。これ以上の負担増は家庭にとって厳しくなるのが現状ではないのでしょうか。

給食費の件に関しましては、平成30年、令和3年と、当時の佐藤議員からも町長への一般質問で二度質問があったと思います。当時の答弁のなかでも、教育委員会とも話し合いを進めていくということも当時の町長もおっしゃっていました。そちらを踏まえたうえで適切な議論は行われてきたのでしょうか。今回の学校給食費値上げについての考えを教育長にお伺いいたします。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 令和6年度教育行政方針での学校給食費の値上げについて、あの、その考え方を答えさせていただきます。

本町の学校給食費は、直近では令和元年度に生産・輸送コストの増加により１５円の値上げを行っており、その前は平成２６年に消費税が５パーセントから８パーセントになるのを機に１０円の値上げを行っております。今回値上げに踏み切った理由については、先日の令和６年度予算説明のなかで課長より説明させていただいたとおり、ほとんどの食材が高騰しており、地域の皆さんの善意や給食センターの職員の努力をもって、このままでは学校給食摂取基準の栄養量を確保していくことは難しいという判断に立っています。また、これまでの置戸の学校給食が築いてきた伝統を現在のルールのなかで可能な限り引き継いできておりますが、地元こだわった食材や良質な調味料の使用など、置戸ブランドを今後の状況下では維持していくことが困難になっていくというふうにも考えています。そして何より一番の理由は、物価高騰のあおりを受けて質を低下させたり、一品減らしたりすることは学校給食の本質から外れるものであると考え、最終的に学校給食センター運営委員会で協議し、値上げしなければならないとの判断に達しました。

なお、学校給食法第１１条第１項では給食に従事する職員の人件費や施設設備費などの経費は設置者が負担し、同第２項では給食の食材費は保護者が負担すると定められております。しかし、要保護、準要保護世帯に対し、給食費支援として本町の令和６年度予算において１０６万円計上しているところです。

議員のご質問にありましたとおり、保護者負担が大きくなることは十分承知しておりますが、現場はこれまで以上に創意工夫を凝らし、子どもたちがワクワクするような給食の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いするものであります。

○岩藤議長　４番。

○４番　石村議員〔一般質問席〕　はい、今ご説明あったなかでは理解しました。給食も教育という大切な食育のなかでですね、子どもたちには給食を食べる喜びを実感してほしいところなんですけども、義務教育は誰でも無償で得られることは知ってのとおり事実だと思います。置戸町では困窮世帯への支援などもさまざま現在行っているんですが、これに対してまた給食費を値上げすることは多少矛盾を感じるころではあります。これができるのであれば、その値上げではなく、また一定の補助などもできるかと思いますが、その辺りの考え方は今なかったのでしょうか、よろしくお願いします。

○岩藤議長　教育長。

○平野教育長〔自席〕　議員のおっしゃるとおり低所得世帯、それから多子世帯については、あの無償等の負担軽減策は家庭においてもとても助かるかなというふうに思ってます。その分を教材ですとか、文房具ですとか、あるいはジャージ、運動靴などが学校で使用するもの等の購入はできて、家庭用ではあの助かるというふうには判断しますが、その一方でやっぱり私が危惧しているところもあります。根本的には物価上昇分のまずは家庭での収入が確保されなければ根本的な解決にはならないというふうに判断してますし、またあの町の毎年厳しい財政状況を見ると、この支援策をすることでほかの予算が削られることになるかなというふうにも考えているところです。今でも教育環境の整備に関する改善ですとか、設備について、どうしても削らざる得ないというような状況もあって、この支援策をすることでそういった部分削られたり、ほかの公共サービスが削られることにもなるんじゃないかなということの一つ危惧しています。

また、あの私が教頭になったころから給食費の滞納者が出てきて、どんどん増えてきている状況にあります。その家庭とはこう連絡を取らせていただいていたのですが、確かに給食費を捻出することはとても難しいという家庭もあって、その家庭には就学援助等があるのでということで、そのあの説明をさせていただきました。ただ、そのなかで一番私が違うっていうふうに思ったのは、小学校、中学校は義務教育なんだから給食費はもう払う必要ないというように主張してきて、何度も何度もあの給食費の納入をお願いしたんですが、結局払ってもらえないというような状況もありました。

私はその考え方は非常な大きな間違いだというふうに思っています。先ほど話した給食法のなかにもありますように、この給食は自治体と家庭と一緒に子どもを育てていきたいと思いますという狙いで給食は提供されてるというふうに感じています。今もあの全国でいうと数パーセントが給食が提供されてません。また、高校では給食が提供されず、弁当持ちというのはほとんどだと思いますが、それは子どもたちの食を提供するのは親の責任、親の役割だという、そういう考え方のもとで、そういう考え方があって、そういう状況になっているというふうに思います。

あの無償化するということ、全家庭、全子どもたちは無償化するという状況になると、その部分のあの親の責任であったり考え方であったりというのが、なんか私自身は希薄になっていくかなというような危惧を持っています。ただ、国でも無償化の動きが出ていることから、やはりあの給食に対する支援策についてはいろんな方法がありますが、考えていかなければならないという状況だなというふうに思ってます。給食費を捻出できない家庭についてはしっかりとした支援策が必要だというふうに考えてますが、全家庭の、全子どもたちへの無償化については、私自身はあの疑問を感じているところです。

○岩藤議長 4番。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 はい、無償化に対してはちょっとあえて教育長には深く突っ込みないんですか、教育長に言ったところだということなんですけども、将来的にはぜひ僕はそっちの方向に進んで、町にはそっちの方向に進んでほしいなという考えではありました。

またですね、教育長の今の考えを聞いたなかでなんですけども、子どもたちともしっかり学校に行って給食を何度か食べてほしいなという思いもあります。現在でも年に何回かは学校に行って試食する機会はあったというふうにちょっと聞いたんですけども、子どもたちと机を並べて食べたりもぜひしてほしいと思いました。

学校の子どもたちは給食が大好きで、完食率もすごい高いというふうに聞いておりますし、僕の家庭ではあのあまり家では食べなくても給食はお代わりしますし、学校からこうレシピをもらって作ったらすごい食べてくれたりとか、本当に給食が大好きな子どもたちが多いので、そういったことも定期的に行っていただければと思います。

先ほどの教育長からの話もありました無償化ですが、全道的にも22パーセント進んでまして、全国的にも30パーセントと進んでいるなかです。平成30年9月の、当時の佐藤議員の質問から6年経て、時代は変わって全国的にもどんどんそのような動きが進んでいるなか、6年も経ってなかなか置戸町は腰が重いなというふうに私は感じています。

今ここで教育長に言えることではないので次の質問の機会に町長に向けてぜひそのことを質問していきたいと思います。僕からの質問は以上です。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 私も何校か学校を異動していますが、やっぱり置戸の給食は本当においしくて、あの一つ一つのおかずがきちっとあの調理師さんたちが心を込めて作っているという、そんなあったかさも感じて、本当に置戸の給食は子どもたちにとってあの健康面で素晴らしい力を発揮してくれているということを現場に行ったときにとても強く感じていて、このやっぱりさっきも言いましたが、この伝統だけは崩したくないなというふうに思ってます。

議員もおっしゃられましたが、無償化含めて支援策については考えていかなければならない時期にきているというふうにも私も判断してますので、町長部局から意見を求められたときにはしっかりと教育委員会としての意見を申し上げて、そしてこの件について協議を進めていけたらというふうに思ってますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩藤議長 次に通告の順番に発言を許します。

まず1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして町長に質問いたします。令和5年度置戸町農業の状況と新年度の施策はということで伺いをいたします。今年も畑作農家ではハウスの管理作業など、酪農家では年中切れ目のない牛舎作業と農作業が始まり継続をしています。昨年の営農は令和4年の降ひょう被害などからの新たな気持ちでの営農と豊穡の秋を願ってのスタートとなりましたが、皆さんの記憶にも残る、過去にない暑い夏となりました。町民の生活にも大変な影響がありましたが、営農にも多大な影響が出ております。

令和5年度の畑作物収量では、秋播き小麦や大豆は前年度、令和4年を上回りましたが、他の作物は同じか落ち込んでいます。低いビートの糖分、日焼けしたタマネギ、中心空洞のバレイショなど、品質の低下も顕著に出ています。総農業収入も前年を下回る厳しい年となりました。町としても通常の予算付けのほかに、価格高騰対策等による地方創生臨時交付金や農業振興基金を用いて農業者への対応をしたところであります。

さて、新年度の予算は町長選挙、今年町長選挙があることから骨格予算とのことで、農業に対する予算付けや施策も少し不透明なところがあるとは思いますが、その内容をお聞きます。なお、町長は本年2月に次期選挙への出馬表明していることから基幹産業である農業への思い、考えもお聞かせください。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 皆さんおはようございます。今日はもう傍聴の皆さんもたくさんおいでいただきまして大変ありがとうございます。

それではあの嘉藤議員からご質問になりました置戸町の農業の現状と新年度の施策について考え方、それぞれお話をさせていただきたいと思いますが、はじめに令和5年度の置戸町の農業の状況についてお話をさせていただきます。先ほど議員からいろいろな分野での数字も出ておりましたが、重複するかもしれませんが説明させていただきたいと思います。

先月の置戸タイムス紙上でJAきたみらいの集計での数字が載っておりました。令和5年度の農業収入は65億1,200万円ということでございまして、一昨年の過去最高記録いたしました66億6,000万円から1億約5,000万円ほど下回る結果となりました。一方で経営費の方ではウク

ライナ情勢や円安の影響を受けて、肥料や飼料、資材、運賃など、すべてにおいて価格が高騰していることから、前年度比6パーセント、2億8,000万円増の50億1,000万円となり、農業所得は前年比22パーセント、1億5,000万円減の15億円と厳しいものとなっております。そのうち農産部門では、先ほど議員もおっしゃられておりましたが、6月以降高温が続いたことから気象災害ですね、大きく影響し、作物全般で生育不良を起こしております。

こんなこともありまして、畑作全体では1億5,000万円ほどの減収となっております。タマネギにつきましても13パーセント減の5億6,000万円、バレイショも3パーセント減の7億1,000万円、豆類では34.6パーセント、これは菜豆が高温による落下などで影響を受けたと思いますが、34パーセント減の3,800万円、比較的暑さに強い最近作付けが増えております大豆についてはそれほど影響はなかったようでございますが、それぞれ品質の低下を招いているようでございます。麦類につきましては秋播きで660キログラム、11俵。春播きで7俵420キログラム、平年よりは良い作柄となっておりますが、一方でテンサイは葉っぱが秋口、夏以降ですね、皆さんも目にしていたと思いますが、茶色い褐斑病にかかりましてですね、糖度が落ちたり収量の減少が起きております。

畜産部門では前年比0.5パーセント、1,500万円の減収となっております。意外と減収幅が少なかったという部分でいきますと、生乳販売において乳価が期中において10円程度上昇したことで、生乳代金は前年並みを維持しております。生産調整のなかでも乳量の値上げで維持できたという一方で、个体販売の方は価格の低迷、それから飼っても搾れないような状況のなかで引き合いが少なくなったということもありまして、个体販売価格としては8.7パーセント減というふうになっているようでございます。

また、肉用牛ではやはり飼料、資材の高騰もありまして、前年度5.5パーセント、2,000万円の減収となっております。議員からもお話がありました本町では、一昨年12月に酪農家や飼養農家を中心に粗飼料などの生産コスト上昇にあって経営環境が厳しい農家さんに対して、北海道、きたみらい農業協同組合とともに支援を行ってまいりました。そのあとも依然として厳しい経営状況にある畜産農家につきましては、昨年7月にも同様の支援を行ってまいりました。また、肥料価格高騰による農業者全般にですね、畑作・酪農も含めてですけれども農業経営の影響を緩和するために、町内の農業者に対して支援を行ってまいりました。

こんなこともありましてですね、一昨年、残念ながら1戸の酪農家が離農することとなりましたが、そのほかについては昨年の収支を見てもですね、今離農するというお話は承っておりませんので、これはこの政策もありましたが、各酪農家が努力をして経費削減、そして踏ん張ったその結果であると思います。先ほど議員からも6年度は骨格予算となっておりますが、6年度においても重要なものは予算計上しております。足腰の強い農業基盤確立のために区画整理など農道整備、常盤の営農用水施設の機器改修、公社営畜産基地の基盤整備などの草地整備、鹿の食害などから農業被害を防ぐべく電牧器の購入などの助成など、酪農対策といたしましても酪農経営の収益力向上支援事業として、昨年度からの内容を急ぎ見直して生乳増産に向けた体制強化を図るため、乳用牛雌雄選別精液の活用を促進するための支援事業を計上しております。

また一方、政府ではロシアやウクライナ侵攻に、そして気候変動などを背景に食料安全保障という

ことがクローズアップされてるなか、先月末農政の憲法とされております食料・農業・農村基本法の改正が今国会に提案されております。これは農業の憲法ともいえる平成11年施行の法律でありまして、この改正に大きく舵を切っております。近年におけるアジアやアフリカの人口増加などを背景とした食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少、さらには各地の紛争や感染症による物流の混乱など、貿易が不安定になる事象も生じていることから、これらの諸事情の変化に対応し、環境と調和のとれた食料システムを目指すものでございます。

現在、日本では食料自給率が38パーセントとなっております。先進国のなかでは最下位の食料自給率となっております。先ほど申し上げたような事情のなかで輸入食料が入ってこなければ日本の国民の安全を守れないということになっております。そんななかでのこの法律改正ということが今議論されているところであります。この基本理念である食料安全保障の確保では、農産物や農業資材の安定的な輸入を図るほか、農業法人の経営基盤の強化や、さらにスマート農業の技術を活用した生産性の向上に取り組んでいくことも明記されるようでございます。

本町にとっては農業は大切な基幹産業であります。もちろん農業者、私が約40年前、この庁舎に、役場に入庁したときには、農家戸数は300戸を超えていたと私は記憶しておりますが、今は100戸を割っております。これもまああの数だけではないんですけども、法人化をして戸数というカウントも変わったのもありますけども、人口減少、過疎化とともに農業がこれだけ減ってきたというなかでございます。そんななかで、この農業は先ほど申しましたように、日本の国民の安全、そして生活を守るうえで重要な産業でもあります。本町においても、日本国内においても、人口減少が進むなかにあっては農業の持続的な発展と地域社会、この本町においてもそうです。維持されるよう農村の振興が図られなければ都市部の人の生活も守れなくなるということを認識しなければなりませんし、世の中の方も今そういうことに深く興味を持っている時代でもあります。そのためにも本町においては、安定した生産活動が図られるよう農業経営の安定や次世代を見据えた農業振興策を進めていくために、国や北海道の情勢を常に注視し、各制度の事業の有効活用、そしてそれでも補えないような課題についてはその地域地域で独自で施策を進めていかなければならないというふうに私は思っております。

本年初め、農業委員会の皆さんと意見交換をする場がありました。そのなかでこのようなお話がありました。町内にパートナーがいない農業後継者が相当いると。担い手対策にこれから農業委員会は強化をしていかなければならないということを会長のお話もありました。

また集約化を図った法人、本町においても勝山グリーンファームはじめノースブライトなど、まあ数個の構成員、農業者が集まって集約した法人についても構成員が徐々に高齢化をして離脱、退職が進むなかで、従業員の確保が大きな課題となっております。この農業の担い手というのは家族継承だけではなく、まあそのまま新規就農という方法もありますが、その家族継承のなかでもパートナーがいないということは継続的な農業の持続に黄色信号が灯っていくということに、まあ危機感を持ってですね、農業委員会の方でも取り組んでいくということでございました。町といたしましても、どのようなことがこの農業振興、持続的な置戸町の農業発展にするか、まあ新年度予算、選挙開けてですね、新たな政策が盛り込まれていくことになろうかと思っておりますので、関係機関とも協議を進めながら置戸の農業の振興発展に今後とも進めてまいりたいと思います。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 町長の方から答弁を詳しくいただきました。本当に去年はその暑い夏のせいで大変農業者が苦勞したというのが数字に現れていたのかなというふうに思いますけども、先ほど今100戸足らずの農家と言いましたが、現実にはもう70数戸ですね、72、3戸ということで非常に戸数が少ない、置戸もそういう状況にはなっています。

ただし、面積的には4,000町歩をだいぶ超えるなかで継続はされておりますけども、非常にこう厳しい条件のなかで行われているというのが現実であります。また、先ほどあの農業委員会の方とも意見交換をしてというようなお話がございました。パートナーのことについては私も農業をやっている関係でいろんな方からいないかとか、どういう良い縁ないかとかというようなお話もされますけれども、なかなかそういう縁が少ないというのは現状で、これからいろんな打開策は考えていかなきゃならないのかなというふうに思っているところですけども、実は私も今66歳ということで、農業に従事してから50年になります。今はあの経営も息子に譲ってますから、少しこう気楽な状態で仕事をしている状況ではありますけども、本当にこの長い間やっていると良い年も悪い年もあります。なかには大変な年もありましたけども、やはりそのJAあるいは町の支えがあってこれまで農業を続けてくることができたというふうに実感をしているところでもありますけども、まあこれからまだまだその若い人たちが少なくなっていくなかでの置戸町の農業自体はそれでもまだ基幹産業と言われております。

昔は農業、林業も基幹産業、町の中心の産業でありました。まあ大きい小さいは別としても、どの産業も町には大事な産業ではありますけども、そのなかでもこの70数戸の戸数でやっている農業が今町の基幹ということで、置戸町の重大な位置づけというのかな、これ農業の基幹と言われてる農業はこれしかない、これだけでということになっていくと、町の構成も今度変わってくるのかなと。町自体の勢いもなくなってくるっていう思いがありまして今回質問をさせていただきました。

そんななかで選挙はあると言いましたが、農業者へのメッセージというか、これからもっともっと町長には農業委員会とか、そういう組織も大事ですけども、個々の農家のお話を十分にもっと聞いて歩いてほしいという思いがありまして、その辺町長の考えをもう一度聞きたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 担い手の話もありますし、農業の現場を知ってほしいということもあります。去年ですね、私あのドローンで防除をするからということで、農家さんがドローンを使って防除するところにちょっとお邪魔させていただいて、これはすごいなというふうに思いました。本当にスマート農業って言われてるのが10数年前にこんな夢の話で、トラクターに乗らないで畑を起こして、そんなことできるのかなんていう時代があったという間にこういうような時代を迎えました。これは発達したってだけではなくて、発達せざるを得ない、農地を守って、そして農村を守るというなかでは少ない担い手、農業従事者のなかでどう経営面積を増やして守っていくかというなかではそのようなことも必要なんだろうなと思っております。

それから先ほど私も一部触れましたが、気象はやはりなかなか予想もつきませんし、防げないこともあります。それに強い農業については、今年役場は入っていないんですが、農業者の皆さんが勉強会ということで、かんがい排水の事業について関係機関の方をお呼びして事業の概要を勉強するというようなこともあったというふうにお聞きしております。将来に向けて農業者の皆さんもこんな考

えを持ってるんだと、こういうふうにしたら地域を守れるんだっていうお話を聞く機会を私もこれから多く作っていければなというふうに思いますし、そのなかで置戸町では私は4年前、この町長選挙に出る際には集約化をする法人農業も大事ですが、多様な農業、家庭内で継承していくような個別農業もその振興を図っていかなければならないし、守っていかなければならないと思って申し上げたことがあります。それは大きな農業であれば、それはもちろん生産性も上がるし効率化も図られるんですが、例えば大きければ大きいほど、農産物価格が変動すれば、その経営収支っていうのはひとたまりもないような状況になると。十勝の農業を比較すればそのようなことも言われておりましたし、昨年十勝の大きな法人が経営危機だというような新聞報道があって、その負債の額は僕らの町の予算を大きく凌ぐような経営の収支のバランスを崩したような報道もなされたなかで、やはりこの町が好きで、この農村風景が好きで、農業が好きでという方が、この町で営農を続けられるように、そういう個別の個人農業も守っていかなければならないなと思いますし、それが魅力で今都市部の方々が田園回帰というように農村部に目を向けて今の働き方のなかではコロナが流行ったこともあります、リモートワークだとか、その場になくても、会社に出勤しなくても働けるような形態も進んできました。まだその比率としては少ないんですが、都市の方が農村でそういうようなICTを活用してITを活用するような仕事ができるんじゃないかということも今注目されておりますので、まあ農業だけではありません。先ほど人手不足のことでいけば農業だけではありません。商業もそうです、工業もそうです、役場だってそうです。そして今大きな話題になってるのは福祉職場、このようにところも人材不足に大きく直面しています。その課題、課題をそれぞれの産業別で課題解決を図るということは非常に困難でありますので、私は昨年ですね、産業会議ということで代表の方っていうか、いろんなお話を聞ける方々集まっていたいて、農業、商業、工業、いろんな方々、お勤めの方も含めてですね、集まってどうだろう、みんな意見交換して、なんとか解決できることを一歩でも進めていこうというようなことを始めております。そのなかでも住環境については大きなテーマだなというふうに私も認識しましたし、まあこのあと出てくるあの質問にもありますが、移住をするにも勤めるところがないっていうような以前はお話がありましたが、住むところがない。住むところは空き家はいっぱいあるんですが、その人のニーズにあった空き家がないということも、そのギャップも指摘がありましたので、まあ農業だけではなくて、この地域全体、産業全体として考えていくことが一つの打開策を見いだせる方法かなというふうに私は思っております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 農業にとどまらずというか、町の今の構成についていろいろ町長からお話はございました。先ほどスマート農業のお話もありました。私が農業を始めた50年前、まだ馬を使っていました。ところがですね、10数年前からもう自動操舵というか、そういうことをITCが入って、トラクターをハンドルを持たなくても走るような、そんな状況になって、私どもも秋田地区では先進地というか、早いうちからそういうことが進んでいて、今もう全町に普及していますし、まあこの管内でも置戸町はその先をいってる今状況にあります。本当に農業って変わったなというのを実感しておりますし、先ほどあの町長の方からありました、法人が増えてもきているけど、いろんな個人もあつたらいろんな多様な形があるっていうのはあつていいっていうのは私もそういうふうに思っておりますし、これからもそういういろんな形態がこの町の農業を支えていくんだろうなという

ふうに感じております。

また、幅広くですね、あの住環境のお話もございました。農業分野と言いながらですね、まあタイムリーな施策も大事ですけども、そういうふうに幅広い意味でこの置戸のまち、農業を守っていくために施策を取り組んでいただきたいとお願いを申し上げて、この私の質問を終わりたいと思います。

○岩藤議長 次に2番 前田篤議員。

○2番 前田議員〔一般質問席〕 私の方からは置戸町表彰式について町長にお話を伺いたいと思います。

今年の表彰式では、ステージ上に表彰者が5人と寂しい表彰式となってしまいました。確かに欠席も多く、勤続表彰は副団長である私自身のみの出席で、自戒の意も込めまして置戸町表彰式のあり方についてお話ししたいと思います。

今回の表彰式で気づいたのですが、満90歳の社会貢献表彰がなくなっております。社会教育課に確認させていただきますと、今年の満90歳の方は施設入所者を除きまして20名とのことでありました。満90歳は各地区で開催されている健康と長寿を祝う会でお祝いされているそうです。しかしながら、本町発展の礎を築かれた功績を称える社会貢献表彰とはやはり意味合いが違うと思うのです。私たちも置戸町表彰式の大切さを認識し、町民がこぞって参加する機運を盛り上げていかねばなりませんし、私も団員の勤続表彰については働きかけてまいりますので、一昨年までのように満90歳を対象とする社会貢献表彰を復活させていただくことについて、町長の考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいま議員から今年の表彰式、第58回の表彰式、2月18日に行われてるんですが、表彰者につきましては22名1団体ということで表彰者を決定しておりますが、そのなかでも出席いただいた方は、舞台上に上がった方は5名しかおらなかったという話がありました。近年そのような傾向はずっと続いておりますが、まず質問にお答えをする前に、表彰式の今までの経過についてお話をさせていただきたいと思います。昭和41年ですね、まあ半世紀以上前ですけども、政治、経済、文化、社会、その他各般にわたり町勢振興に寄与し、また衆人の、衆人っていうのは大勢の人っていう衆人でございますが、その模範となる行為があったもの、団体を表彰するということを目的に表彰条例が作られております。以後、毎年前年の12月に町議会議長をはじめ、学識経験者の皆様など6名の方に委嘱をし、表彰審議会を開催し候補者の選考を行って、先ほど申し上げましたとおり22名1団体、今年もこの方の候補者を決定しております。

昭和56年からは年齢90歳以上で在町50年以上の方を対象として在町する方も功労賞ということで表彰に加わっております。また昭和62年からは白寿を迎えられる99歳の方も社会貢献賞の要件に加え、表彰者の選考を行ってきております。

令和4年度には要件を見直して、白寿を迎える方に表彰を行うこととしておりますが、先ほど議員がお話のありました90歳の方はこの表彰から外れることとなっております。また、表彰者を表彰するための表彰式でございますが、先ほどの56年前の状況でいきますと、当初は公職者新年交礼会、新年に行われる公職者の集まりの場で表彰しておりましたが、平成16年新年交礼会の廃止に伴って町民憲章推進大会、例年2月に行われております町民憲章推進大会の終了後表彰式を行い、そこにお集まりの町民の皆様でお祝いをする。多くの皆様に集まっていたなかで表彰式を行うという

形に変更がなされております。

さて、お話の90歳の方に対する表彰の要件の復活の考えはどうだろうというお話でありましたが、近年生活様式の変化や医療の進歩、高齢化により、長生きで元気に生活されるお年寄りが年々増えております。また、保険医療制度では75歳以上の方を後期高齢者と位置づけておりますが、現在75歳以上の方でも元気でパークゴルフやゲートボール、そして現役で働いてる方も多く見受けられます。そのような方々は豊富な識見により、まあ第一線で活躍されることがこの過疎のまちでは必要なのかもしれません。

表彰者の要件に90歳以上が加えられた昭和56年度の平均寿命は、男性で74、女性で79でありました。今や日本の平均寿命は男性で81、女性で87。40年で大きく延び、今では90歳を超える人の割合は男性では4人に1人、女性では2人に1人が90歳を超えるような状況となっております。

このようななかで、本町でも令和2年の90歳の表彰者が22名、令和3年の表彰者が28名と、この90歳表彰の方が年々増加傾向にあることと、毎年地域で開催されております健康と長寿を祝う集いにおいて80歳と90歳のお祝いを実施していることから、表彰式での表彰の必要について2年間にわたり町内部、そして表彰審議会のなかでも議論をしてまいりました。本町としては他にもお祝いの場があること、また近隣の表彰の状況、これは近隣町村ではこの長寿を、この功労者ということで表彰する町は近隣では全くありません。そのようなことも加味しながら表彰条例に基づく表彰の要件を白寿に一本化することとし、令和4年3月の議会において議員の皆様にご提案し可決をいただいたところでございます。

改正からまだ2年です。現在まだ改正するとまあ今議員からは復活した方がいいんじゃないかというお話ではありましたが、今の段階ではすぐ変えるという考え方はありませんが、今後です、社会の大きな変化や先ほどの表彰者の対象を含めてですね、もう見直しが必要だという段階になればですね、表彰のあり方自体、その時々でこれは改正が必要だと、必要性があれば見直しを図っていきたいと思いますが、今すぐに90歳の方の復活ということは考えておりません。

また、議員最後、前段でもお話がありましたが、消防団員の表彰につきましても日ごろ忙しい仕事の傍ら本町の防災、消防団活動に尽力いただいております。表彰者、まあ今回も勤続表彰、公職者の勤続表彰が消防団員だけの表彰ではありませんが、すべてが消防団員ということでありましたが、これ20年規定であります。ほかの公職で20年なかなかお務めいただく方は少ないなかで、団員の皆さんは長くお務めいただいて表彰者になる方が多いのでございますが、その皆さんのご苦労に対し、ある意味町民全体で感謝をする良い機会だと思いますが、やはり仕事だとか、いろんな用事が優先されることもあります。出席を強制することもできませんので、欠席の方は仕方ないなと思っておりますし、まあ勤続表彰に限らず、この表彰式は終わったあと、今年も私あのできる限りですね、職場やそれからご自宅、施設の方を回って、表彰状と記念品をお渡しさせていただいております。そんななかで、どうもありがとうございますとおっしゃられる方もおりますし、これからよろしくお願いしますという言葉も添えてですね、お渡ししてきております。

まあ、議員からは、議員は消防団の本部長というお立場もあって、ぜひ多くの方が参加いただけるように呼びかけていただければと思いますが、消防団は出初式でも同じような表彰がその席上される

ものでありますので、団員の方も遠慮されてる方もおられるのかもしれませんが、まあお声かけいただければと思います。結論から言えばですね、90歳の復活については今のところ私は見直しは図らないという答えしかありません。以上でございます。

○岩藤議長 2番。

○2番 前田議員〔一般質問席〕 答弁ありがとうございます。町長が触れていただきましたけれども、私もこの質問を用意するにあたりまして、他町の表彰条例なども調べてみましたが、やはり置戸のようなその長年置戸に住まわれて、置戸のために尽くされた方の、ある一定の年齢になられた方に対しての表彰というのは他町では見つけられませんでした、私も。それはやはり置戸町の素晴らしさの一つであると私は考えております。そして、そんななかでその同じ表彰式のなかだったんですが、あの今回の町民憲章大会で講師を務められた北星学園大学畑准教授の講演の冒頭のなかで、あの町民アンケートの結果を引用されまして、置戸町民にとって置戸町に愛着があるという答えが80パーセント、それから置戸町に住み続けたっていう回答が70パーセント、これもまたあの置戸町民の気持ちの表れではなかろうか。やっぱりそこには町民の置戸愛があるのではないのかなというふうに私も考えております。

そんな点からも、あの先ほど申し上げました、長年置戸町に住まわれた方への感謝を込めての表彰っていうのは意義があるもんなんだと私は思います。同じ今回の表彰式のなかで99歳でお祝いを受けられた方がお一人参加されました。家族に付き添われて車椅子で参加していただきました。大変ありがたいことだと思います。でもあの、先ほど町長から皆さん平均寿命が延びて、なかなかその90歳ではとのお答えもありました。私も平均寿命調べてみますと町長と同じ答えを探してまいりましたが、しかしながら平均寿命を少し超えた90歳というところで一つの区切りとして感謝の意を町から示されるということにもまた一つの意義があって、99歳になったとき、果たしてどれだけの町民が栄えある表彰をあの場合に来て受けることができるのだろうかという考えも私はあるのも事実であります。それはどちらが正しいかどちらが間違ってるかという問題ではないのかもしれませんが、私はそういう点からぜひともという思いがありましたので、もう一度町長に考えがございましたらお話を伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 議員がおっしゃられる気持ちも最もだと思います。あの100周年のときに先人の苦勞に感謝をし、そしてこの町があるからこそ、その高齢の方も本町に愛着を持って、そして住み続けたいという思いが強いのかもしれません。まあ先ほどあの平均寿命が延びて時代の趨勢でこういうことにしましたということもお話させていただいたんですが、一方ですね、各地区での敬老会で昨日の質問にもあって、中央公民館での敬老会の出席率は25パーセントぐらいしか上がってないんだということもありましたが、各地区の健康と長寿を祝う集い、今年初めて全部参加させていただいたんですが、各地区ではですね、この80歳の方も含めてですね、90歳の方それぞれまあ記念品を用意されたり、地域の方々でお祝いをしてる姿を見ると、それも一つの地域の感謝でないかなというふうに思ってますし、中央公民館のあの舞台に今年来られたお一人の99歳の方も私も知り合いだったんですが、分かりますかって言ったらうんとは頷いてくれたんですが、どうかなっていうことでした。それから介助をしながらお連れいただいた家族の方も大変そうだったなというのも

ありましたし、一方でですね、先ほど後段申し上げましたとおり、あの高齢者、白寿の方9名のうち8名欠席だったので、施設だとか、特別養護老人ホームだとか、それからご自宅、ご自宅にもおられないで入院されてる方もおられたようなんですけども、伺ったらあの本当に喜んでくれて賞状を持って写真を撮るかいつという人もいましたし、それで逆にあまりの元気でこっちが元気をもらうような高齢者もいました。そして嬉しそうにしてる姿を見たら、こういう表彰も大事なのかなと思いました。が、まあ多くの方が90歳はもう通過点になっていくんだと思います。99歳を目指して、99歳で終わりってわけじゃないですけども、あの100歳を超える方も本町10数人おったんですけども、近年急激に100歳を超えた方が亡くなっていて、100歳を超える方には毎年ですね、私町長に就任してから100歳を超えるときに花をお配りをして、コロナでちょっと伺っては困りますって、自宅の方に来てもらってもちょっとあの感染されても困るんだということで中断したこともあったんですけども、そのあとおめでとうカードを作って一人一人私あの縁起のいい言葉を書いて送らせていただいて、そしてご家族の方からばあちゃん、じいちゃん喜んでたからってお話もいただきました。こういうコミュニケーションはですね、町長だから嬉しいってこともあるのかもしれませんが、地域の方や家族の方、そして近所の方にお祝いされるのも一つの表彰って言ったらおかしいんですけども、お祝いになるんだろうなと思いますので、今回復活をというお話なんですけども、当分はこの状況から見てですね、改正っていうのはほかの表彰の内容も含めてですね、見直す段階で審議をしてみたいと思いますが、表彰審議会の皆さんとも議員の皆様と、変えるときには表彰条例の改正案を出すことになりますので、その前にはお諮りをしていきたいと思います。

○岩藤議長 2番。

○2番 前田議員〔一般質問席〕 町長の方から勤続表彰のことに絡みまして、消防団のことも触れていただきました。私は消防としては、町の表彰としては演習のときに10年勤続、20年勤続、30年勤続、消防の演習会場で町長の前に整列して記章を手渡していただいているという一つの節目としてのセレモニーと言いますか、そういう行事がございます。で、僕は団員に、それは10年、20年、30年ですが、町の表彰式は20年にならないと功績を認めてくれないのだということでは、やはり町表彰式の重みは値があるのだと私は常日頃感じてるところであります。

町長の満90歳の表彰復活は現時点では考えておられないというご返事ですけども、私は先ほど申し上げたような理由でぜひともという考えはこれはどちらが、私がだからといって、じゃあ考えを変えるかといったらやはり常にそういうことをやってほしいというつもりでありますので、また何かの機会がありましたら、議会のない、本会議のなかでないときでも町長と話し合える機会がありましたら一つお話を聞いていただきたいと思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。

午前10時55分から再開します。

休憩	10時36分
再開	10時55分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番 石村吉博議員。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして質問させていただきます。私からは浄化槽の設置補助金の導入についてということで町長に質問させていただきます。

現在、置戸町には住宅用の浄化槽を設置する際の補助金は存在いたしますが、店舗や事務所などには対応しておらず、現在の状況ではあまり利便性がないと感じています。町内中心部や各地域の中心部では下水管が通っていますが、秋田地区や勝山、境野各郊外では浄化槽の設置は必須で維持管理費もかかるなか負担も大きいです。制度制定時に比べ、現在では一般家庭での水洗化も進んでおり、今の制度は約20年前以上のもので、古い制度は時代に合わせてアップデートしていくべきだと思います。移住定住者の確保、地域おこし協力隊の受け入れ、これから置戸町でさまざまな形で新しいことにチャレンジしていく方々を応援する意味でも補助金制度の見直しは必要かと思いますが、いかがでしょうか。町長にお伺いいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいま浄化槽の設置補助金制度の見直しについてのご質問でございました。先ほど20年以上経った制度なのでアップデートした方がいいのではないかという話ですが、ちょっと振り返ってみますと、本町では平成14年度から住宅施設の合併浄化槽の普及促進を図り、家庭から出るし尿や生活雑排水による公共水域の汚濁防止と生活環境の保全並びに公衆衛生の向上のためにこの制度を発足しております。

この補助金制度ですが、対象者は町内の住宅施設で下水道普及及び農業集落排水処理区域外の地域の方々、10人槽で合併処理浄化槽を設置する方に対して交付するもので、補助金の算定といたしましては、建設整備費用の70パーセント以内で限度額がそれぞれ5人槽で94万円、7人槽で115万円、10人槽で150万円が限度額となっております。もちろん併用住宅までは対応しておりますが、店舗や事務所などの対象は行っておりません。これは議員のご指摘のとおりでございます。また、この事業は国からの補助を受けて実施しているもので、条件などは国の制度にのっとって設定しているところであります。

議員から制度の見直しについて言及がありました。新たに事業を起こすような方々もどうかということで質問がありましたが、本町では空き店舗などを改修して新規で商工業を起業する方につきましての浄化槽を含む店舗改修費用を2分の1、500万円を上限とした未来の企業補助金制度があり、また、令和4年からは寄附金を原資に置戸町元気だすべし事業により起業応援金として100万円を支給し、町内で起業する方に対して後押しをしている状況であります。それを活用していただくのが今の現状ということになっております。その分改修費が減るだろうということはあるんでしょうけども、これを色分けをしているところでございます。また、これまで個人住宅以外で合併処理浄化槽を設置している方は14年度の設置補助制度以降3槽が設置されております。町内でも農業の法人であったりとか、それから森林組合の工場の休憩所ですか、そのようなところが設置されておりますが、それ以外には承知をしておりません。相談についても、今までも補助対象でなかったということもあって相談がなかったのかかもしれませんが、具体的な相談はなかったというふうに担当の方では

確認をしております。

私はそれとは別に、一方で先ほども触れましたが、移住される方や、それから新規に置戸で働きたいという方の住宅環境、移住環境がなかなか整備されてないということが話題になっているということに対しまして、水洗トイレは都市から来る方にとってはもう必須の条件ということで、地域協力隊員からも進言をいただいております。下水道が入っていない地域の未整備の住宅等の整備を含めてですね、空き家の活用をするためにも、この下水道の整備、浄化槽の整備促進は必要ではないかというふうに考えておりますので、企業として事務所やそういう店舗だとかでエリアから外れたところの見直しと合わせてですね、その普及されてない下水道地域での町有住宅だとか、施設だとか、そういうものも含めてですね、見直すことが必要ではないかというふうに私も考えておりますので、今見直しを約束するわけではありませんが、全体を見渡してこの浄化槽の設置については再度アップデートと言いますか、20数年経っておりますので見直しも必要ではないかというふうに認識を持っているところでございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 平成14年からのそのご相談も事業所やその他からの相談もあまりなかったという話もありましたが、令和5年置戸町一般会計補正予算が先日会議のなかでありましたが、合併処理水、合併処理浄化槽設置整備補助金はだいたい400万円ショートしており、もちろんそのときの決算状況はしっかり的確に行われていたと思うんですけども、その分ショートしてる分町民の需要があるのに使えなかったっていうのはちょっともったいないかと思います。住宅が建たなかったからその分ちょっとショートしたと話は伺ったんですけども、その分使いたかったって人もいたのにそこがちょっと浮いてしまったっていうのはちょっともったいなかったと思うんですけども、そういったことも含めてやっぱり需要はあることは間違いないと思いますので、そのあたり含めてもう1回町長の考えをちょっと聞かせてほしいんですけども。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 住宅における浄化槽の設置については、先ほど言われたように補正予算でショートというよりも、まあ予算は余ったので補正で減額するということになりました。議員のご質問の企業で店を開いたり、それから事業所でやるにも拡大をしたらどうかという質問とはまた別の質問ということですかね。

今の制度でいきますと、これは住宅にしか対象にならない制度なものですから、それについてはこれから見直しを考えていかなければならないかなというふうにお答えをさせていただいたんですが、それ以外ですね、大きく補正予算で落ちる結果の部分につきましては、いろんな今回もこのように過大に残ってしまったことはどうなんだということは、やはり住宅の需要は先ほども議員が言われたように農村部での住宅建設、そして住宅の改修で浄化槽の設置をしたいという要望はあるように思っておりますので、新年度予算でもその予算については計上しておりますが、大幅に余ってしまったというのは、やはりあの時期が間に合わなかったとか、それから補助の指令が、国の補助が整わなかったなどの理由によって、その当該年度で実施ができなかったという事例もあったというふうに担当からお聞きしております。

○岩藤議長 4番。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 すいません。先ほどちょっと聞き方が悪くて、僕の方の聞いた話で何件かその事業所とかから浄化槽が設置したいけど置戸町は対応してないという話も聞いてたりとかあったんで、他町の状況とかも調べると、そういうところにも対応してる町や市もありますので、今後ぜひそういった声も聞きながら見直しをしていっていただきたいと思います。

合併処理浄化槽、最新のものですとゼロカーボンの観点からも効果があるなどと国からも報告などもあったり、置戸町も今ゼロカーボンシティを目指してるなかでは必要不可欠になってくると思います。この浄化槽は環境のためにも必要不可欠なもので、このまちの緑と清流のまち置戸という目標をいつまでも守っていくために、早期に対応いただけるようお願いして、私からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 すいません、十分理解してなかったものですから、ほかの町村の状況を見れば事業所の浄化槽についても補助を出してる町がありますよという話で私も調べました。管内17町村のうち、店舗も該当するのは半分、9町村がそれも補助対象にしますよという町があります。で、その町々でこれはあの設置者はその店舗を改修する個人、それから法人がやる場合と町村が設置をして、下水道料として徴収する方法と2つあるようです。本町は個人が設置するものに補助を出して、管理は全部お願いするという方法でありましたので、それぞれメリット、デメリットがあると思いますが、一般的に先ほど環境問題やゼロカーボンや、そして移住や、いろんな観点でこの住環境っていうのは大きな要素でありますので、見直しを図って環境の向上に資するようなことができればなと思いますし、それによって新しい起業ができたり移住をしたり、労働者が入ってくるような町にしていきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 次に6番 山田耕平議員。

○6番 山田議員〔一般質問席〕 それでは通告にしがいまして、町長に質問をさせていただきます。まず1件目ですが、町内の野良猫に対する生育環境及び増加傾向にある件についてです。

置戸町内における野良猫の数が、私が個人的に見る限りでも少しずつ増えてきてるのかなという認識があり、毎日のようにちょっと猫を見るような状況にあります。まず猫の生態として、猫というのは1年にだいたい2回から4回の発情期を迎え、平均4匹から8匹ぐらいの子猫を出産するといわれております。置戸町は夏が暑く、冬の寒さが厳しい環境でございますので、猫の平均寿命は大体3歳から5歳ぐらいではないかといわれており、環境の厳しさや交通事故などによる要因が大きいと思われます。

この猫に関しては、町民のなかでも賛否両論あると思います。例えば猫がかわいいという人もいれば、いや、見るのも嫌なんだという人もいます。そのなかで実際に置戸町内に暮らしている猫に関して、やはり置戸町で何らかの保護をしていく必要があるのではないかと私は考えます。そこで必要なのがメス猫の去勢手術です。先ほど申し上げたとおり、猫は複数回の発情期を迎え、そのたびに複数の子猫を出産します。ああ去勢じゃないですね、避妊ですね、避妊手術です。その状況を防ぐには、野良猫のなかでもメス猫を保護し、避妊手術を行っていくことが必要であり、今この運動のなかで避妊手術を行ってその地域に返すというTNR運動というものが各地で行われてます。TNR運動とはT、トラップですね、捕獲してN、ニューター不妊去勢手術をして、そしてR、リターン元

の場所に返す運動ということの略になっております。このまま放置していくと、そのまま野良猫は増え続けることになってしまいますが、町長にお伺いしたいのは置戸町としてメス猫に対しての避妊手術の費用補助などを今後行っていくような予定があるのかどうかということをもっとお伺いしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 町内の野良猫に対する生育環境等についてのご質問であります。昨年11月の末に行われた女性交流会でNPO法人ニャン友ねっとわーく北海道の勝田代表をお迎えして講演会が開かれました。私も興味を持って参加させていただいて、大変参考にさせていただいております。あのいい話をお聞きしたなと思ってますが、新聞報道では多くの町や地域で飼育崩壊だとか、多頭飼育による苦情なども報道されるようになっておりました。福祉行政とも連携を必要とし、1人ではなくネットワークを活用した猫の保護活動を勝田さんも紹介されてたと思います。

置戸町でもここ数年、車庫での糞尿、出産など、そして餌付けに対する近隣トラブルなども役場に寄せられております。私も以前担当してですね、町営住宅で猫がたくさんいるということで、捕獲とは言えないんですけども保護をしに行って、そして猫を飼いたいという人を見つけ、ちょうどおりましたので、その方にお渡しするということもやったことがあって、これは保護捕獲っていうのもこれは大変だなという、なかなか捕まらないっていうことも経験しました。それでも議員おっしゃるように、猫の妊娠期間っていうのは3か月と言われてるので、昔は春と秋の発情期間が2、3回ではないかって言ったら、今、年間4回ぐらいは産むんでないかっていうようなお話もあって、増加する要素としては多いんだろうと思いますし、一方で厳寒の地域でありますので、冬を越すのがなかなか大変だということで、頭数については議員は先ほど増加傾向にあるんじゃないかというお話もありましたが、把握はしてはおりませんが、私も野良猫を町の各地で見ることがあります。犬であれば狂犬病予防法により捕獲することは可能ですが、野良猫は動物愛護法により捕獲っていうことはできないということになっておって、私もその当時担当として捕獲はだめで、そしたらどうすればいいんですかということで保健所に聞きますと、保護はいいんですということで、事実上の捕獲なんですけども、そういうまあややこしいことなんだなと思いつつも、なんとか解決しようというふうにも模索したところもあります。

本町では野良猫の増加予防対策として、町内の方にはですね、餌を与えないでくださいと、まあその苦情があった町内でチラシを配ったり、広報でもお願いしたこともありますし、移動町長室でもそんなお話をしたことも記憶にあります。ですが、現実には動物をかわいそうだと思う方々がいてもこれは仕方がなくて、先ほども言った現場にも猫がいっぱいいるんだっていう、周りを見渡すと皿にきつとこれは猫への餌をあげてた方が近所にいるんだなっていうことも見えました、現実には。なんぼチラシを配って餌をやらないでくださいって言っても、やはり生き物を大切にしないっていう思いはある人も優しい方もおられて、やはりなかなか一元的に禁止ということにならないことも現実だと思ってます。

先ほど議員も言われましたTNR活動につきましては、ボランティアさんの力を借りてやっていると多いようです。野良猫を保護・捕獲し、不妊去勢手術を行い、元の場所でまた戻して地域猫として繁殖制限をして個体数を減らしていくという、調整をしていくということであると思います。ま

た、地域猫とはTNR活動のあとに地域ボランティアや住民が主体となって餌やトイレの始末、近所から苦情の出ないような一定のルールで管理されている猫を言っているようでございます。もちろん殺処分による解決策ということはやらないことが法律上でも明記されていますが、現実には保健所に捨てられた猫であれば持って行くと処分ということも以前は行われていたのは現実であります。

近年は動物愛護意識の高まりから、北海道でも全道で4施設の動物愛護管理センターの開設が計画されております。この本町を含む道北エリアとしては北見市にも建設される予定となっており、このセンターの役割としては保健所などが保護した犬や猫の管理及び譲渡を行って殺処分をしないように進めるというものでございます。本町には現在動物愛護団体はございませんが、個人ボランティアの方々が野良猫を保護し、不妊手術で自費で行ったという事例もお聞きしております。

令和6年度予算についてはそれらの予算計上はありませんが、このボランティアの方々が団体を組織するというお話も伺っており、何か活用策はないかということで原課の方でも置戸町元気なまちづくり活動支援補助金というものを活用して、町といたしましては早急な対応が必要とあれば、このような方法もできるのではないかとということも検討しているところでございます。

この野良猫の問題ってということでいけばあれなんですけども、この勝田さんと講演のあと聞きましたら、他人ごとの話じゃないんですと、置戸からも私の団体の方に相談が寄せられてるんですよという話も聞いて、本当に私が思ってる以上に、私は猫が嫌い、何とかしてほしい、そしてかわいそうだという猫と、それから増加傾向にある猫、どうすればいいんだということで、少なからず住民の方が悩んでいるという状況もお聞きしてますので、何とか解決策を見出していくためにも、先ほど後段でも言いましたけども、元気なまちづくり活動支援事業、これは1年目は100パーセント補助でできることになってますので、しかしながらこの捕獲作業っていうのは本当に大変で、その地域のどこをその猫が通るかどうかも含めて地域の方々の協力が至って重要な要素となりますので、そんなことも含めてですね、ボランティアさんと結成できるようなお話も聞いておりますので、その方々と連携しながら解決策を見出していけたらなというふうに思っております。

あの不妊の手術につきましてはメスだけやればいいということでもないようでございます。オスも去勢をした方がやはりあの落ち着くって言ったらかおかしいんですけど、悪さをしなくなるというような事例もあるようですので、オス、メスそれぞれ不妊手術をして、耳をカットして、また戻すというようなTNR活動が行われているようですので、そのようなことも参考にしながら、本町の野良猫対策を一步前へ進めていけたらなというふうに思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員〔一般質問席〕 町長、今の元気なまちづくり補助金を活用しての支援というお言葉ありがとうございます。そのなかで町長からの答弁のなかで、町内で餌を与えないように過去にチラシを配ったりしたという事例があるというそうなんですけど、実は私もいろいろ調べていくなかで、実は野良猫に餌を与えなければ逆に人間に対して、生活環境に対していろいろな被害を与える結果になるということが行われてます。例えば大阪市、こちらはですね、この地域猫を町猫と呼んで各地域で育てていくという方式を取っているそうで、不妊治療に対して1匹に対して2,500円。こちらの負担を地域側が行い、その猫に適切に餌を与えて餌場の清掃やトイレの設置などを行い管理をしますと、実は猫というのは餌を与えないからといって餓死をする生き物ではない。逆に飢餓状態になると

周りの猫と喧嘩したり、ごみを漁ったりという悪さをする要因になるということで、こちらをしっかりとその町として見ていかなければいけないというのが、この大阪市の考えであるそうです。

で、先ほど町長からもあったように耳をカットして地域に戻す。こちら桜の花びら、猫の耳の形をカットすると桜の花びらのような形なので、桜猫として不妊治療を行った証として地域に戻す活動というのが全国で行われてます。我が町もこのような地域猫活動に対してそのボランティアだけではなく、町としての理解度をしっかりと深め、また町民がこの活動に対してしっかりと賛同してくれるように制度を作るような必要があるのかと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか、お願いします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 その餌を与えないことが解決策にはつながらないよってという話は承りました。なるほどなと思いました。議員も先ほど質問のなかで言われたように、猫が嫌いだっていう方も少なからずその地域にはいて、先ほど地域の皆さんの理解がなければ去勢をしても嫌な人は嫌だと、いつでも言うことにはなるんだろうなと思います。その意味でも、やはりこういうことを公にして進めた方が理解を得られるんじゃないかというお話だと思いますが、先ほど保護の関係も、それからそのあとの管理の関係ですね、餌場だとか、それから糞場だとか、そのことも含めてですね、町がすべてをやることにはきっとならないと思います。それはやはり地域の方々の町内会の理解だとか、そして町内会のなかでもその猫が嫌いだけど悪さをしない猫になったんだよっていうことを理解してもらうということを、やはりそういう方法が確立できればですね、町の方でも広報をしながらやる必要があるんだろうと思います。あの好きな人だけがやってるんでしょただけでは、その嫌いな人からとってその人は嫌悪の対象になってしまうので、そのようなことも重要なんだなということ改めて感じましたので、まあそこら辺も含めて予算計上はしておりますが、担当課の方でこういうことをやればまあこういう活用して去勢については進めれるんじゃないだろうかということろまでは内部では話ができていますので、そのあとのこともいろいろ検討していくことは必要なんだろうなというふうに認識しております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員〔一般質問席〕 ぜひしっかりと役場庁内での検討を行っていただき、野良猫に対して、そのやはり嫌いな方にも理解してもらえるような制度をお願いしたいと思います。

実は先月も雄武町においてですね、野良猫が増えすぎてしまったという相談が北見市のボランティア団体の方に相談があり、そのなかで43匹の猫に対して避妊去勢手術を行ったという報道がありました。雄武町も新年度予算のなかで野良猫の去勢や避妊に対しての助成や補助を行っていくというのも新聞報道等でありました。したがって、置戸町もこれから補助を行っていくということ、このボランティアに対しての補助、あとその条例というか、町民に対しての周知徹底も行って検討していただくということです。町民にとっても、猫にとっても住みやすい町づくりというのをこれから行っていただき、しっかりと共存していけるようにみんなで協力しながら行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。私から猫に対しては以上ですが、町長、あと何かありますか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 思い起こせばですね、猫は農村部には牛舎の前にいっぱいいて、それはなんて言

うのかな、黙認といったらおかしいんですけれども、やむを得ないことだというふうに農村部ではそんなふうにいる猫もいます。住宅密集地になるとやはり苦情が大きくなってきてるので、やはりいろんな人がいろんな考え方を持つてるのがこれは世の常で、どうやって共通の理解というか、許容できるかというなかで、みんなで助け合って生きていくっていうのが大事なことだというふうに思ってますので、役場はここまでということじゃなくて、一緒に町の人でそういう志のある方々と共同でなんとか解決策を図っていくことが大事なんだなというふうに私も思っておりますので、進め方についてはいろいろあるかと思います。あの先ほど言ったように雄武町のように補助金の予算をつけてやる町もありますし、今年は先ほど担当課が発案をしております元気なまちづくり活動支援事業ということで、主体を住民の方のサークルさん、団体さんに主体を置いて、一緒に役場と協力しながら進めていきましょうというやり方もありますので、それでもまだまだ課題が出てくればですね、次の話を議会にも諮らなければならないような予算措置だとか、そのようなこともあるかもしれませんが、そのときは協議をしてまいりたいと思います。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員〔一般質問席〕 はい、それでは一般質問の2問目の方、OGFの活動と3回目の実施について、町長に一般質問したいと思います。

OGF、OKETO GREEN FESTIVALは、もともと置戸町開町100周年記念事業として2015年に第1回目が開催され、さまざまな苦労を重ねながらも実施することができました。そのときのコンセプトとして、ことづくりは人づくりという信念をもとに動き、自分たちの子どもたちに向けて、親父たちはこんなすごいことをこの置戸町でやったんだなということを思ってもらいたいという思いを持って実行委員たちで活動してきました。実際にそのときにも開催に向けて懐疑的な意見や否定的な意見を述べる人たちもありましたが、結果として「小さな町の大きな冒険」とポスターに銘を打ったOGFは、当時の置戸町の人口を超える4,000人近い集客を集め大成功で終わらせることができました。

その3年後に2018年「小さな町の大きな冒険、再び」と銘打って実施に向けて活動を開始しました。で、この町の人たちの気持ちの温度を少し上げて置戸を再始動させるエンジンとなることを目標に掲げて活動しました。結果としてイベント自体は老若男女すべての町民が楽しめる新しい形のフェスを実現するという思いを持って動き出したのですが、当日朝からの雨の影響やアーティストにかかる移動費の経費負担等が重くのしかかり、イベント自体は成功に終わったのですが、経費を精査した結果430万円という赤字を発生させてしまいました。

そこから5年間でたくさんの方々の協力を得ながら白花豆栽培を行い、白花豆栽培プロジェクト、借金返済プロジェクトとして行い、ようやく先日全額借金を返済することができました。そして先日OGF実行委員会を再度開催し、2025年にOGFサードとして実施したいという意向が実行委員から示されました。

実は町長には4年前の町長選挙のときに質問状を提出させていただきました。そのときの回答として、1回目は町内の子どもたちを無料招待するなどし、置戸ってすごいと思わせるなど、町内外に置戸町の魅力を発信することができた熱気あふれる大成功のイベントだったと。そして2回目の開催に関しても若い人の持つエネルギーの大きさに感心した。あいにくの悪天候もあり、予想を下回る入場

者等でマイナス収支となったが、返済のための白花豆プロジェクトを立ち上げ、町への返済をすることでメンバー同士の大きな絆となり、次を目指す姿は多くの人々の共感を得て次へつながることと思うという回答をいただいております。

そこで伺いたいのですが、町長はこのOGFに対して今もどのようなお考えをお持ちなのか。そして3回目を実施するにあたり、置戸町としてどこまで開催に向けて動いていただけるのかということをお聞きします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 OGFの活動と3回目の実施についてということでの質問でございます。

山田議員もOGFの中核のメンバーということで承知しておりましたし、いろんなあのお話も先ほどさせていただいたと思っております。あの皆さんご承知のとおり振り返りになりますが、OGFは置戸町開町100年の大きなイベントとして2017年7月15日に開催をされました。当時置戸町に住む20代、30代の若者が中心となって町内外を巻き込んだ大きな音楽イベントとして、本当にできるのかという思いのなかでも作り上げていくことが大事だということで、先ほど山田議員がことづくりは人づくりだという志を持ってですね、多くの皆さんに受け入れられて大成功したというふうに思ってますし、先ほど4年前に私に公開での質問状があったときの考えと全く同じでございます。

当時、あの先ほど4,000人の方々が来場したというお話で、当初の願いでもありましたその一つには、この町に住む次の世代の子どもたちが置戸ってすごいやと、置戸で生まれてよかったなということが、こんな町でこんなことができるんだという希望みたいなものも子どもたちにも伝わったんだろうというふうに思っております。

その3年後、30年にセカンドをやるということで道東唯一の野外イベント、これはあの第1回にも参加をしたり、来場された方がぜひというお話もあったんだと思います。親子3世代で音・食・遊びを楽しめる音楽フェスということを銘打って第2回のOGFが7月1日に開催をされたところでございます。まあ先ほど山田議員もおっしゃいましたが、その当日は雨が降るような悪天候で、入場者数は思いのほか集まらなかったということで、結果ですね、まあそれ以外の理由もあったのかもしれませんが、収支の内容といたしましては430万円、まあどうしても足りない、赤字になったということで、まあそのときには私も担当ではありませんでしたが、庁内のなかでは430万円どうすべきかということで議論がなされていたことを記憶に残っております。町が肩代わりをして全部返済すべきだという意見と、それともやはり開催をした人たちのやはりあの責任において工面をすべきだという議論だったと思います。

当時結果ですね、430万円は町が一度無利子貸付をしてですね、まあOGFのメンバーがなんとか年月を経て、1回では返せないけれども返済をしていくということで決着をして、そのあと白花豆プロジェクトということで、メンバーを中心として、そして新たな賛同者も含めてですね、町外の方もおられたとお聞きしますが、この5年間で430万円、86万円の5年ローンを十分返して、先日最後の返済が終わったというふうに私も確認をしております。本当に困難を乗り越えた多くの人々のイベントを行うこと、そしてそのあとの結果をなんとか自分たちでしたということについてはですね、大きな責任を果たしたというふうに私は思っております。本当にご苦労様でありました。

先に実行委員会の役員の方、山田さんも含めてですけども、来られた際に借金も返済したし、次の

ステップに向け今メンバーと話しているんだが、3回目をなんとかできないだろうかということで今話し合っているんだということをお聞きしておりました。また、東京置戸会の会場にもメンバーの方、山田議員ですけどもおいでになられて、再度開催するので故郷を離れた皆さんにも金銭面だけではなくて応援してくださいというようなお話をされてることもお聞きしてエールを送ってる町外の、町内を出て行ったどちらかと言えば若い人に限らずですね、高齢の方が多かったんですけど、頑張れ頑張れと言われてる姿も見ております。

具体的な構想についてはまだお聞きしておりませんが、2回目の実施から5年が経過し、財源やスタッフの確保などさまざまな課題があると思います。そして物価上昇もしております。そんななかで3回目をやるとなると相当慎重にならざるを得ないというふうに思いますが、いずれにいたしましても再度の開催に向けては町民の賛同をしっかりと得るなかで、当初の目的である若い町民の力を結集し、若い人に限らなくてもいいです、子どもたちに誇れるイベントとなるようにしっかりと準備をしていただきたいなと思っております。町といたしましても具体的な構想を聞いたなかで開催に向けたどのような協力が必要なのか、支援が必要なのか考えてまいりたいと思います。

私もまちづくりは人づくりをテーマに町長になりました。先ほど山田さんの方からもOGFもことづくりは人づくり、イベントをやることを通して人づくりを図るんだという思いとそうなんら変わらない同じ線上にあるんだと思います。困難を乗り越え、多くの人々が集ってイベントを作り上げるということは大きな人づくりになるんだと私も考えておりますので、あの具体的な計画やこんな具体的っていうか、詳細まで決まらなくてもいいんですけど、こんなことでやりたいんだというようなことははっきりしてくればですね、あの十分協議しながら、そして予算が必要になれば議会の方にも諮ってまいりたいというふうに思っております。あの正式ではないなかでのお聞きしたなかでは、前回2015年が開町100周年でした。それであれば110年にやりたいんだというようなお話もお聞かせいただいているので、令和7年度ということになると思いますので、この6年度が固めてどう準備をするか、やるにあたってはどうするかというようなことが具体化してくると思いますので、ぜひとも頑張ってくださいということでエールを送りたいと思います。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員〔一般質問席〕 町長、まずは開催に向けてエールを送っていただくということで非常にありがとうございます。そのなかで、先ほど町長からも答弁のなかで4年前の公開質問に対して、思いは4年前と同じであるというご回答をいただきました。実は先ほどのその質問状のなかにはですね、もう1問、第3回OGFをやりたいという声にどう答えるかという問いかけも一緒にさせていただいております。

そのときに町長からは新たな置戸の歴史となるよう実行委員会組織の裾野を広げ、ぜひ実現していただきたいと思っている。そしてOGFに限らず、イベントを企画立案、実施することで多くの人がつながり、その経験を通して若い皆さんが成長していくことが人づくりへの投資と考えるというお答えをいただいております。

実際私が今この場、この議場のこの前に立っている今が、まさに今人づくりの実績であるのかなと思っております。あのときにOGFの実行委員として参加をしていなければ、このように、今のよう

に置戸町のことを考えて議員になろうとは思ってもなかったと正直考えます。

で、さらにこのOGFというイベントは近隣の市町村に与えたインパクトも非常に大きく、いまだにほかの市町村の人たちと交流する際に置戸を説明するときにOGFを開催したと伝えるだけで「えー、あのOGFをやったあの置戸町ね」とか、あと「3回目っていつやるの」という声を必ず聞くことが多いです。それだけこの置戸町が発信したこのOGFというブランドには非常に効力があるのではないかと私は考えております。

しかし、ある人からはOGF事業のことを何で自分たちがやりたくてやってるのに置戸町がお金を出すんだ、それはおかしいじゃないかという意見をいただくこともありました。もちろん実行委員会側がこの思いというものをしっかりと伝えられていないことも原因だとは思いますが、しかし、私たちOGF実行委員は置戸町のためにOGFという事業が一番この認知度低下とか、認知度のオホーツクAI調査のオホーツク認知度が最下位であるという、この置戸町の現状を踏まえたなかでの認知度アップであったり、町民の人づくりのためであったりということで、一番いい方法だと考えて実行してまいりました。ここで町長にお伺いしたいのが、置戸町がOGFを支援することになったと仮定した際に、町長はOGFの野外コンサート事業について実行委員会がやっていることを応援していくというスタンスでしょうか、それとも置戸町も実行委員と一緒に取り組むことで置戸町全体の事業として考え、OGFの認知度向上などを含む町外の魅力を発信する事業としての位置付けであると考えますか、この辺をお伺いしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 100周年事業も、それから3年後のセカンドも町は補助を出しながらやってきました。100周年のときには実行委員のなかにそれぞれ職員が張り付いてOGFのイベントを後押ししたというふうにも私はとらえていますが、やはりあのどのような中身になるかは、ちょっとまだ見ていないので分かりませんが、110年というはずみでそのときを目指してということであれば、一定程度の記念事業としての取り組みということも考えられますし、そして実行委員会だけではなかなか人が集まらないという現実もあるのかもしれませんが、その職員も仕事としてやるか、私用としてやるかは別にして、それについての便宜は図れるんだろうと思いますので、今AI、オホーツクAIの認知度が低い町で、これも一つの町のためにもなる、違う観点でもためになることではないかということ、まさにそうだと思います。

しかしながら、財源としてどうするかということはまたそれはあの一定程度無尽蔵に町が丸抱えでやるということには私はならないというふうに思っています。一定のバランスを見ながらですね、ほかの予算と規模を比較しながらですね、支援、予算、それから人をどのように関わっていくかということを検討していかなければならないと思っています。地域協力隊だとか、いろんな方々がまた新たに入ってきています。そしていろんな宣伝活動もしていただいたり、置戸の魅力発信をしていただいております。そのような方も含めてですね、どのように関わっていったら可能性としてはですよ、もしもそういう方々で手伝えるというような思いが、今度地域協力隊とのヒアリングもありますので、そんなことも含めてですね、それであれば協力隊の活動のなかに織り込めないかとか、そんなことも含めてですね、検討していきたいと思っています。

しかしながら、先ほど山田議員が言ったように、OGFの人づくりのおかげで私がここにいると。まあそういうふうな発言がありましたが、あのまさに人が人につながって感動してインパクトを受け

て人は変わっていくんだと思います。この好きなことをやってるくせについていう批判も聞いたと。それで町からお金をもらってという批判もあったのかもしれませんが、その地域が良くなって、その人が幸せになって、その地域の人が幸せになるからいい地域ができるんだと思います。それはやはり多くの人の理解を得るということは大前提であるので、それはあの山田議員もおっしゃられたように、まあ皆さん伝わり方が弱かったのかもしれないという反省も自戒も込めておっしゃられましたが、そのところについてはやはり克服していかなければ、やはり今回、次の回をやったときにもその批判が出てくる可能性はあります。なかなかそれを止めるということにもなりませんし、皆さん、だから町がやったんだから文句言うなということにもなりません。批判は批判として受け止めて、そして新たなステップへ進んでいくのがまちづくりだと思いますので、十分山田議員はご理解いただいていると思いますし、これ以上申し上げることはありませんが、深くどこまで町が関わるんだということにつきましては内容を見せていただいて、これから慎重に検討していかなければならないというふうに思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員〔一般質問席〕 はい、まさにそのとおりだと思います。ただ、そのなかで冒頭で申し上げたとおりOGFは1回目が開町100周年記念事業として開催しました。そして2回目は社会教育課所管の人づくり事業であったと認識しております。確かに結果的には赤字になってしまったOGFセカンド、こちら金銭面では失敗であったと言われることもあります。人づくり事業としてはその後の白花豆プロジェクトも含め、大きな成功であったのではないかという意見も実行委員の耳には届いております、実際町内外からも応援の声が上がっているということは町長の耳にも入っているかと思えます。

先ほど町長からも申し上げられた東京ふるさと置戸会に私も出席したときに、置戸町出身の先輩方から多くの応援の声をいただいてきました。そのなかで町長にもう1問伺いますが、3回目を開催するにあたりですね、OGFの位置付けとして、このOGFというのは産業振興課所管の観光事業であるのか、もしくは社会教育課所管の人づくり事業であるのか、それとも開町110周年を迎える2025年に開催することを踏まえた企画財政課所管になるような周年イベントとして見るのか、どれに当てはめていくべきだと町長は考えられますか、お願いします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 所管はどうあれですね、前回あの次110年っていうことを全く考えずにいったときには前回の社会教育事業の人づくり事業ということで整理をさせていただいて、社会教育課にも担当ということでお話をさせていただいて、今回もこういうふうにやりたいという3日前、2日前ですか、申し入れは社会教育課の方にお話があったと思います。あの110年ということになって、町の全体の110年事業をどうするかという議論はまだ進んでないので、そのなかでどう位置付けるか、まだ今明確ではありませんが、私自身の考え方ということでいけばどこでもいいんだと思います。人づくりは社会教育課だけがやるわけではないです。それから今企画の方は地域協力隊という新たな試みをやっている所管の課でもあります。それから観光事業ということで、なんとか認知度を上げたりしていくということがいけば観光なのかもしれません。しかしながら、それどこが担当するからそこで知らないってということには私はならないんだと思います。若い人の共通の職制でこのメンバーが集ま

ってるわけではないバラバラです。そして先ほど申し上げましたように職制だけで役場職員が関わっても、それは広がりを見ない人づくりだと思います。公私ともにですね、どうなるんだ、どうしたら僕も手伝えるんだってというような機運づくりが私は大きな人づくりになるんだと思いますので、まあ所管の課がどこになるかっていうのがふさわしいと思うかということについては、今の段階では私は言及を避けたいと思いますし、本当に１１０年の事業としてやるのだという、１１０年に、令和７年度に何月にやるのか分かりませんが、やるんだってというような内容であれば、またそれも加味しながら検討してまいりたいと思います。

○岩藤議長 ６番。

○６番 山田議員〔一般質問席〕 はい、わかりました。ではまあ、もちろん人づくりは社会教育だけではなく、全体、置戸町全体で考えていかなければならない内容であると思います。まあこちらに関してこれから計画が出たりした段階でのお話になると思います。

あと、先ほどこの第２回ＯＧＦがまあ金銭面での赤字をかぶってしまった。そこでやはり町長はその町民に対してやはり理解を得なければいけないというありました。で、確かに以前にも町長と話させてもらったときに、町の財政だけに頼るのではなく、自分たちでも資金調達策などを講じる必要があるのではないかと、町長から意見をいただいております。で、ただ今現在ＯＧＦにはクラウドファンディングをしたりとか、寄付金に対して受け入れるための財布というものが正直今ない状況でございます。そこで町長に確認したいんですが、置戸町としてこのＯＧＦに対してのＯＧＦ振興基金のようなものを設立する意向というか、思いはあるのか確認したいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 以前、担当とちょっと協議をきっとされた経過があって、クラウドファンディングをどうにか町で、公的な基金とすれば信用度が上がるので、それの方が集めやすくなるのではないかと、ふるさと納税のなかに組み込めないんだろうかという検討した経過があるというふうに担当からは聞いてますが、なかなかハードルが高いものがあるって難しいんだってということで、それ以降ちょっと話を伺ってないんですけども、私は今のあの置戸町内ではなかなかやってないのかもしれませんが、あの工芸館の方でクラファンを今取り組んでるっていうふうに聞いてますし、まあクラウドファンディングの内容についてはまだ制度上私は熟知してませんが、ＯＧＦのためにということでふるさと納税をするような人がいるのであれば、ふるさと納税の受け皿としては公的なところが資金管理をしなければならないんだろうと思います、一時的には。そのお金が実行委員会に回るか、使われ方については一定程度明示をしながらやる必要があるんだと思いますし、そのようなことも検討することもやぶさかではないというふうに思ってます。

○岩藤議長 ６番。

○６番 山田議員〔一般質問席〕 はい、ありがとうございます。基金の設立に関しては、まあ議会の承認等も必要であると思いますので、すぐにももちろん結論は出ないと思いますが、ぜひ前向きに検討の方よろしくお願ひしたいと思います。

はい、ではそれであのいろいろ今町長とお話させていただいたなかで、いろいろ僕たち実行委員としても前向きな意見を得られたという認識であります。こちら早急に実行委員会の方に報告して、いろいろ意見調整等行いながら開催に向けての話し合いの方を進めてまいりたいと思います。

まあもちろんこれから今の社会情勢や、そういうこともありますので、まあ慎重に進めていくように実行委員の方には進言しながら、私もバックアップ諮りながらやっていきたいと思います。ぜひこれから町長含め置戸町一体となって私がやっていきたいと思ってますのでよろしくお願いします。私の方からこれでOGFに対する一般質問の方は終わらせていただきます。

○岩藤議長　ここでしばらく休憩します。

午後1時から再開します。

休憩　11時56分

再開　13時00分

○岩藤議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

まず先ほどの山田議員の一般質問の答弁で、町長の答弁で訂正がありますので、発言を許可します。

町長。

○深川町長〔自席〕　先ほど山田議員のOGFのクラウドファンディングのくだりのなかで、私の答弁で間違いがありましたのでご訂正いたします。森林工芸館等でもクラウドファンディングをやっている例があるということでお話をしたんですけども、私勘違いしておりまして、おけとスポーツフィッシングを楽しむ会が数日前SNSあげて、そのなかで水生昆虫ガイドブック製作のクラウドファンディングの紹介をして、興味のある方はこのクラウドファンディングのサイトに入って協力してはいかがですかというような案内を、私は勘違いをして工芸館というふうに申し上げましたので、全くその工芸館でクラウドファンディングやってる事実はございませんので訂正いたします。

○岩藤議長　それでは一般質問を続けます。

3番　石井伸二議員。

○3番　石井議員〔一般質問席〕　それでは通告にしたがいまして町長に質問をいたします。この質問は昨年の12月定例会にする予定だった事項です。それでは特別養護老人ホームの存続についてということで、以降特養と略させていただきます。深川町長にとって置戸のまちからなくなってほしくないもの、なくしたくないものは何ですか。置戸赤十字病院であったり、置戸高校であったり、商店、食堂とか、スタンドなどなくなると困るものは多くあると思います。

いま私のなかでなくなってほしくないものは特養です。約4年半在宅介護をしていた母が亡くなる前、今までできたことができなくなり、介護度も上がり、時として2人して下の世話をするようになったとき、ビジネスケアラーとして、いつまで在宅介護ができるだろうかと考えさせられました。終の棲家として特養にお世話になろうかと思いました。そんなおり、新聞で故郷の特養閉鎖の危機という記事を目にしました。人口減による入所者、待機者、それから働き手も減少して、なかなか経営がままならないということで、指定管理者などの撤退が増えているという内容です。2022年度、令和4年度ですか、全国の特養の62パーセントが赤字で、自治体の補助金を算入しても51パーセント赤字であったと、それが道内も同様の傾向であるという記事もありました。置戸の特養も同様であり、いつまで存続できるか、建て替えどころではないのではないか心配になりました。

特養の状況につきましては、今定例会の補正予算での質疑資料等である程度年間の状況は分かりま

すが、あえて現在、今現在の特養の状況、それから存続、定期的に伺っている建て替えについての考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 昨日も補正予算の提案のなかで種々のご議論があって、後ほど述べますが、特別養護老人ホームの存続についてということで石井議員から自分の経験も踏まえてのご発言だったと思います。本当に介護をしていくということは、家族で大変な思いをして、今は核家族化が進むなかで、そして介護する人が近くにいないという方が全国にたくさんおられます。そんななかでこの施設型の福祉は、やはりなくてはならないものの一つだと思います。

私はどちらかと言えば欲張りなのかもしれません。町長に就任してから勝山の郵便局がなくなるかもしれないと言えば、何か方法がないかということでなくさないようにするためにはどうすればいいか、それからAコープの冷蔵庫が壊れて撤退するんじゃないかというお話を聞いたら、それも何とかする方法はないかということで、なくさないようになくさないように、お店がつぶれないようにつぶれないようにということで進めてきた町政だったというふうに思います。どちらかと言えば新しいことをやるよりも、守ることに主眼を置いた3年半、4年、約4年間だったということも言えるのかもしれませんが。

議員もおっしゃられたとおり、昨年10月の全国の社会福祉協議会の特別養護老人ホーム、特養の経営の内容等が新聞報道でなされています。1,600を超える施設があるなかで、62パーセントが赤字となっているという現状と、それが前年度よりも約2割も増えているんだという危機的な状況を示しているような新聞報道でありました。

コロナ前の令和元年度は赤字施設は約33パーセント、それでも3か所に1か所は赤字で、何らかの補てんをしながら運営しているという状況だと思います。そのなかには公共団体からの支援補助なども含まれていたのかもしれませんが。コロナを境に急速に経営悪化が進んでいることは皆さんもご承知だと思いますし、昨日の議論でも明らかになっております。コロナによって入園者のみならず、利用者のみならず、感染が職員にも広まり、そして職員の過重労働が広がっていった、そしてそんな職場に希望を見出せず離職をしていくような方々がたくさんいて、残った方々はますます過重労働になって、そのなかで施設側は苦渋の選択として入所者を制限しながらでも今いる人を守っていかないとという対策を取ったのは置戸町の特養だけではなく、全国の特養でも同じように取り組まれた内容だったと思います。

先週の道新でもそのような状況を、窮状を訴えるような道内の老人ホームの状況が新聞の方にも報道されておりました。また、この物価高が激しさを増すなかで、それに伴って労働者の賃金も上げていかなければなりません。そうしなければ人材の流出になおさら拍車がかかっていくような内容であると思います。

議員からお話がありました昨年11月20日から3回シリーズで北海道新聞に掲載された特集記事のうち、特養の閉鎖、ふるさとの施設がなくなるというような留萌管内の施設の紹介もなされておりました。経営悪化ではなくて、すでにもうなくならざるを得ないというような状況が道内に限らず全国で起きていると思っています。

本町の高齢化率は今44パーセントです。大まかに言うと、そのうちの3分の1の人が何らかのサ

ービス支援を受けなければ暮らしていくのに不自由をきたす。そのうちの130人の方が特別養護老人ホーム、それから養護老人ホーム、50、80の定数のなかに入所することができます。また、地方の共同生活の場所として一つ民間の施設もございます。また置戸町には日赤病院の長期療養型の病棟もございます、そのようななかで本町は44パーセントの高齢化率のなかでもなんとか回していた。そして、困らない人を作らないという政策が昔から作られていたんだと思います。

あるところで言いました。置戸町、昨年ですね、愛知県名古屋の下の視察に行ったときに、そこはあの藤田大学病院という日本で一番大きな病床数を抱えている大学病院があって、その町の市長さんに会いました。そのときに、その町の高齢化率は21パーセントです。21パーセントで8万人の人口で21パーセントですが、すごい危機感を持ってました。21パーセントの高齢化率が、将来日本は40パーセントに到達します。そのときに8万人の20パーセントが増えたら1万6,000人です。その1万6,000人の3分の1の人が何らかのサービスを受けなければ暮らしていけないということになれば、施設福祉ではその2万人のうちの3分の1、6,000人の施設を作らなければならない、病院も作らなければならない。こんなことは極めて困難なことになるんだという危機感を持って、今在宅で頑張れるように、少しでも健康を維持して、そして少しぐらい介護が必要でも在宅で暮らせるような仕組みづくりを早急に取り組んでいるんだというお話をされました。そこは日本で一番視察者が来る町と今言われています。そのときに私は市長さんにこう言いました。うちは高齢化率44パーセントで、それでもみんな幸せにとはちょっと大げさだったかもしれませんが暮らしていますと。そういう意味で私の町はある意味で先進地です。それでも暮らしていける町なんです。小さな町ではありますが、みんなが肩寄せ合って暮らしているんだというお話をさせていただいたことがあります。

また、今回第9期の介護保険計画では、本町は第8期では介護保険料、全国で7番目に安い町でした。これはなぜこういう数字なのか不思議だなと思ったんですけども、これだけが理由ではないのかもしれませんが、公的なサービスを受けずとも、この町で暮らしていけるような社会ができていると、助け合って生きてるんだということが、私は一つのその要因の一つだと思っています。それは地域のコミュニティであり、それは地域の資源であり、そして地域の施設もそうですけども、そういうようなインフラが整う、日赤病院も含めてインフラが整っていることが一つの要因ではないかなというふうに思っていました。今回9期計画では値上げを図らなければならないんですけども、それでも本町は高齢化率44パーセントでもこの町の生業をしているところでございます。

昨日もありましたが、令和5年度の養護老人ホーム、特別養護老人ホームの決算見込みでは1億5,000万円の赤字となる見込みで、昨日5,900万円の追加補正を可決いただいたところでございます。その際、付帯決議といたしまして、いただきました内容につきましては私も真摯に受け止め、受託者である社会福祉協議会と今後話し合っとうするかどうかということを真剣に取り組んでいかなければならないというふうに認識もしておりますし、社会福祉協議会の方とも受託者、委託者という関係ではなくて、将来の置戸の福祉のあり方を含めてですね、どう改善をしていくかということを図っていきたいと思っています。

昨年の状況ではありますが、先ほど申し上げましたとおり、コロナ禍で感染者が増え、職員が退職を余儀なくされ、そして受け入れを止めなければならないなかで収入減が起きてしまいました。この

ことはやはりやむを得ない事情ではありますが、何とかこれを克服できるような方法を考えていかなければなりません、そのためには職員をまず確保しなければならないということで、社会福祉協議会とも協議をしながら、町外からの通勤も可能にするというような内容で、昨年の夏以降検討を進めてそのとおりになって、今年も一定程度の職員の確保の目処がついたというところまでできております。

来年度以降はですね、そのことも踏まえてですね、経営のより一層の合理化というか、赤字の軽減を図っていきたいと思っております。また一方でですね、私はこの件がありまして財政当局に本町の交付税における老人福祉費の算定っていうのはどうだということをちょっと調べさせました。本町の人口、高齢化人口と養護老人ホームの入所者から算定した令和5年度の特別交付税の算定額、基準財政需要額は2億8,000万円という数字が出てました。で、本町の老人福祉費の一般会計の5年度予算は、元々4億8,000万円。今、補正がなりまして5億3,000万円。そのギャップっていうのはほかの経費を回してでも福祉に充実をしていくと、これは今始まったことではありませんが、その部分はやはり本町の高齢化率が高いという現状を踏まえればやむを得ない予算の割り振りだというふうに思ってますが、その5億3,000万円のうち5,000万円は貸付金で出して返ってくるものですから、その分は減算すれば約2億円ぐらい、ほかの町より国が標準と定める老人福祉費よりもオーバーしているというようなデータもいただいて、何とかそれに近づけるような方法をとって行って、財源を見出して今後の長期的な投資、改築に向けた財源を作っていきたいなということも思っております。

ある首長が今回の新聞でも言っていました。特養は最後、終の棲家と先ほど議員もおっしゃいましたが、最後私たちが行き着く先だと思ってます。若いころは遠い先の未来で現実味がありませんでした。ですが、私も若いころ、前の前の齊藤町長に福祉のことを問われたことがあります、公民館で。そのときにみんな順番だからって言ったら、君は本当にそう思ってるかと疑いの目で見られました。私も軽く答えたんですが、それから20年が経って60歳になってみると、あと20年もすれば私も介護が必要な人になるし、皆さんからのサービスを受けなければ暮らしていけないようなことになるんだなということを実感しています。これは今生まれた方もそうで、置戸で暮らすか暮らさないか今分かりませんが、ほかの都市部に行ったってこのことは同じなんです。都市でも高齢化は進みます。若い人は少なく、介護や医療にかかるスタッフは不足しています。そんななかでいけば、住み慣れたこの地で死ぬまで暮らしたいという人がここで暮らし続ける町にはこの養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、そのほかの病院や施設や、それからお店屋さんも、それから郵便局も、それから公民館も、私はすべて残していくことが大事なんだなというふうに思っていますので、議員とは考えは異にはしております。

また、建て替えについては以前、前町長のときも建て替え議論が進みました。昭和56年に特養が建設をされて43年が経過しております。近隣の市町村でも陸別が建て替えを行いました。そして足寄も計画が今年発表になりました。そして津別も建て替えをするということで、津別は置戸の次に翌年に建った施設です。それについても建て替えをするというような新聞が出ていました。財源のことはいろいろな難しい面がありますが、本町も働く人にとっても、そして介護を受ける、サービスを受ける方にとっても、やはり43年も経った施設ではなかなかそのサービスが維持できないということもありますので、建て替えについては今後受託者である社会福祉協議会、または福祉関係者とも協議

をしながら一步一步進めていかなければならない課題だと思っております。

本年度はすでに建て替えが行われた増毛町の養護老人ホーム、特別養護老人ホームの視察に社会福祉協議会や福祉関係者と行政と一緒に現地を見に行っています。その増毛町の町長さんは昨年会ったときに、このままでは職員も集まらない、そこは直営の町営の老人ホームでありましたが、職員も集まらないのでこのままではつぶれるのを待たなければならないなかで、やはり建て替えという決断をしたんだと。財源的には厳しかったけどもやらなければならないんだっていうお話を聞いてですね、私もその施設が見に行くならいいのではないのでしょうかということで、担当の方にもお話をして見に行っていました。そのなかで課題もあったかと思いますが、私はこの町で年をとっても最後まで暮らせるようなインフラとして養護老人ホーム、特別養護老人ホームはなくてはならない施設だと思っておりますので、今後とも経営の面での何とかなの解決策は受託者とも話し合いながら進めてまいります。一方では将来的な投資も視野に入れた検討も図っていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

先ほど議員が在宅で介護されたというお話もありました。このコロナ禍で一つ変わったこともあります。在宅で看取りたい、それから僕は家で死にたいっていう人もおられ、少しずつ増えてきています。病院に入れば面会も受けられず、施設に入っても面会ができない時代を経て、考え方も少しずつ変わってきております。施設福祉だけではなく。在宅福祉の充実も含めてですね、私は福祉はなくてはならない本町高齢化の町にとっては大事な施策だと考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○岩藤議長 3番。

○3番 石井議員〔一般質問席〕 丁寧な答弁ありがとうございます。まずひとつに、今町職員を施設長として派遣をしております。3年を目処にということで1年が経過しました。ちょっとそれ以降についての考えを聞かせていただきたいのと、先ほど話に出ました高齢者保険福祉計画第9期介護保険事業計画の答申、先般いただきました。そのなかに介護利用者が令和12年、2030年から令和17年、2035年ごろをピークに減少していくという見込みになっております。在宅施設居宅系サービスのバランスを考えながら整備を進めていく必要があるという課題提起でありました。だんだん人口が減って、そういう利用者も減っていくということを考えますと、もしかすると置戸在住者以外の方、近隣市町村からも利用してもらうというような施策をどんどん打ち出していかなければならないかというふうにも思います。先ほどの話にもあったとおり、この際思い切ってですね、建て替えを急いで入所者や職員の環境改善を図って、利用者、職員増を図るのも本当に一案だというふうに思います。できる限り新しい施設になってほしいというふうに思うわけですが、その辺についても、もう一度お聞かせ願いたいと思っております。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 まあ、昨日も今の入所の人員等も縷々説明させていただいたんですが、実はあの第9期の計画のなかでも高齢者の数は、高齢者比率は増えてきますが、人口減少とともに総数としては将来的には減っていくだろうということもあります。そして今の施設でいきますと、養護老人ホームが80名の定員に対してもう70名を割っているような状況で、待機者がいないというようなことも現状としてあります。そんななかでは、今の80、50の定数がいまいちどうかということも考え

ていかなければならないと思いますし、そしてそれとショートステイが12というのもあるんですけども、そちらの方もどれぐらいの需要があるかを含めてですね、改築をするなかでは考えていかなければならないんだろうなと思っております。

あとですね、職員は先ほど増毛の例もあったように、増毛の町長さんにはこのままでは職員が集まらないんだってということも改築の大きな要因の一つだということが言われてます。あの新しければ入所者が増えるかっていうことはダイレクトにはないのかもしれませんが、やはりあの需要を満たすためには町内だけに限らず町外からも一定程度入所してもらわなければ満床状態での経営っていうのは難しくなるのでありますから、過日協議会のなかでも、もっと宣伝をしながら広く入所者を集うようなことも政策として必要ではないかというようなお話いただきましたので、そのようなことも検討していかなければならないと思います。

あと施設長の関係でございます。施設長の派遣につきましては、一昨年の夏以降に施設長が退職されるにあたってですね、いろんなところから募集を図ってりましたが、なかなかそぐ方が現れないというなかで、社会福祉協議会の方から町からの職員の派遣の要請があったなかで、昨年の4月から職員を派遣させていただきました。もちろん、その前提ではその施設の施設管理者と言いますか、施設長にふさわしい人がいないということが前提でありましたので、その施設長がいるということになれば町も苦しいなかで派遣を決断しました。それであればその施設長としてふさわしい方が現れるのであれば、3年間の派遣ということではありますが、その前に引き上げることもやぶさかではないというふうに思ってますし、そして派遣の理由のなかに町と社会福祉協議会の連携を取りながら進めるうでも派遣をするんだということで、昨年の町政執行方針で申し上げましたが、それに代わる、昨日も付帯決議のなかで協議の場を持つ、定期的に協議の場を持ちながら経営について真剣に町と社会福祉協議会と向き合ってほしいというような決議書の内容でありましたので、その場で連携を取りながら運営の改善を図ることも私は可能かと思いますので、コンクリートとして3年間の派遣をすることではないというふうに認識しておりますので、それは社会福祉協議会の方とも協議をしながらどうするかを検討していきたいと思います。

○岩藤議長 3番。

○3番 石井議員〔一般質問席〕 よろしく申し上げます。もう一つですね、先ほど、これ通告外になるかもしれませんが、養護老人ホームの待機者がゼロ。それじゃあ本当にこれからどうするのだというお話になると思うんですが、結構置戸町内を見回すと単身の高齢者も多く、よくそういった方々から除雪もままならない、大変だからどうしようかなというような相談を受けることがありますので、需要の方はまだまだ掘り起こすことができるんじゃないかなというふうに思うんですが、もし自宅を手放したときに、空き家の循環も含めてですね、居抜きでもいいですからホームでちょっとこうやって生活してみませんかというようなことをPRというか、アピールがあってもいいのかなというふうに最近思うところであります。

それから、保健計画などに先ほど町長も言っておられたんですが、意外とあの地域の結びつきが強く、在宅でも結構みんな頑張っているというお話でしたけども、だんだんその地域の見守りも高齢化が進むことによって厳しくなるのかなというふうに思うわけです。私もだんだん歳をとって、それじゃあ町内会の単身高齢者のところを見守りに行けるかというと、まだうちの父なんかもこうやって

介護してる立場であってなかなかできないのかなっていうふうなところもありますので、その地域の見守りの方法等についてもいろいろ熟慮していただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 まず１点目、養護老人ホームの満床にならないような現状と、利用者が定員を割っているような現況に対してはですね、社会福祉協議会とも今後はお話をして、まあ前回の再指定管理の際にも検討課題となっておりましたが、空きベッドを利用した契約入所の実施などを具体化していこうということを今回申し入れをさせていただこうと思っておりますし、これは社会福祉協議会の内部の方でも揉んでいた経過はあります。これは養護老人ホームはご承知の方も多いかと思いますが、市町村民税非課税世帯の方が入れる養護施設でありまして、所得がある家庭にいる高齢者の方々が利用するのはできない施設になってますが、それは措置入所ではない方法での利活用を含めて満床化を図っていくこともできるのではないかとということで検討しているところでございます。

あと、見回りの関係なんですけども、先ほど質問にもありましたが、置戸に愛着があって、置戸に住んでいたいんだっていう人たちのなかには、多くの方は景色がいいんだ、水がいいんだということもありますが、近所の人がいて、その地域がいいんだっていうことが大きな要素だと思います。見回りっていうことで限定するわけではないですけども、独居老人や老人夫婦世帯が増えています。そして痴呆が始まれば都市、都会では痴呆老人、痴呆で徘徊をしていなくなるお年寄りの捜索で大変だという実例もあるようです。何かGPS機能を持った装置だとか、いろんなことを考えればですね、まだICTの利活用で克服できるような内容もありますし、もちろん地域の見守りを推進するためにも何らか小地域ネットワークだとか、町内会での取り組みだとかを助長できるような方策を練っていければと思います。きっと喧嘩もして、そしておかずももらって、昨日は誰々さんが来たんでしょって声をかけるだけで、その人は長生きするんだと思います。誰からも見てもらえず、見てもらえずっていうのはちょっと失礼なのかもしれませんが、以前も申し上げましたが、連れ添いが亡くなって高齢の方です。シングルになってしまって、遠くに離れた息子さん、娘さんが父さん、母さん心配だから都会のうちの家に来ないかといって、この町を去られる方も何人か見てきました。しかしながら想像するとですね、その方は見知らぬ土地で、そして息子さんや娘さん、家族が四六時中いるわけではない。今でいけばみんな夫婦世帯働いての方が多いわけですから、家のなかでテレビを見たり、公園に散歩を行っても友達もいないなかで暮らしていく姿が目には浮かびます。そんな人が本当に幸せな終末を迎えられるのかなっていうことを思えば、喧嘩をしてでも、近所がやかましいと言いながらも、それでも地域で見守られて最後を迎えるっていうこともその人の一番の幸せではないかなというふうに私も思っています。

多くの方が亡くなるときにふるさとに帰りたいって言うそうです。それは自分の思い出や思い出もあるんでしょうけども、そこに出てくるのはふるさとの風景かもしれませんが、そこに現れてくるのは友達であったり、近所の人であったり、親戚であったり、それが目に浮かぶんだらうと思います。そんな人が置戸でも暮らしていける。母さん、父さん置戸でも大丈夫だねって言われるような町であらなければ人口減少も止められないんだらうと思いますし、これらの施設もなくなってしまえば雇用も一気に減ってしまいます。そしてそこに伴う経済的な損失も起きてきます。ぜひとも施設含めてで

すね、置戸で暮らしたいという思いの方を最後まで置戸で面倒見れるようなまちにしていきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 3番。

○3番 石井議員〔一般質問席〕 私も同様であります。幼保一元化ではないんですが、特養、養護、本当に誰でもが入れるような老人福祉施設ができないかななんてちょっと思ったりもするわけですが、今後いろいろな課題がまた山積していくかというふうに思いますが、私も一生懸命協力して、これからのまちづくりをやっていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岩藤議長 次に5番 柏原勝議員。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 はい、それでは通告にしがいまして、私からの質問を町長にさせていただきます。

1つ目ですけれども、住宅のエアコン設置助成について。先ほど石井議員の答弁のなかに、町長は置戸は高齢者の先進地だという言葉もありましたけれども、最近町内での各種行事に町長が出席してるなかには、今言ったように置戸は少子高齢化の先進地だという発言が多々ありました。近年、私も含めてですけれども、高齢者の皆様もスマートフォンを必需品として持つようにはなってきましたが、この暑い北海道になってきた、この環境のなかでは今後はそれぞれの住宅にエアコンが必要だと、安心安全な生活を送るためには、そういうものがもう必需品になってきてると私は考えております。

住みよいまちづくり、それを目指しているなかで、高齢者ばかりでなく低所得者を含め、また置戸の町営住宅、町有住宅も含めて、やはり地域のこれからの安心安全を見守っていくなかでは、そこが重要な課題だと考えておりますので、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 住宅のエアコンの設置に対する支援のご質問ですが、まああの高齢者に限らないのかもしれませんが。本町の高齢化率は44パーセントと高くなっています。で、私も議員と同じようにこの近年のこの猛暑でお年寄りの生活ってどうなってるんだろうということも気になっていました。

本町では公共施設、避難所、学校、病院、特別養護老人ホーム、養護老人ホームは全館まではいきませんが、集会をするような施設の整備を進めてまいりました。この暑さはですね、健康を害するというよりも生死を分けるような暑さだというふうに認識をしております。その一方でですね、町営住宅等を見ますとエアコンがついている住宅っていうのは少ないと思います。私も先おとし初めてエアコンっていうのは必要ないだろうって言ってたんですけども付けました。使う回数はそんなに多くはないんですけども、やはりエアコンっていうのは必要なんだろうなと。そしてどちらかというと体温調整や体調を崩してる高齢者の人にとっては、やはり命に直結するような器具ではないかなというふうに思っております。

去年はですね、30度を超す7月、8月、まあ6月もありましたけども、あの日がすごく多くありました。夜間でも20度を超えて寝苦しい夜を経験したことがあります。熱中症による救急搬送も、昨年には本町だけで4件発生するなど、地球温暖化の影響は顕著となっています。今年は学校へのエアコン設置も進めました。そして新年度予算でも説明をさせていただきましたが、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの人が集まる部分へのエアコン設置も計上させていただきました。また各避難所、

各公民館へのエアコンも設置を終えておりますので一通り回ってきたんでございますが、一昨年には日赤病院のエアコンの支援もして、病弱者の方の安全を守るということで、日赤病院へのサポートもしてきたところでございます。

最後は個人の住宅になるんだと思います。個人の住宅はそれぞれの判断で付けておられるんですが、町営住宅でいくと、町営住宅の穴を開けたり改造するんで、最初に届け出が必要な制度になってるんですけども、エアコンを付けるって言うてくる方は若い方ばかりで、高齢者の方は我慢しているって言いますか、経済的なことも考えて躊躇されたり、そして見送ったりしてるのかなと思っております。私はまあ今回任期を迎えますが、議員と同じように高齢者、そして経済的にゆとりがない方、こんな方についてはですね、エアコン設置は今後していかなければならない課題だなというふうに認識をしておりますので、もちろん当初予算では盛り込んではおりませんが、今後の課題として議論されるように、内容といたしましては認識をして課の方には、もしもやるならどんな制度がいいんだというようなことも指示をさせていただいているので、まああの議員と同じように年寄り我慢強いんです。最後倒れるまで我慢するって言うことがあります。去年も家のなかで倒れてる方の現場に出会うことができました。家の中、暑くなってました。ここまで我慢してたのかという、もうこれがあと1日2日遅れてれば家の中でまあ大変なことになってたんだろうなというような現場も目にしました。エアコンを付けろということにはなりません、付けることを後押しする、それからご家族の方の考えも支援があるなら、おじいちゃん、おばあちゃんのところに付けようかというようなことにつながるような対策が組めればなというふうに思って、私は前向きに考えていきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 ただいまの答弁で町長も私と同じような考えを持ってくれているということで心強く思いました。やはり高齢者の方は特に我慢強いということもありますので、それから設置費用につきましても、やはり年金生活を送られている方々はそこへの出費っていうのはかなりの負担だと思います。昨年のまあ12月の道新ですけども、道内で戸別に1世帯あたり1台の助成を全戸に予算を付けると、金額についてはいくら助成をするかは分からないんですけども、これは北海道内の上ノ国町の町長が昨年末にそういう発言をして、今年の新年度予算に組み込むということで話が進んでいるようです。

私がなぜ先進地、町長がおっしゃる先進地っていうんであれば道内どこがやってなくても、こういう案というのは出てきてしかるべきだなとは思っておりました。そこで上ノ国町は全戸を対象にすると、1世帯当たり1台、金額については今後協議だということがありましたけども、それと、先ほど町長の答弁のなかには正直に言うと、次の町営住宅関連の含めての質問のなかにも入れようと思ったんですけども、町営住宅に設置するには、エアコンを設置するには壁に穴を開けるから届け出が必要だと。たまたまですけど、私この提案をする前に、まあある町民の方に言われたんですが、その届け出制度を知らないという高齢者がおりました。今言うように、若い人たちはそういうことを、まあ機転が効くというか、どうなんだという問いかけができたんでしょうけども、高齢者のなかにはそのこと自体で退去するときにはその穴を埋めなきゃならんとか、そういう仕組みが元々そういう仕組みがあるということで、それをやっていいのかどうかっていう確認も正直取ってはいない人ですね、今の

話を聞くと。そこら辺で町営、町有住宅、そこらを含めて全戸希望者に対応するか、そこら辺のことについてもう一度お願いいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 あの想定していたのは上ノ国町のような全戸にということではなくて、高齢者だとか障がいのある方とか、そういう方のなかでも一定程度の所得がすぐある方については除外をしなければならいかなというように思いで絞り込んでの原課への指示でありましたので、まあ上ノ国町の制度は知らなかったんですけども、あの先ほど言いました先進地なんだからアカデミックにやってみろよっていうお話だと思うんですけども、やはりこの数年間はエアコンが物不足ということもあって、実際に上ノ国町どこまで普及するかわからないんですけども、まあ議員のお話のなかでその制度自体、お年寄りのなかで町営住宅だったら穴開けたらダメだからエアコンなんか付けられないんだっていう思いの方もおられるのかもしれませんが。そういう方への周知とか、図っていききたいと思います。その前にできればですね、今年中にまずこういう制度を立ち上げて、猛暑前になんとかできるようなことも検討していく際には周知、町営住宅、公営住宅含めてですね、図れば、まあ後押しになるかなと思ってますが、対象者は一定程度絞り込まざるを得ないかなと思います。そんなことでご理解いただけたらなと思いますが、いずれにしても6月以降の措置になるんだと思いますので、まあ今年のものになる、今年の夏に間に合わないとかいうことになるかもしれませんが、前へ進めていければなと思っています。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 今、上ノ国町の例を出させていただいたんですけども、ちなみに上ノ国町の1月末日の人口が4,238人。置戸は約2,590人ぐらいだと思います。で、世帯数で上ノ国町は約2,300世帯で、置戸でいきますと1,350世帯と。同じ町村でも規模によっても違うんでしょうけども、まあそこに対して上ノ国町では全戸を対象にするよということで、これも一つの参考にしていただければなと思います。

それからですね、まあこれは道内じゃなくて道外にはなっちゃうんですけども、東京の杉並区では新規または入れ替えのときも補助の対象にしますよと、そういう自治体もあるということをご承知置きいただければなと思います。

それからインターネットで調べてみますと、国土交通省、環境省、それから経済産業省などでもエアコン補助があるらしいんです。僕はそれ以上踏み込んで調べてはいないんですけども、いろんな日本全国もう暑さ対策にはもう必要な温暖化にはなっていると思うので、いろんなところをあの調べていただいたらありがたいなと。それからあの1月20日の新聞ですけども、環境省が翌日の最高気温が35度を超えるような猛暑日が予測されるときには、熱中症特別警戒アラートという警戒情報を発令するそうです。これは今年の4月24日から運用開始ということになっている模様です。

それからですね、これも新聞記事で申し訳ないんですけども、オホーツク地域農業気象連絡協議会というところで3月15日付の新聞ですけども、今年も猛暑は想定されると。それでまああの農業気象連絡協議会というところですので、農作物にも十分注意をしてくださいと。まあ昨日でしたか、あの産業振興課の農林費のなかで、昨年は猛暑の結果作業ができなくて600万円ほどの執行残が残った、そういう状況もあります。そのなかで、農業関係でいけばもうこの置戸でさえサツマイモだと

か落花生が穫れるような、それほど暖かくなっております。

まあそういうことで来年度とか、令和6年度の予算にはできるだけ反映していただきたいなど。単純に考えますと、まああの今回の執行方針、町長の執行方針のなかには児童館の話は出てこなかったんですけども、今の児童館の計画は数億円かかると。単純に、僕は本当に単純な人間なんで、先ほど申し上げましたように置戸の世帯数が1,300強ということであれば、単純にですよ、1戸10万円ほどの補助しても1億3,000万円ぐらいかなと思うんです。やっぱり安心安全を図るうえではそういう投資も考慮していただきたいなと思いますけども、もう一度お願いいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 エアコンに付きましては、もうすでに付いてる住宅も多々おられますので、先ほど私は絞り込んでというお話をしました。まあ全部に付けたって1億3,000万円でも1億3,000万円は相当大きいお金なので、これはあのやはり財源措置ってことでいけば本当に厳しいなと思います。

それからあの考え方なんですけど、補助も対象者を絞り込んで付けてる人は除外するだとか、それから絞り込んでいかなければ薄めなきゃならない。例えば3万円補助付けますから20万円のエアコン付けますかと言ったら、いや値引きと同じぐらいだから付けないわってことになるんであれば、やはり対象者を絞って少し厚めに補助額を出さなければ、なかなか実効性上がる、あの安全対策にならないんじゃないかなというふうに思ってます。そんなことも含めてですね、原課の方にまあ案を出していただきたいということであの指示をしておりますので、まあその制度ができる段階では議会にまたお諮りをしなければなりませんので、そのときまたご審議いただきたいと思います。

そんなところでエアコンにつきましては、私もお年寄りが自宅で亡くなってるということが最近ありました。近所の方が見つけていただいて、孤独死ですよ。そういうことがあったので、先ほど石井議員も見守りということも含めてですね、あの、お年寄りのこの安全対策、夏の安全対策、猛暑対策、公共施設もエアコン付けましたんで、暑いときは町内でみんなで公民館行って、川向住民センターへ行って涼もうとか、サークル活動はそこでやろうとか、そんなことも含めてですね、地域で助け合いながら、そして見回りながら暮らしていくのが置戸の良さかなというふうにも思ってますし、それが良くて置戸で住んでいたいんだと、死ぬまでいたいんだという人が増えるんだろうと思ってます。ちょっと脱線しましたが、あのエアコンについてはそのような考え方ありますので、ご理解いただきたいと思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 前向きに考えていただきたいと思います。あと高齢者、それから低所得者だとか、そこら辺、その置戸町民対して不公平感のないことをお願いをしたいなと思います。で、私の2点目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、置戸町の住宅状況と課題について。置戸町は移住・定住にも力を入れていて、今ではあの地域おこし協力隊、それからオケクラフトの養成塾の塾生を数名程度ずつ毎年のようにこう受け入れていることと思います。まあ一定程度の希望があるということもあの現実でしょうけども、移住・定住の受け入れについてはそれぞれの物件内容、それから情報の集約と運用、発信が重要と考えます。ただ、空き家住宅の情報としては、私は2、3日前ですけども、見たところ4軒程度と、そ

れから町営住宅、それから町有住宅についてはそこそこ空きがあるというふうに捉えております。

過去の答弁で、町長はホームページの改善、それから備品のリース方式などの検討もするという答弁があったと聞いております。現在の置戸町の移住定住対策、空き家対策についての現状と今後の対応について、次の３点、町長にお伺いしたいと思います。

町営住宅の入居率と課題について、それから町有住宅の入居リスト、利用条件について、それから３つ目、空き家等情報登録制度の登録及び利活用の状況についてお答えいただきたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 置戸町の住宅状況と課題について３点ほどご質問がありました。町営住宅の関係からまず申し上げます。町営住宅では２月末現在で総戸数１５０戸に対して約８割の入居率、１２１戸が入居しております。またそのなかには、単身者住宅ということで２４戸が含まれて、そのうち１９戸が入居して、これも入居率約８割となっております。この単身者住宅というのは、勤労世帯、勤労者がまあ若い人ですね、住むところがないということで２０年前ほどから町が作ったものでございます。これはですね、５年前ほど私が担当したときには入居希望者が殺到してしまっていて、役場のなかでも俺も入りたい、私も入りたいということで、結局、あの一般の方も含めてくじ引き抽選というようなことで、せっかく希望したのに入れないというようなこともあったんですが、その後民間の事業者が勤労者向けの優良な賃貸住宅が整備されまして、それが一定程度充足してきたので、今のよう状況になっております。

また、あの単身者住宅を除いて町営住宅の設置目的としては、住宅に困窮する低所得者の住宅を提供するというのを町営住宅と、公営住宅とされております。その取り扱いにつきましては、法律、公営住宅法や置戸町の町営住宅の設置及び管理に関する条例によって定められて、そのなかには一定の所得基準を超えた方については入所の制限をしなければならない条例となっております。

入居希望者の募集は毎月広報紙により募集期間を設けて住民周知を行っておりますが、緊急での入居相談にはそれぞれ随時対応しているところでもあります。また、公営住宅の整備基準についてですが、置戸町町営住宅等の整備基準を定める条例に基づき、国からの通知を参考に各種整備を行っております。過去にストーブやボイラーなどの備品について、まあリース方式も検討した経過がありますが、商工会を通じて町内の業者さんでリースをしてもらって、毎月のお支払いでということにならないだろうかというお話を協議させていただいたんですが、業者さんの方ではなかなかそこまで手が回らないということと、付けていただければ分割払いでもあのできるので、同じ結果になるんじゃないですかというお話もあったんですけども、短期的に長くいればそのローン返済もあの同じ結果になるんですが、短期で移っていくような人にとっては、それもままならないという状況もありますが、なかなかその受け手がいないということもありました。

課題ですが、入居者の減少に伴い空き住宅が２割ほどあります。入居基準の制限があるため、誰もが入居できる状況にないのが現状であります。現在まちでは町営住宅長寿命化計画によって建物を長く安全に使用していくために修繕を行っていく一方で、耐用年数が過ぎて経過した住宅の用途変更や、市街地以外の町営住宅の統廃合などが計画をしており、政策空き家として退去後募集を行わず、空き室状態になった時点で公営住宅法にとらわれない、まあ町有住宅であるとか、売却も含めてですね、まあそんなことを図っていきたいというふうに思っております。

しかしながら、その町営住宅の作りでいけば、1棟に複数戸の長屋方式となっているので、全部がいなくなれば売ること改修もならないので、なかなか現実的には全部空くの待ってというのには相当時間を要するような状況になっております。

昨年開催した産業会議でも従業員用の空き家住宅に対して多くの要望意見が出されて、置戸町は不便だという話もありました。耐用年数が経過していなくても何とかその用途以外に使えないかということで、国の方に協議をいたしましたら、まあ活用法としては方法があると、緊急性があったり、まあいろんな要件が揃えば目的外利用もまあ絶対だめだということではないということもお話を伺っております。また、制限をかける年限を過ぎた住宅については、目的以外に利用しても条例から外してですね、違う目的に使うと、それはあの体験住宅であるとか、従業員住宅であるとか、そんなことも転用をすることも可能だということも伺っておりますので、それについてはこれからもあの研究していくように指示をしております。

移動町長室でも、あんなに町営住宅空いてるのに家がないって話をよく聞くじゃないか、というお話がありましたが、先ほど言われたような内容で制限をしてる部分もありますが、何とか置戸で住みたい、そして今従業員がいない、働き手がないというなかで、町営住宅を有効活用できる方法を模索していきたいと思います。

また一方で、町には町有住宅というものが約100戸、99戸あり、そのうち80戸が入居しております。これは教員住宅であり、職員住宅であり、それから過去にいろいろなあの住宅として使ったもので、本町が所有している住宅となっております。この町有住宅の入居条件ですが、基本的には町職員や教職員が入居対象となっておりますが、緊急性などを鑑みて社会福祉協議会に対して一部職員住宅として管理いただいたり、それから一般の方でまあ一定期間住宅を建てるために住む場所がないので住まわしてくれというような内容の相談があればですね、臨機応変に対応させていただいて入居を許可しているところでございます。

現在各地域にありました旧教員住宅、相当年数は経っていますが、そして山村留学住宅として活用していました住宅が、まあ今も地域おこし協力隊や町職員が入居しておりますが、先ほど申しあげました別の議員のご質問にありましたように、地域ごとでは水洗になっていない住宅だとか、そういうところにはなかなか入ってもいいよって人はいないということも現実にはあります。

このほか町全体の賃貸住宅の事情を考えたとき、一般の方が入居することのできる住宅整備のために、先ほど申しあげました民間賃貸住宅建設促進事業補助金を創設して、町も一定程度支援を行いながら民間の方に優良な賃貸住宅の建設を進めていただいて、勤労者とそちらの方に回っていただくようなことも政策的に協力していただいております。これからもそれぞれの住宅の用途に応じ、町民の要望に応えられるよう対応を図っていききたいと思いますし、もちろん先ほどの状態でまあニーズにあった住宅がないということであれば、新たな住宅政策も考えていかなければならないと思っています。

次に空き家登録制度なんですけども、登録状況は先ほどホームページを見たら4軒ぐらいしか今載ってないねというお話でしたが、まあ今までの経過を言います。本町では平成25年に目視による、担当官による空き家調査を行って133軒の当時空き家が確認されました。そのうち登録情報と有効活用を図るため、27年に空き家情報登録制度を開始、現在に至っております。この間空き家の利活用を促すために、空き家の改修や解体、取得、ごみ処理等の費用について助成制度の充実を随時図っ

てきたところでもあります。

空き家等登録情報制度の登録及び利活用の状況ですが、実際に運用が始まった２８年度から現在まで、登録軒数と抹消状況であります。置戸地区では３４軒の登録、抹消は２５軒、賃貸が６軒、解体が３軒で、現在登録はありません。勝山地区では登録が１６軒ありましたが、抹消は売却が３軒、賃貸が５軒、解体が６軒で、登録は現在２軒。秋田地区では登録が２軒、抹消解体が１軒で、現在登録は１軒ほどとなっております。境野地区では、登録が５軒ありましたが、抹消売却が３軒、解体が２軒で、現在登録は０となっております。全体では５７軒の登録物件があり、５４軒が利用され、その現在の利用可能な物件は先ほど議員は４軒ちょっと、調査時点と変わっているんですけども、私の方では３軒と押さえております、３軒しかありません。また現在空き家等の希望者も登録をする制度になってます。１３人の方がそういう住宅があれば教えてほしいと、それから法人の方が４軒、合わせて１７軒がその情報があればすぐに見せてお知らせしてほしいという要望もあります。

本年度は置戸町空き家等対策計画策定にあたり、町内における空き家調査を先ほどの平成２５年以来全町的に行いました。空き家として推定される物件は１９５軒ありましたが、そのうち１２６軒が利活用が可能であります。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、今のニーズに合ってる状態かどうかというところまでの分析はまだできておりませんが、やはり衛生環境であったり、劣化状況であったり、やはり今の都市から来られたり移住をする方にとっては、どういうふうに映るかわからない部分もありますので、まださらに分析を進めていきたいと思いますが、引き続き所有者に対してこの１９５軒のうち１２６軒はまだ使えそうだということですので、空き家登録制度への参画を促していきたいというふうに思っております。

以前も申し上げましたが、固定資産税の納付書の発布の際に空き家登録制度ありますよ、使っていない住宅、それをどこまで浸透してるかっていうことはありますが、大体は空き家ということなのでその所有者であったり、管理者は町外の方が多んだというふうに思ってますので、やはりあんまりそんなに頓着がないところもありますので、まあの今回の空き家調査の結果も踏まえてですね、その住宅の方々に周知をして、こういう利活用もありますということを諮っていきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 ５番。

○５番 柏原議員〔一般質問席〕 ただいま町長から答弁がありました。まずは公営住宅、まあ町営住宅という公営住宅等整備基準っていうのを、まあ先日総務課からちょっと資料をいただきました。そこには基準として台所、水洗トイレ、洗面設備及び浴室、それからテレビ受信設備、まあもちろんこれは配線だけとは聞いてます。アンテナはもちろん別、それからテレビ自体も別、それから電話の配線が最低基準というのかな、ただ先ほどエアコンの話もしましたように、壁に穴開けてエアコンを付けるとか、ストーブも煙突式じゃなくてＦＦ式だと、まあ壁に穴を開けるといふ、そういう状況もありますので、できれば賃貸住宅に今どき民間のアパートであればそういう暖房設備とか、そういうことももう標準装備されてるような状況もありますので、町営住宅でもボイラー、ストーブ、エアコン、照明などの備品っていうかな、そういうことは必要かと思います。

先ほどの答弁では、地域の業者さんからリースなりレンタルという形でもということでもありますけども、やっぱり一般アパートやなんかとのやっぱり整合性というのかな、近いことが重要かと思

ます。ボイラー等、仮にですよ、5年、10年で引っ越す方が設備をまた移設してっていうことを考えると、経費的なこともあると思われますし、それから先ほどのほかの方の質問のなかにもあったようにSDGs、それからゼロカーボンのことも考えますと、それぞれを1回1回、都度持ち運びをするっていうことよりも、長く設置したらやっぱりそういうものは長く使える状態で移設だとかっていうことを省けるような、そういう政策っていうか、利用者に対して規制緩和を少しでもしていただきたいなと思います。

それから私はこの質問をなぜ質問したかったかっていうと、先ほど最初にも言いましたように、今年協力隊今8名いると、そしてまあ入れ替わってでも今年の6年度にはあと2名追加して呼び込みたいと。それから、あとはオケクラフトの養成塾生も予定よりも若干多い希望者がいると、そうしたときに卒業するクラフトの方もそうですけども、卒業する協力隊の方も、そのあとの住宅対応が先月ですかね、議員とそのそれぞれの団体との意見交換のときにも住宅事情がはっきりわからないんですよっていうことも言われました。まああの住宅関係を担当している所管もなかなか忙しくて大変なんでしょうけども、あのそこら辺の結局呼び込むのはいいけども、そのあと卒業する、まあおおよそは3年なら3年、地域おこし協力隊であれば、卒業時期をある程度読めるなかで、その対応がなかなかうまくいってないのかな。そういうちょっと疑念もあったので、あのこういう質問にもなりました。

それからですね、空き家住宅についても、まあちょっとネットを調べると、固定資産税の関係もあるんでしょうけども、0円物件って、そういうネットで表示されることもあるんです。それは不動産業者なんでしょうけども、結局まあそのまま黙って建てておけば固定資産税がかかる、だけどただでそれを提供してくださいって、その業者が次のお客さんを見つけてあれします。今、先ほど町長もおっしゃいましたように、なんて言うんですか、空き物件というか、空き家が増えてきて、それが受給者と供給者のバランスがまだうまくいってないよっていう部分では、そういう他業種の方たちもまあ良い物件であればすぐ動くんでしょうけども、なかなかそういう状況でそういう自治体以外でそういう動きがある、もちろん置戸のなかではそれが対処できる物件とか、ものがあるのかどうかは分からないんですけども、ただやはり、この先自然減で人口とか、置戸の住民は減っていくのはもう目に見えていますけども、そのせつかく置戸に移り住んで、あの3年間でもそうやって入ってきている人たちのためにも、やはり町営住宅を含めて、町有住宅も含めてそういう対応を、時間を置かずにきちっとした対応をしていただきたいのと、それから先ほど言ったように、備品についてももう少し基本的なことばかりを言わずに、その自治体の長としてはここまで対応しますよっていうことの発言をいただきたいなと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 まあ、あの空き家、先ほど今回の調査でも126軒ぐらいは住める住宅が見つかったってことなんですけども、そのなかにはまた社会的な要件で貸さない、貸せない、まあなかに仏壇があるわとか、まあいろんなこともあって、実際に登録できる方っていうのはやはり今の現状のなかでも少ないように、このなかでも絞られるんだろうなと思います。

しかしながら、やはりこういう住宅があるってことを言っていかなければ見る人は分からないので、まあ先ほど0円物件みたいなこともありましたが、そんなことをすればまだ移住する人はいるんじゃないかと、勝山地区については案外成立がして都市部の方から来る方が何人かおられたので、やはり

工夫しながらですね、この空き家登録制度っていうのはやっていかなきゃならないなと思います。

それから協力隊等の話し合いのなかで、私たち3年経ったら追い出されるんだみたいな思いが強くて不安だったんだっていうことが感じ取れたんだけど、十分コミュニケーション取れてるのっていうお話だったと思いますが、先日あの正式に残りたい、今年中にあの卒業を迎える方で、まああのほかの家が見つからないなか、町の方としても出てけなんていうことを言うわけが、思っではいけませんでした。あの改めてですね、正式に担当課の方から次の家が見つかる間、当分住んでいただいていいですよという決定をさせていただいて、本人にも通知をしていると思います。

それと一般的に町営住宅に入るとき50万円で済まないんだと、ボイラーを付けて、ストーブを付けて、カーテンを付けて、電球、照明を付けてということで高くなって、町営住宅に入るのがすごい。住宅料は安いけど、一時的にすごいお金がかかるんだっていうことは言われていますので、まあ今後あの先ほど基準にこだわらず、何か良い方法ないかということで考えるべきではないかということをおっしゃられましたんで、町有住宅との取り扱いの差もあります。どうすればいいのか、それが町が丸抱えで負担するのか、利用料に転嫁をしてもらっていくのか考えながらですね、少しでも利便性の高くなる町営住宅と、それと一方では先ほど言ったように用途廃止をして、新たなステージでその住宅を開放していくということも考えていかなければならないかなと思っております。

再質問のなかではその3点だったかなというふうに思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 できるだけ前向きな方向で、利用者のためにも前向きに検討していただきたいなと思います。それから先ほどの町長の答弁のなかに用途変更をして移住定住型っていうか、あの短期利用者、移住体験したいなとかっていう、そういう話がちょこっとあったとは思いますが。

たまたまですけども、昨年ゆうゆうの方に3か月、そのトレーラーハウス予約したい。で、予約して3か月ですけどまあありがとうございますって言ってたら、1か月ぐらいして、ちょっと長期でここに泊まるのはちょっと経済的に大変だからと言って、なんか置戸の市街地の方に空き家を見つけて移られたっていう、そういう経緯もあります。ただ、そのお客さんについては基本的にパークゴルフ三昧をしたいと。で、置戸に1か所拠点というか、生活拠点を持って、まあ置戸のパークゴルフ場も含め、ほかの近隣のそこら辺を周遊してたというのかな、そういうお客さんもいるということで、まあ置戸の生活を体験したいっていうばかりじゃなくて、そういう長期利用者っていう、そういうニーズも若干やっぱり出てはきているんですよね。で、そういう部分では先ほど用途変更も視野に入れてるということでしたので、そこら辺をどこまでを考えておられるかお願いいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 体験住宅は一つの例でありまして、産業会議の方では若い人たちが働くところで住宅があてがわれた住宅が寒かったとか、遠かったとか、いろんなことがあって、まああのそういう方は勤労者でありますので、所得も結構高額になって町営住宅の基準に合致しないということでお断りされてるっていうようなこともあったので、そちらの方はまず何とかしていかなければならないなと思います。

ただ、あの先ほど言われた、私もそういう人とお会いしましたけども、勝山温泉ゆうゆうでは長期で借りていただけると売り上げ向上でよかったんですけども、もっと新たに安いところが見つかったの

でそちらの方に行くってことだったと思います。あのトレーラーハウスもそういうようなワーケーションも含めてですね、あそこで中長期に仕事をしながら、この置戸の自然を満喫しながら良さを知ってもらうということであれば、定住や移住に限らずですね、交流人口っていうのも大事な置戸町を活性化する要素だと思ってますんで、まあその一つのなかに、ほかの町でも多くやってます体験住宅っていうのが町営住宅をリニューアルして、すぐ物も、少し身の回りのことだけ持ってくれば来ていただいて料金をいただいてですね、やるような住宅の例もあるというふうに事例ありますので、そんなことも考えられるのかなということで私一案として具体性があるわけではありませんが、用途廃止をできる住宅というのは勝山地区がまだ改修もせず、もうすぐ耐用年数を過ぎるような住宅で、たまたま2つとも空いているというような住宅もありますので、そんなことも念頭に置きながら、ネットクになるのは長屋方式で片っぽが住んで片っぽが長期に空いているということになると、なかなかこっちだけを用途変更ってことにはならないので難しい部分があるなっていうのは現実論としてあるのもご承知おきいただきたいと思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 今、町長の答弁で勝山に2軒長屋の2つ空いてるよ、築年数がもうそろそろ満期を迎えるということなんでしょうけども、逆に言うと、そういうところというのは片や住居、片や工房というかね、そういうクラフトやる方が合う合わんはもちろんあるんでしょうけども、そういう用途変更というのかな、そういう利活用の方法もあのいろいろ考えられると思うので、そこは今後十分協議していただきながら、くしくも勝山の今空いてる町営住宅は多分水洗化にはなってるはずなんで、勝山に今空き家が数軒あるのも水洗化にはなってるはずなので、まあ勝山に来られたときにも先進地だという町長のあいさつも勝山でも聞きましたし、空いてるところがあってそういうあの水洗化にもなってる住居には居住するにはそういう若干利点ということでもないんでしょうけども、そこらはもうぜひPRしていただいて、まあ利活用していただきたいなと。

最後にちょっとあの質問から外れるかもしれないんですけども、町営住宅の利用促進という部分、一般住宅もそうですけども、私の知ってるちょっとほかの自治体では地域おこし協力隊が仮に置戸なら置戸に来てなぜ残りたいか、残ってもらうのにはこういう空き家をあっせんしますよと、そこは協力隊を卒業された方がNPO法人かなんかを作って、そこに行政がまあそういう住宅対策を含めた定住のためのそういうNPO法人を立ち上げてるっていう、そういう事例も聞いております。ですから今回まあ何名がその正式に残るかは分からないんですけども、その住宅、やはり置戸に来て3年で卒業で、先ほど町長も言われましたように、もう出ていかなきゃならない、そういう状況ではなくて、やはり3年後卒業するときの受け皿はちゃんとありますよということを前もって準備をしていただいて、受け入れを促進していただきたいなと思います。私の質問は以上で終わります。ありがとうございます。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 議員さんはじめ多くの方々が私のところに、あの地域協力隊3年を卒業するっていうことを皆さん分かり始めて、そのあとのことをどうするんだってお尋ねになられます。あの意味、本当にその地域協力隊の活動もあったんでしょうけども、地域の優しさっていうか、どうにかしてやりたいっていう思いが伝わってきて、それは町がお膳立てをするだけではなくて、これから生

きていくなかでは地域の人と一緒にうまくやっていくことが大事で、先ほどの空き家住宅の関係も役場に寄せられてる数なんてわずか3軒なんです。だけど協力隊の事務所に行ったらあそこの家空いてるぞって教えてくれる人がいて、そして役場では知らない、あの家は娘の旦那が管理してて権限があるんだから、そこと交渉すればなんとかなるかも知らんぞっていうところが、その地域の皆さんから情報を寄せられて、まあ動いていくんだろうと思います。

役場の3軒の情報、これから少し増えるかもしれませんが、その情報よりも圧倒的な情報量で優良なものがあるもんですから、この傾向っていうのは地域協力隊の頑張りもあったんだと思いますが、3年迎えても残りたいという思いの協力隊員についてはもちろんサポートが必要でしょうし、住宅のことは先の課題になりますが、すべてあの役場の方でお膳立てしてしまえば地域の住民の皆さんがお世っかいをするところが無くなってしまいます。お世っかいをして地域の住民の皆さんと仲良くなったり、そして持ちつ持たれつと言いは失礼かもしれませんが、助け合ったり、地域で活躍する協力隊員として定住がなされるのかなというふうに思ってます。

あの町が知らんぷりをするつもりではありませんが、まちの人とこれだけ多くの皆さんから私のところにそのような声を寄せられることは本当にある意味、地域協力隊員よく頑張ったし、そして地域の皆さんの温かさだと改めて感じさせる事業で、やってよかったなというふうに思っております。

まだまだ不十分なことはありますが、皆さんのまちの人たちの力を借りてなんとかその本人の夢の実現、そして地域の困ったことの解決、そんなことは両立が図られることが地域協力隊だと私は思っておりますので、そのことにつきましては議員と同じように思いは持っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 考え方一致していると思います。ただ、地域住民、それから協力隊員にあまり心配かけないでください。これで終わります。

○岩藤議長 これで一般質問を終わります。

◎散会の議決

○岩藤議長 これで、本日の日程はすべて終了となりますが、ここで傍聴席の皆様一言お礼を申し上げます。本日9時半より長時間にわたり熱心に傍聴していただき誠にありがとうございました。今日の様子をまちのなかで町民の皆さんにぜひ伝えていただきたいと、そんなふうに思うところでございます。また、議会の様子はYouTubeにて録画配信されておりますので、そちらの方も視聴していただければ幸いかと存じます。

本日は本当にありがとうございました。

◎散会宣言

○岩藤議長 それでは、本日はこれで散会といたします。

散会 14時35分

令和6年第3回置戸町議会定例会（第7号）

令和6年3月18日（月曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第26号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第27号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第28号 令和6年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第29号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第30号 令和6年度置戸町簡易水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第26号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第27号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第28号 令和6年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第29号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計予算

○出席議員（8名）

- | | | | | | |
|----|------|----|----|------|----|
| 1番 | 嘉藤均 | 議員 | 2番 | 前田篤 | 議員 |
| 3番 | 石井伸二 | 議員 | 4番 | 石村吉博 | 議員 |
| 5番 | 柏原勝 | 議員 | 6番 | 山田耕平 | 議員 |
| 7番 | 阿部光久 | 議員 | 8番 | 岩藤孝一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	菅原嘉仁	企画財政課長	坂森誠二

総務課長 鈴木 伸哉
 町民生活課長 田中 耕太
 施設整備課長 名和 祐一
 企画財政課長補佐 高橋 秀典

総務課参与 鈴木 義徳
 産業振興課長 五十嵐 勝昭
 地域福祉センター所長 石森 実知
 総務課総務係長 鈴木 良知

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
 社会教育課長 須貝 智 晴
 図 書 館 長 遠 藤 薫

学校教育課長 大 戸 基 史
 森林工芸館長 小 野 寺 孝 弘

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 五十嵐 勝 昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 鈴木 伸 哉（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 今 西 美 紀 子
 臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 加 藤 洋 聖

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって5番 柏原勝議員及び6番 山田耕平議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日の説明員は、前日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算から

◎日程第 8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算まで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算から日程第8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とし、質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算〉

○岩藤議長 まず議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

別冊の予算書を用意願います。

第1条 歳入歳出予算は、別冊事項別明細書。35ページ、36ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

37ページ、38ページ。

2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

39ページ、40ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

41ページ、42ページ。

2番 前田議員。

○2番 前田議員 旅費についてちょっと伺いたいというふうに思います。去年の夏から随分そのインバウンドが戻ってきたと言いますか、例えば札幌市内のホテルの料金が高止まりをしている状態が続いているなっているというふうに感じております。それで今月16日、JR北海道ダイヤ改正に伴って、なんか特急料金の割引規格もなくなったという話を聞きました。現状の、例えば札幌などへの出張の旅費規定の今の現状の金額なんですが、その見直しという考え方どう思われているのか、ちょっと伺いたくて質問しました。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 ご質問いただきました旅費基準の見直しの関係でございますが、議員おっしゃるとおりコロナも明けまして、またさらに最近は物価高もございましてですね、ホテルの宿泊料も高騰している状況であって、なおかつ現在の旅費基準と乖離してきているということは把握しております。で、またですね、ニュース等で見ますと公共交通機関の運賃等も値上げが検討されているという報道もございますが、見直しは必要であると考えております。あの令和6年度中においてなんですけども、近隣の自治体も同様のことを検討されてるかどうか含めて、加味しながらですね、見直しに向けた作業を進めたいと考えます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

43ページ、44ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

45ページ、46ページ。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 この10節需用費の修繕料でカメラ修理ということだったんですけども、まあ最近のデジタルカメラ、そこまでその修理することがないように思うんです。主に、これ何を修理するために計上してるのか教えてください。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、こちらはですね、広報取材用のカメラの修繕料として計上しております。主にスイッチ等の不具合ですとか、シャッター調整などを想定しておりますが、実際はこの、まあ見

ていただくなかで、故障になりますとカメラは多分かなり高額になるということもございますので、まずその不具合等があった場合にまず見ていただいて、それでその必要性に応じてですね、金額をさらに追加補正させていただくような、今までは流れになってきております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 はい、修繕料についてはわかりました。もう1件、13節の使用料及び賃借料ですね。こちらの自治体情報提供サービス使用料、地デジ広報に主に使われていると思うんですけども、こちらの方、昨年度も所管事務調査で確認したと思うんですけども、こちら1年間やってみて費用対効果等どれくらいあったのかというのを教えていただけますか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 地デジ広報としてですね、地上デジタル放送のデータ放送を利用しまして、地域住民の皆様へ情報伝達を行うという目的で導入しております。

こちらなんですけども、あの基本的な利用方法としてはテレビをチャンネル選んでいただきまして、データサービス、dボタンを押して見ていただくという形で読んでいただくんですけども、こちら情報ツールという形ですね、使用しているために、閲覧実績等が把握できないということもございますが、あの今議員おっしゃいました費用対効果という部分につきましては測りかねる部分もございますが、ただあの私どももこれを導入するときなんですけども、例えばインターネットをお持ちでない、スマートフォンをお持ちでない方に関してですね、このテレビはほとんどの全世帯に普及されているということもあって、そのテレビを媒体とした情報提供したいということで導入したものでございます。あの引き続きなんですけども、このデータ放送についてですね、必要に応じて新しい情報を町の皆様にお知らせをしたいと思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 こちら、費用対効果、今データを送信するだけなので見た数は分からないということなので、もしあれであれば、どこかのタイミングですね、例えば町民に対して認知度のアンケートを取るよとか、それでもう1回町民に対して周知するように、徹底するようにお願いしたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 負担金補助及び交付金ということで、18節負担金補助及び交付金、札幌おけと会の話がございましたけども、最近どうも参加者が少ないとか、参加、まあ向こうの方も少ないけど、こちらから行く方も少ないようなお話を聞くんですけども、過去には各地区のあの自治会から3名ぐらいずつということで募って札幌へ向かったこともありますけども、その辺の考え方と言いますか、お知らせください。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 ご質問をいただきました、あの札幌おけと会の参加人数の件につきましてですけども、まああの実は札幌おけと会、コロナ禍もございまして、総会等長らく開催されていないということでございまして、従来置戸町からの出席者につきましては、札幌おけと会事務局から招待があった方となっております。ご意見を頂戴しましたので、札幌おけと会の事務局と今後の会の持ち方な

ど考え方等についてですね、ご相談をさせていただきまして、札幌おけと会の方から招待者数を増やしたいとの意向があればですね、検討させていただきたいと思います。

まあ、従来なんですから、参考までなんですが、ここ近年ですね、開催されたときには案内があったのは町長、議長、商工会長、ＪＡきたみらいおけとからの代表、観光協会の会長、自治連合会の会長、置戸タイムス社長、勝山温泉ゆうゆ理事長、あと事務局の企画財政課長と地域情報係長等が案内されておりました。

○岩藤議長 １番。

○１番 嘉藤議員 過去には招待ということだと思いますけども、先ほど言ったような各自治会の、地区自治会の三役が３名ぐらいずつとか、それも置戸町の地元の福祉バスに乗って伺ったことも過去にありました。そういうことで、いろいろ今後の検討していただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 今、議員おっしゃったときはですね、多分周年事業のお祝いで、確か記憶にありますと、豊年種まき踊りとか、皆さん向こうに行つて余興とか盛大にお祝いをされたということがございました。先ほど来、同じ話になりますけども、札幌おけと会の向こうの事務局とですね、本当にご相談させていただいて今後の会の持ち方等について、あの検討させていただきまして、またあの要請等がございましたらですね、あのこちらの方から参加の方法も含めてですね、検討してまいりたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

４７ページ、４８ページ。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

４９ページ、５０ページ。

４番 石村議員。

○４番 石村議員 １２節委託料のところの質問です。自動給茶器保守点検委託料３万２，０００円ありますが、こちらの自動給茶器なんですが、３階に１台あるものはもう壊れて使っていないという話はちょっと伺いました。そして２階に１台ある分の修理ということなんですけど、この使用頻度というか、それほど重要なものなのかちょっとお伺いしたいです。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 主に２階来客対応ということで、昔あの１階から３階までそれぞれ自動給茶器を設置しておりましたが、経年劣化での更新部品がないということで、１階と３階の部分については廃止をし、２階のところについては町長、副町長のところにあの来客がかなり来ますので、その分に対応してます。それで部品がないので１階、３階の給茶器の壊れた部品を部品取りするということで現在残しておりますが、主に今来客対応で２階の給茶器は総務の職員が使用している状況でございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 石村議員 去年の予算書を見ても3万2,000円計上されていて、毎年3万2,000円かかるくらいだったらポットのようなものを買って、急須でお茶を入れた方がなんかいいような気もするんですが、それほどそのお茶を入れるのにも時間かからないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 なかなかあの来客、まあ予定されてる来客であれば対応も可能なんですけども、いつでもという方が見えられないかわからないので、すぐお茶を出すということも必要ですし、なかなかあの業務で職員あのかの業務で手を取られてる場合もありますので、なるべく迅速にまあお茶の給茶をしてですね、すぐあの今やってる業務に戻っていただくということで、当分の間は続けたいというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑ありませんか。

7番 阿部議員。

○7番 阿部議員 12節の委託料というところですね、花壇の整備委託料ということで3万7,000円出てますけど、これはどこを誰に委託したらこういうことになるんですか、教えてください。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 毎年花いっぱい運動に合わせましてですね、あの庁舎の前にですね、プランターを設置しまして、朝の職員が交代で水やり等の管理をしておりますが、町内であの安住で花を作ってもらってる農家さんにですね、設置から撤去まであのお願いしてるということでの委託料でございます。

○岩藤議長 5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 先ほど石村議員が質問した給茶器ですけども、3階のところに置いてあるのを私もちょっと確認しました、壊れた状態で。あれば通常一般の人が覗き込むことはないと思うんですけども、まあ使わないっていうか、壊れてるんであれば撤去した方がいいのかなとちょっと思いましたんで、ご意見です。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 先ほどもちょっとふれましたけども、2階の給茶器が古くてですね、交換部品がない状態です。それでまあ撤去してしまってもいいんですが、2階の給茶器が使えなくなると困るので、部品取りということで1階と3階のやつを現状置かせてもらってるという状況でございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次へ進みます。

51ページ、52ページ。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 町有施設の維持管理に要する経費の10節需用費のなかの修繕料ですね、こちら昨年度ぽっぽのベンチシートの修繕で539万円ということで計上されておりましたが、今回一般修繕ってことで300万円計上されております。こちら具体的に主に何を修繕するのか教えていただけますか、お願いします。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 主な町有施設の修繕料、職員の住宅ですとか、教員住宅ですとか、あと住民センター等々の修繕代になりますけれども、まあ職員住宅あの教員住宅の襖ですとか畳、それからまあ屋根の塗装ですとか、よく多いのがあのシャワー混合栓ですね。そういうのの取り替え修繕ですとか、そういった小破修繕がほとんどでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 石村議員。

○4番 石村議員 12節委託料、ハンドドライヤー設置委託料20万7,000円の件について質問です。こちら川向住民センターに設置という話をお伺いしましたが、どんな物を何台分購入予定なのか、詳細教えてください。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 ハンドドライヤーの設置につきましては、男女のトイレにそれぞれ1つずつ、1台ずつ、役場に置いてあるようなタイプの物を設置する予定でございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 石村議員 役場に置いてあるタイプのもの2台となると、工事費等も含めて20万7,000円だと思いますが、やや高いような気もするんですけども、こちらはきちんとあの見積もり等は取っておられるのでしょうか。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 はい、あの町内の電気屋さんからお見積もりをいただきまして、このぐらいで付くよということで見積もりいただきましたので、今回予算計上させていただきました。

○岩藤議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

53ページ、54ページ。

質疑はありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 一般車両の管理に要する経費のところの10節需用費、消耗品費のなかの19万6,000円のところで、アルコールチェッカーも含むというお話があったかと思うんですけども、今までそういうチェッカーを用意していなかったのかどうか、まずお聞かせください。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 アルコールチェッカーについてはすでに導入しております。ただ、アルコールチェッカーですね、使用頻度現在設置している物は約1,000回ということになっておりますので、それでその更新に合わせて必要な部分について購入するというようなことを考えております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 アルコールチェッカー、まああの使用頻度があるということですけど、これはどこまでチェックしてるのか、公用車を使うときにこういうチェッカーを使ってるのか、一般的に出勤者に対して使ってるのか、そこら辺はどうなってるのでしょうか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 アルコールチェックですけれども、公用車の鍵を貸し出すときに名簿等設置しておりますので、その記載のときにですね、アルコールチェックを合わせてやっていただいているという状況でございます。

○岩藤議長 ５番。

○５番 柏原議員 その確認は本人がやるんじゃないくて、誰か担当者っていうか、が随時確認をしているんでしょうか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 はい、アルコールチェック、各施設に設置しておりますので、その施設長が行うということとなっております。まあ不在のときはですね、別の者が確認するというような仕組みとなっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

２番 前田議員。

○２番 前田議員 車両の管理に要する経費のなかで１７節備品購入費、この項目で聞いていいのかどうなのかちょっとあれなんです、町で管理する車のなかで高速道路を乗るような何台かの車にＥＴＣの機械の設置の考え方ということで、ちょっと伺いたいと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 私の方でお答えします。あのＥＴＣというのは、これはキャッシュカードの利用になるかと思います。実はキャッシュレスが進むなかで、現在の本町の財務規則で申し上げますと、キャッシュカードを利用した支出を想定、規定しておらずですね、使用できない状況になります。で、地方公共団体が物品の購入や役務の提供を受けるためにクレジットカードを提示して、その支払い方法をクレジットカードによることにすることは地方自治法及びその他関係法令の規定に抵触はしませんが、総務省からの通達によれば、運用するとなると本町における規則や運用方針等で詳細に整備をする必要があります。公金の扱いとしましては、必ず支出負担行為という前提でですね、あの手続きをとるということになりますので、今の現状では前もって前途金として公金を受け取って支出するという方法でしかないんですけれども、まあ今後におきまして近隣自治体の動向も見ながらなんですけれども、導入についてのあの是非について検討を進めたいと思います。

○岩藤議長 ２番。

○２番 前田議員 前向きな検討をぜひしていただきたいと思います。高速道路もずいぶん整備されてきて、インターチェンジのなかには現金で乗り降りできないというインターチェンジもこのごろ増えてきています。そんなこと言えば、出張で使われる車両のなかで、ここで降りたいのだけでも降りられないっていうこともこれから考えられる状況になってきておりますので、ぜひ前向きに検討してください。

○岩藤議長 ５番 柏原議員。

○５番 柏原議員 同じページの一番下であります１７節備品購入費、一般備品ということで、この前の説明ではドライブレコーダー２台分ということだったと思います。今、公用車自体ドライブレコーダーは全車に搭載しているのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 はい、ドライブレコーダーにつきましては、一般車両につきましてはほぼ設置しているという状況でございます。で、この今年度予算計上しております2台分で、ほぼすべて設置が完了するというところでございます。まあ、建設車両等につきましてはですね、作業状況でかなり振動等が起きるということもございますので、そちらについてはですね、設置を現在は考えていないという状況でございますけれども、通常の一般車両につきましては、ほぼ今年度で設置が完了するというところでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

55ページ、56ページ。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 移住・定住促進事業に要する経費というところで、18節負担金補助及び交付金で置戸町森と住まいの支援補助金等とありますけれども、昨年の実績と言いますか、今年の分については予算で説明ありましたけど、昨年の実績が分かれば教えていただきたいと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、森と住まいの支援補助金の実績でよろしいでしょうか。令和5年度なんですけども、4件の申請がございまして、合計で加算分も含めると550万円を補助しております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 当初、今年は400万円という数字でありますけども、まあこれは利用というか、町民の付託があれば応えていくというような形で補正を組んでいくということではよろしいですか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、実は令和5年度、当初予算で4件分を見込み、予算計上させていただいておりました。しかしながら、年度当初すぐに4件の予約が入りまして、それであの今後の支出に支障を来すということで追加をいただいたところでございました。しかしながら、結果として4件で留まりですね、550万円という実績になってはあるんですけども、もちろんこの制度についてですね、ご利用したいということのご希望があればですね、その都度都度予算の残額を見ながら必要に応じて追加の補正をお願いしながらですね、対応してまいりたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

57ページ、58ページ。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 一番上の18節負担金補助及び交付金のところで、ハイヤー料金の助成事業の関係が出ておりますけども、まあ巡回バスの条例も廃止して、いよいよこれでいくってことでありま

すけども、まあ今までやっぱり少なからずとも巡回バスを利用してた方もいます。そういう方たちにもちゃんと理解を得ながら次の事業へ進んでいていただきたいということが一つと、もう少しあのハイヤーさんの関係で言えば、いろいろな条件と言いますか、まだまだいろいろな情報を共有しながら整備を進めていかない部分がまだあるというふうに感じておりますけど、その辺はいかがでしょうか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、平成30年から地域巡回バスという形で運行してまいりました。で、あの地域巡回バスを定期的に利用されてる方もおられます。しかしながら、議案第24号でもご説明させていただきましたが、これまで利用拡大に向けたあの巡回コースの拡大やダイヤの見直しや増便、それでPRまあ含めて行ってまいりましたが、市街線、各地区線とも、年間平均利用者は減少の一途をたどっている状況であります。さらに運行業務の委託料は、運行当初から令和5年度は約2倍の費用がかかっているという状況でもあります。

まあ例えば、現在の状況下で地域巡回バスを継続運行する場合であっても、収支状況を考えますと、やはり1回数百円程度のバス利用料の徴収を考えざるを得なくなるだろうとも判断しました。であれば、非常に残念ではございますけれども、本年3月末をもって運行を終了し、移動したい時間に自宅前までお迎えに、といった多くのご要望に応えるべく、ハイヤー利用料金助成事業として新たに展開してまいりたいと考えたところであります。確かに1回500円というご負担をいただくことは大変心苦しく思っております。しかしながら利便性は格段に向上すると思います。ご理解をいただきたいと考えております。

なお、あの社会福祉協議会におきましてお聞きしますと、ハイヤー利用料金に関する支援策を引き続き検討していただけるとお話を聞いております。互いの制度を有効に活用していただくことで負担軽減が図られるものと思っております。なお、あのハイヤー事業者様とは何回かお話をさせていただきまして、初めての事業でもございますので、いろいろと出てくるのかなと思っておりますけれども、今現在他町で実施されている状況なんかを参考にさせていただきながら、あの細かい打ち合わせというかですね、あのこういった場合はこうしてくださいというような申し入れは、今現在もしておりますけれども、この制度都度都度、やはりいろんな問題が出てくると思います。その都度ですね、あの修正をしていきたいと考えております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 まあ、今課長がおっしゃったように、いろんな不具合というか、改善すべき点が出てくるとは思いますので、その辺十分にこう町民のためと言いますか、そういうことを考えながらやっていただきたいというふうにお願いをします。

○岩藤議長 5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 18節のことですけども、まずバス利用運賃補助事業補助金について、昨年本当に北見バスのフリーパスチケットが、まあ勝山でも販売されることになって本当にありがとうございました。そのときにまあ課長にもお伝えはしたんですけども、一番町民にとってあのバス利用があのしやすいっていうのは、町民である身分証明書を提示して、その都度バスを利用できる、その方法が一番あの町民のためにもなるのかなと思ったところ、まああの課長からの話では、まあ北見バスさんも北見を出発して訓子府、置戸へと、それからまた陸別へも行くと、ただ運転手さんが戸惑うこともあ

るだろうという話もいただきました。そこはある程度理解はしますけども、今後市民の本当に使いやすい、利用しやすいことを考えますと、やはり身分証明書を提示して利用できる、そういう方法が望ましいと考えておりますけども、いかがでしょうか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 北見バス会社が運行しているものでございますので、あのバスの会社の規定、そのほかがございますので、なかなかこうあの置戸町単独ですね、これをやり方をお願いしますということがなかなかこううまくいかないというのも実情でございますけれども、ただ議員おっしゃるようにですね、町の皆さんが利用しやすい方策というのはその都度考えていかなきゃならないと思っております。あの北見バスさんともですね、継続して、まあいろんな乗車しやすい方法ですとか、それからあの制度についてですね、情報交換と言いますか、協議も進めてみたいなと思っております。

○岩藤議長 5 番。

○5 番 柏原議員 フリーパスチケットについては、できるだけ市民の希望に沿った形でお願いしたいと思います。それからもう1点、ハイヤー利用、今嘉藤議員からの質問もありましたけども、置戸では初めてやる行為ということで、もうここまで来ると国で言ってるライドシェア、もうそういうところまで踏み込む時期に来てるのかなと。ただ、今回まあ4月1日からハイヤー助成が始まりますけども、もうその先を見据えた協議も進めていくべきと私は考えております。いかがでしょうか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、今国の方においてですね、まあそういったライドシェアという新しい考え方が提示されているというのも承知しております。まあしかしながら、あの今般のこの事業でございますけれども、まああの置戸町内にはハイヤー事業者様がいらっしゃいますので、その事業者様とまずはタッグを組んでというところでございます。それから、まだライドシェア、まだまだ浸透がちょっとされてないのかなと考え方の、ございますので、もちろん公共交通担当としてはですね、そのような情報収集も含め、必要に応じてですね、あの新しい制度を考えるときに参考にしてみたいと思います。

○岩藤議長 5 番。

○5 番 柏原議員 次の地域おこし協力隊に要する経費について伺います。6年度の予算が5,690万円。前年度が5,300万円なので1,100万円以上の減額がされて、まあ承認されてるんですけども、なぜここで減額が1,100万円あったあとに増額になっているのか、まずここをお知らせください。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 令和5年度の補正予算においての減額でございましたが、こちらについては当初2人、年度当初から隊員を迎え入れて10人で隊員活動ということで考えてたんですけども、残念ながらあの新規隊員の募集に至らず、その分を相当する、要は2人分ですね、隊員に係る経費を減額をしたというところでございます。

で、あの令和6年度に際してもですね、想定としては最大10名という隊員が活動する必要経費を見込んでおりますけども、あの説明でもいたしました、令和6年度からいよいよ隊員が3年目を迎えて卒業をします。で、また卒業する時期もですね、まあその都度都度その月々で違うものです

から、その辺のですね、予算の組み方もございますけれども、概ね減額した理由としては予定していた隊員の採用に至らなかった部分の減額、そして今回の増額って言いますか、今回当初予算の提示については、まあ10名を目指して、その隊員が活動する必要経費と見込んでおりました。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 人員確保はままならなかったということですが、まあ今年度もこの予算でいくのであれば、やはり昨日も一般質問でちょっとさせていただきましたけども、住宅の確保というか、卒業する人たちのことも考えて受け入れを進めていただきたいと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、住宅の確保につきましてはですね、昨日もご質問いただきました。で、あの隊員の方もですね、いろいろやりたいことがあるようです。それであの例えば町有住宅に住みまわすという部分にいきますと、なかなかこうあのまあ自分で好きなことができなくなったりとかするので、隊員も空き家ですとか、そういったいろんな物件を探したりするので、そういった支援ももちろん当然行っております、まあ現在も。あの今後なんですけれども、いわゆる昨日もご質問いただきましたけども、町有住宅等を隊員に振り向けるようにですね、あの確保してまいりたいと考えております。また、それからあの今隊員に卒業後のお話を聞き取り丁寧にしてますけれども、それに応じますね、できるだけの支援は間違いなく行いたいと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

59ページ、60ページ。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 12節委託料ですが、地域おこし協力隊募集等業務委託料597万円、去年より若干下がったかなと思ってますけども、この委託をするときに募集要項というかな、どういう募集の範囲っていうかをやられているのか、どういうお願いの仕方をしてるのかお聞かせください。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、まず私どものなかでですね、どのような活動をしてもらう隊員がいいだろうかという、大体の大まかなアウトラインを決めてですね、それに基づいて募集要項を町で作成してですね、この隊員を募集したいということで委託業者に対してお示しをして、それで募集業務全般を担っていただくというような形で進んでおります。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 置戸は今協力隊がああ地域で一生懸命頑張ってくれてるのはもう重々わかっております。ただ、募集の範囲のことですが、北見では農業法人に2人、去年かな。北見市は何人募集したかわからないんですけども、その2人が農業法人に勤めて仕事をしております。で、またその農業法人は過去に1人協力隊という形で受け入れて、今はそこで協力隊からもう外れてその法人の専務をやられております。で、置戸の今後農業人口というのかな、減っていく部分ではあのそういう受け入れの方法もあるのかなと、やはりそういう希望が町内でもあるかどうかというアンケート調査というのかな、そういうことも必要なのかなと思うとともに、東川だったようにも思うんですけども、

福祉関係の募集をかけて、それを協力隊で受け入れて、福祉の勉強をしながらその地域の業務に当たってもらうということもなんかちょっと私の間違いかもしれないですけども、そういう受け入れの仕方もあるというふうにはちょっと聞いたような気がするんですよ。

置戸もあとはクラフト養成塾に応募されて来てる方もおります。そういう人たちも、その協力隊という形での受け入れが可能なかどうか、そこら辺はどういう判断をしておりますか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、あの基本的になんですけども、まあ今例えばという形で出ましたが、そのクラフトの研修生という部分に関しますと、今オケクラフトセンターの方で募集を専門のですね、しておりますので、まあちょっとなじまないのかなと思っております。

それから福祉関係の話ですが、東川町という話が出ましたけれども、こちらについてはですね、ちょっと制度が違いまして、地域おこし協力隊では迎え入れることはできないというふうに聞いております。あと、まあその隊員のですね、法人への委託型っていうのは実はございます。それであの何件かですね、実は今までもあのお願いできませんかという話はしたことがございます。しかし、なかなかですね、あのいわゆる事業としては法人様がすべてそれを受け入れてお支度をされるという手間が実は生じますので、なかなかそのまあ難しいというのがあるんですけども、あのその今後ですね、今後あの地域のその各事業者様ですね、あの協力隊のその受け入れができるよというようなニーズがございましたら、積極的にそういった部分については働きかけをしてですね、マッチングと言いますか、していきたいなとは考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 18節負担金補助及び交付金のなかの、地域おこし協力隊起業・事業継承支援補助金についてなんですけど、先日の予算説明のなかで、本年度の定住希望に対して5名分という話がありましたけど、この5名分というのはなぜ5名分なのか。卒業する地域おこし協力隊員7名と聞いているんですけど、なぜ5名分なのか説明をお願いします。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、起業・事業継承補助金につきましては、これ平成30年度から特別交付税の交付対象になっておりましてですね、令和5年度からは隊員任期の2年目から補助金が受け取れるよう改正がされたところでございます。本町は本年度の卒業生は7名の隊員が卒業いたしますけども、先ほども申し上げましたが、あの現在今後の進路についての聞き取り調査しておりますけれども、現時点において町内で起業を検討されてる隊員が4名おりまして、予備分1名を合わせて5名分を計上しているところでございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 はい、わかりました。町内に4名と予備分で1名ということですね。あともう1件なんですけれども、こちらの補助金というのは、このあとにある未来の起業補助金とか、あと起業応援金、こういうのと併用というのは可能なのかということを教えてください。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 起業・事業継承補助金の要項等につきましては、もう議決をいただきましたら成

案を整えてまいりたいとは考えているところでございますけれども、この起業応援金の趣旨を鑑みてですね、特に協力隊の定住化を促進させるためにもですね、この併用可能とした作り込みをしたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番 前田議員。

○2番 前田議員 その下ですね、地域振興に要する経費のなかで62万円報償費、銀河線跡地市街地区のコーディネーターの方の謝礼金等ということですが、去年の予算を見てみると同じような形で70万円のがありました。それで、まああの継続されてやられてることなのかもしれませんが、方向性としてどんな形が今見えているのかっていうのは分かったら教えてください。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、銀河線が廃線となってですね、もう幾久しく経っているという状況でございますが、いわゆる皆様ご承知のとおりですけども、市街の一等地ですね、鉄路がまだ残っており、その活用についてですね、まあ具体的な案というかの検討も進んでない状況でございました。

まずあの地域、あの線路があるですね、あの沿線にお住まいの方々がどのような思いで場所を見ているかっていうことを含めてですね、まずその堅苦しい話ではなくて、皆さんどんなふうにお考えになってるでしょうかっていうことをお聞きしたいなと思ってですね、座談会という形でですね、やってみました。2回ほどやってみて思ったことなんですけども、やはり皆さんいろんな思いがあります。自然をそのままにしてほしいとか、やはりあそこを撤去して何か建てた方がいいとかいう方もいらっしゃいました。そういったまずはそこのお住まいの方々を中心とした、いわゆるアイディアなんかを募りつつなんですけども、6年度の展開として考えたいのは、そのいわゆる集まりをちょっとずつ増やして行って、いろんな方々といろんな意見交換と言いますか、アイディアを出し合うとかいうか、そのような作業ができればと思っております。ただ、この今までですね、やはりここは難しいです、あのいろんな利用の方法とかですね、単純にやはり町の方でこうしますということではなくて、やっぱりこれからまちづくりの景観をどうしていくかってことにも絡みますので、いわゆる時間をかけてっていうか、町の皆様とあの意見交換を積み上げていながらイメージを組み立てていきたいなっていうふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 ただいまのところですけども、過去には青写真を作って大々的にやるようなお話で進んだ経過もありました。それはあの中断してしまったんですけども、ちゃんとそこら辺は町としてどうということするかっていうのは、ただ地域住民に聞いただけではいけないんじゃないかと思っておりますけど、その辺の考え方、いかがですか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、町の方では全く皆さんどうぞお考えくださいとスタンスではないです。

ただ、今までまあ議員おっしゃいましたけれども、過去にはこういった形でどうでしょうかって叩き台を作ったこともございました。まあしかしながら、あのその後議論が進んでいないということもございまして。ですので、まずあのまず1回フラットにしたいと。フラットにして町の皆様とどんなこと

を思っていच्छるかっていうことの、まずは今聞き取りというわけじゃないんですけど、アイデアのお考えをちょっと聞いたりとかすることで、どんどんどんいわれるそう言ったお話のなかから町の方の考えも付け加えていく、そして、いわゆる皆さんでこんなのでしょうかっていうところがあれば良いかなというところでございますので、町の方で何もノープランで皆様に作ってくださいというスタンスではありません。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 ただいまの部分については、これからちょっと注視していきたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

61ページ、62ページ。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 ふるさと納税に要する経費でありますけれども、経費ということよりも置戸町に昨年度ふるさと納税で入ってきた金額と本当は置戸町に入ってくる町税が、ふるさと納税としてほかへ出ていったとこの差っていうのは分かれば教えていただきたいんですけど。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 令和5年度の現在までの実績でございますけれども、2月末まででございますが、ポータルサイトをご利用での寄付が523件、金額が1,205万3,000円。で、直接いただきました寄付が10件、53万8,000円。合わせまして533件で1,259万1,000円をいただいております。なおですね、本町からその他町に対してふるさと納税を行った額というのは把握ができないのでちょっと解りかねます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 石村議員。

○4番 石村議員 ふるさと納税に要する経費のところでもう一度質問があります。こちらで計上している予算が992万7,000円で、この年度で回収できる金額が、おそらく2,000万円という話を聞いたんですけども、今の話を聞くと今年度ので、今のところ1,259万1,000円。約1,000万円をかけて2,000万円回収できる根拠というか、そこを教えてください。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 あくまでもふるさと納税でございますけれども、2,000万円のふるさと納税をいただくという前提でその半分、いわゆる返礼品は寄付額の3割以下と定められており、また送料及び事務経費は2割以下がルールでございますので、おおむねですね、2,000万円のご寄付をいただく前提として、半額以下の992万7,000円という計上しております。もちろんですね、あの今年度今申し上げましたが、トータルで1,259万1,000円、今現段階です、2月末ですが、こちらのですね、もちろんこの実績に応じてこちらのふるさと納税に要する経費ももちろん、その半額以下という形になりますので、そういう仕組みになっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

63ページ、64ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

65ページ、66ページ。

4番 石村議員。

○4番 石村議員 66ページ、負担金補助及び交付金、18節の置戸町交通安全協会補助金の40万2,000円の件で質問します。こちらの経費、ヘルメット代ということでご説明いただきましたが、こちらの配布対象が4年生から6年生と中学生という話だったんですけども、この4年生からというふうになった根拠を、自転車に乗るその距離が長いからというふうになんてお伺いしましたが、もう一度そのあたりちょっと説明していただきたいんですが。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 交通安全協会の事務局の会長、事務局長ともお話ししたんですけども、あの拡大に当たってですね、まあ小学校高学年はおそらく自転車に乗って友達といろんなところに回るということが多分たくさん想定されるだろうということで、今回は新4年生に次年度以降配布をしようということで決めましたが、1年生から3年生はどうしたらいいんだということもあの議論いたしました。それで小学校に確認しましたらですね、学校にも貸し出し用のヘルメットがあるということで、先生の判断で必要とあれば、あのそちらの方で対応できるということになりましたので、とりあえずあの今年からは4年生以上ということで対応しようということで決めました。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

67ページ、68ページ。

質疑はありませんか。

3番 石井議員。

○3番 石井議員 18節負担金補助及び交付金、たびたび予算のなかで議題となるわけですが、北海道自治体情報システム協議会負担金、昨年度より3,800万円のアップですか。説明のなかでも全国共通化に伴うということなんですが、一体何がこうやって全国共通化していくのか。資料の方では8,168万9,000円のうち、機器保守等で7,244万9,641円というふうになっているんですが、機器自体を全国共通化するのか、システム自体の共通化を図るのか、ちょっとその辺詳しくお知らせ願いたいと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、今般国の方で進めております地方公共団体情報システムの標準化、共通化の対応ということで予算のお願いをしているところでございますが、こちらなんですけども、何をしてるかというのは今現在いろんな各自治体において各システムが使われております。例えば、皆様がお使いの住民票ですとか、戸籍ですとか、各自治体によってですね、様式が違います。ということは

開発コストも違ってくるといことがございます。

そこで国は全国の自治体と同じ様式を使うことにしようということにしたので、今何が行われるかと言いますと、実は令和7年までにすべての自治体において、国が示す様式を使うようにシステム改修なさいというふうに言われてます。実はその経費でございまして、国が示していてこの標準化の対象事務とされている事務は17業務。それに戸籍、戸籍の附票、それから印鑑登録の3業務が加わった20業務をその該当としますとされてます。本町では使用していないシステムが4業務あるため、16業務が該当してその改修を今進めております。

内容といたしましては児童手当、こども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿も変わります。固定資産税、個人住民税、軽自動車税、戸籍、健康管理、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、これらシステムがすべて対象となるということでございます。

これらですね、多岐にわたってですね、今までのシステムを直している状況でございますので、金額の方はかかってまいりますけども、あのまあ以前報告させていただきましたけども、まあ協議会に入っているんで、全部の加盟自治体で割合に応じてですね、負担しているということでございますので、他のシステムの導入よりかはあの安価で進んでいるのではないかと考えております。

○岩藤議長 3番。

○3番 石井議員 それじゃあ、ある程度全国共通化される、まあ令和7年を目標にということなんです、全国共通化、そして標準化された折には、これからこういったようなシステムの負担金等はかなり減るという考えでよろしいのでしょうか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、あのもちろんですね、この事業が完了した際には、これらかかる開発費は下がってくるものと思います。なおですね、これはあの国が進めている政策でございますので、国の方から補助金もいただいております。ですので、今後ですね、今後こういった内容についてのシステム改修は終わるだろうと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 私はあのさっぱりそういう意味がわかってないんですけども、これはシステムが全国統一されたときに、まあ否応なしにじゃないですけど、マイナンバーカード、あれを個人番号というかな、そういうくくりで、今デジタル化ということも話が国の方ではやってるようです。そことはなんか関連性があるのでしょうか、私じゃちょっと分からないんで、そこら辺関連があるんであればちょっと教えてください。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 直接マイナンバーカード等のことで紐付けでは別でございまして、あくまでもこのいわゆるシステム共通化っていうのは、いわゆる先ほども申しますように一番わかりやすいのは様式ですね、ですから今までが横書きだったものが縦書きになるとか、そういったことも起きますので、多分ですね、あの町の方からすると日ごろお使いの戸籍ですとか、そういったものの様式が若干変わるとか、多分そういったあのなんて言うんでしょうか、そういう影響としてはですね、その方が大き

いと思います。マイナンバーカードもですね、国の方であの進めておりますけども、マイナンバーカードお持ちであればこの手続きが簡素化されるとか、そういったメリットはどんどんこれから出てくると思いますので、それとは、ちょっとこのシステム共通化とは違うというんですか、ちょっと趣旨が違うと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

69ページ、70ページ。

2項徴税費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

71ページ、72ページ。

3項戸籍住民登録費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

73ページ、74ページ。

4項選挙費。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 一番上の12節委託料のところで、勝山郵便局の窓口の関係の説明がございます。

予算ありましたけども、昨年の勝山郵便局におけるいろいろ発行証明とか発行した部分の実績等分かればお知らせいただきたいと思います。

○岩藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 勝山郵便局役場窓口事務委託料に関するご質問ですが、昨年の令和5年7月から勝山郵便局に特定事務委託を行っております。で、住民票や印鑑証明書の登録を発行してもらっております。で、7月からのですね、えっと実績の利用者がですね、7月の利用者が4人で、件数としては6件、8月が1人、件数としては2件、9月が1件で件数が1件でございまして、10月が1人で2件、11月、12月、1月の利用の実績はありませんでした。2月は6人で7件、昨年からですね、今年の2月までのご利用の人数は13人で計18件となっております。

で、委託料につきましてはですね、利用がない月でも管理費等の固定費がかかりますので、それが1月1万3,200円かかります。で、住民票などの発行に関して一件300円が手数料として加算されます。で、住民票などを一件加算した月ではですね、消費税等も含めて1万3,596円の委託料となります。令和5年7月から令和6年2月までのですね、委託料は初回のみに発生する導入費2万円を含め、現在13万4,728円となっております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 今利用実績をお伺いしました。件数が多いのか少ないのかっていうのはちょっと別にしてでもですね、勝山地区の皆さんが少しでもこう楽にと言いますか、利用していただける状況を作ったってことは大変良かったのかと思いますし、これからも利用していただけるように皆さんに周知していただければありがたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

75ページ、76ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

77ページ、78ページ。

5項統計調査費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

79ページ、80ページ。

6項監査委員費。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

81ページ、82ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

83ページ、84ページ。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 18節負担金補助及び交付金のなかでの置戸町社会福祉協議会社会福祉事業補助金ですが、前年度が2,854万3,000円で、今年度は121万円の減です。まあその内容がパソコンの更新終了ということで予算で説明しておりますけども、あとそのほかにこれ補助金の内容として主な内容ってのは何でしょうか。教えてください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 この置戸町社会福祉協議会の補助金につきましては、社会福祉協議会のまあ役員報酬、それから事務等の職員の給与等人件費も含まれてございます。それから、あのまあ社会福祉協議会のなかの事業の部分で2分の1を見てる部分もございますので、そういった事業費の部分も補助対象としているところでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番 嘉藤議員。

○1 番 嘉藤議員 その上と言いますか、上段の方で社会福祉事務に要する経費ということで12節委託料、福祉バス運行業務委託料とありますけども、その昨年の利用状況あるいは利用条件が前と少し変わったようなお話もありましたけども、利用勝手がいいのか悪いのか、利用する人たちが限られるというお話もありますけど、その辺の状況いかがですか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 まず昨年の福祉バスの運行状況でございますが、コロナが明けまして各団体が利用を開始いたしましたので、約70回程度の運行をしております。ただ、そのなかで短時間の部分もございますので、日数につきましてはだいたい63日程度の運行というふうになってございますが、やはり前年、前々年よりはだいぶ運行回数が増えてるという状況でございます。

それであの、まあどういう人たちが使えるかということだと思んですが、運行のですね、あの使用目的と、それから使用制限ということがございます。

あの福祉バスの使用目的については、会議、視察、それから研修会、研究会、講演会、講習会、そして訓練及び各種大会、それから災害等による被災者の救出及び防護、復旧等の緊急を要する場合、それからその他の特に町長が認める場合というふうでございます。

それから使用者の規定でございますが、町、それから町の議会、そして地方自治法の第180条の5に規定する執行機関及び町長の諮問機関、それから町内の公共的団体等で別紙に定めるものとなっていて、これがあのいろいろとありますが、例えば地域福祉センターが所管しております部分につきましては社会福祉協議会ですとかボランティア団体、そして母子寡婦だとか認定こども園、そして食生活改善推進員協議会ですとか、障がい者の活動拠点の方々、そして小地域ネットワークなどが入っております。まあその他にも社会教育の部分では女性団体連絡協議会ですとか、スポーツ少年団、それから文化連盟等々、老人クラブも入っておりますが、そういった団体は使えるという状況になってございます。

○岩藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員 なかなかその町長が認める部分っていうのが分かりにくいかなと思いますし、利用する人たちもどういうのを想定したらいいのかわからない部分もありますから、その辺もう少し利用していただけるようにですね、あの分かりやすく町民の皆さんに周知できるようなこととしていただきたいというふうをお願いをして、それからせっかくなんでね、もっともっとうちで利用してですね、福祉バスを有効に使っていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 福祉バスでございますので、まあ町の福祉に寄与する形で運行させていただきたいと思います。まあただあの個人でのあの利用ですとか、またあのまあ遊興に使うだとか、そういった部分はやはり制限をせざるを得ませんので、やはり何かの町に対していろいろとまあ寄与できるような形の運行をしていきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

午前１０時５５分より再開します。

休憩	１０時４２分
再開	１０時５５分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第２５号 令和６年度置戸町一般会計予算〉

○岩藤議長 議案第２５号 令和６年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

歳出。８５ページ、８６ページから。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

８７ページ、８８ページ。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

８９ページ、９０ページ。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

９１ページ、９２ページ。

６番 山田議員。

○６番 山田議員 こちら１３節の使用料及び賃借料ですけれども、これは照明機器賃借料ＬＥＤ交換ということで、まあＬＥＤの交換なんですけど、今後役場等のほかのこう施設、役場等とか、そういうところのＬＥＤ交換という目的とか、やるようなことありますか、役場施設等もＬＥＤに変えるような予定があるのかどうか教えてください。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 実は福祉センターのＬＥＤ化をするときに、まあ業者さんから役場もどうですかという話もありました。費用も圧縮されるということで、５年間レンタルをせんきゃならんということでお話を聞きましたけども、あのなかなか役場の庁舎の改築ですとか、そういうものもこれから議論していかなければならないので、投資したことによってその後５年後、ちょっと先のことわかんないですけども、改修したことが無駄になってしまうとちょっともったいないなっていう気持ちもありますので、少しちょっと様子を見ていきたいというふうに思って、調査の方は保留をしております。また、あの令和７年度から９年度にかけてこの蛍光灯がですね、あの製造を廃止していくという流れになってます。私の所管している川向住民センターと拓殖住民センターは、拓殖住民センターはＬＥＤ化してます。川向住民センターは一部講堂等は済んでおりますけども、まああのいろんな一般のほか

の公共施設もですね、まあ蛍光灯がなくなっていくということでありますので、まあいつかの時点ではいろんなことを手を打っていかなきゃならないと思いますけれども、いかんせん大規模の改修になってきますので、予算をどう付けていくかってことは、まあいろいろ町長、副町長とも協議して進めていきたいというふうに思ってます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

９３ページ、９４ページ。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

９５ページ、９６ページ。

２番 前田議員。

○２番 前田議員 １８節負担金補助及び交付金のなかの手話奉仕員養成研修事業負担金で２万７，０００円の金額なんですが、どのようなことをされるのか教えてください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 これにつきましては北見市の方で、あの市民講座として５月から７月の間に大体昼１５回、それから夜１５回が行われているなかの講座に参加をしたときに、これは北見市民対象なんですけど、置戸町民と、それから訓子府町民も合わせて参加が可能ということが北見市の方から打診をされまして、それであの置戸町が町民が参加したときの費用の負担金ということで、今回計上させていただいてるという状況でございます。

このなかには市民講座のなかでろうあ者の福祉協会に委託をしております、まあそのなかであの手話奉仕員が少ないものですから、それを養成するということで、いろいろとそのなかで手話の勉強をしていくという状況でございます。予算計上的にはこれまでの実績を含めまして１名分の負担金を計上しておりますが、もしまあ町民の方で増えるということがあれば、そのときは補正対応させていただきたいというふうに思ってるところでございます。

○岩藤議長 ２番。

○２番 前田議員 １名分というふうに今ご説明ありました。その前には昼１５回、夜間１５回って回数も教えていただきました。えっと１人の方が何回参加するのを想定しての２万７，０００円という金額になりますか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 昼１５回、それから夜１５回のなかで、１５回がこの講座の日程になっておりますので、それをすべてまあ１５日、１５回ですね、参加をしたという仮定で負担金を支払っていく形になります。

○岩藤議長 ２番。

○２番 前田議員 １５回ということで分かりました。なかなかあの身につけるのも大変なボランティアのことだと思います。有効に使って役立てていただけるような研修になればいいと思います。あり

がとうございます。

○岩藤議長 ほかに質疑ありませんか。

7番 阿部議員。

○7番 阿部議員 18節のですね、次のページの最上段になるわけですが、地域生活支援拠点の事業費負担金ということで355万円出されているわけですが、これの中身ちょっと教えていただけますか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 説明もいたしましたが、あの障がい者の地域生活支援拠点としまして、北見市を中心に置戸、訓子府、美幌、津別の1市4町で構成をいたしまして、研修会やフォーラム開催等を行う障害者就労支援事業。それから発達障がい専門に診る非常勤医師の確保に係る発達障害児支援体制強化事業。そして、あの作業療法士を確保し、発達に課題を抱える子どもの状況を把握しまして、保護者や保育所の職員に対して助言などを行う発達支援事業。この3事業プラス基幹相談支援センターが立ち上がっておりますので、その基幹相談支援センターの運営経費も合わせての予算計上となっております。

○岩藤議長 7番。

○7番 阿部議員 と言いますと、これは毎年こういった金額が置戸の負担金ということで出されてるんですね。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 事業総額を1市4町で負担をしておるものですから、そのなかで均等割2割、それから障害者数割5割、そしてあの支給決定者数割3割として算出をされておりますので、毎年こういった経費は出てくるというふうに思っております。

○岩藤議長 97ページへ進んでおりますが、97ページ、98ページ。2項児童福祉費。

質疑ありませんか。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 子ども医療費助成事業に要する経費のなかの19節扶助費の医療費ですが、こちら昨年度より400万円増えておりますけど、この増えた要因について教えていただけますか。

○岩藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 はい、この扶助費の医療費につきましては18歳までの医療費の全額助成の補助となっております。令和5年度分の医療費は3月分がまだ確定しておりませんが、1月と2月の平均で計算いたしますと、年間で対象の未就学児が90名おりまして、年額で507万円、小学生から18歳までが195名対象者がいまして、年額で668万円、合計として金額といたしまして1,175万円の年額の支出の予定となっております。コロナの5類やインフルエンザの流行などで増えたと予想されております。で、令和6年度の予算につきましては1,200万円の計上しております。なお、令和5年度の予算は昨年11月の補正予算で増額の補正をしております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

９９ページ、１００ページ。

質疑はありませんか。

６番 山田議員。

○６番 山田議員 こちら障害児給付に要する経費のなかの１９節扶助費なんです、昨年度は医療費の方が１０万円、そして障害児給付費の方が８９７万円だったんですが、今回この医療費が増えて障害児給付費が減った要因というものを教えてください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 この障害児給付に要する経費の医療費なんです、これあの生まれたばかりの０歳児のお子さんがですね、心臓に疾患を持っております、その心臓疾患のですね、手術費用という形が給付として出てまいります。これにつきましてはご家族の方から相談がございまして支給決定をしたところでございますので、これから医療費が出てまいりますので４月以降の支払いになってまいります、この心臓疾患の手術費用につきましては高額でございます。それがその市町村負担として、まあ入院も含めまして費用がかさんでいきますので、その部分が増えたという要因でございます。

それからあの障害児給付が減ったという部分でございますが、いろいろと検査等を行いまして、まあ療育に必要な方々のまあ人数を把握をしていくところなんです、去年までは６名というふうに把握をしてたんですが、今年度につきましては５名ということで、５名の方々ににつきましてはそれぞれ保護者の方々に通った方がいいというふうに推薦をしております。その部分の対象経費が減ったということでございますし、それからあの放課後児童デイサービス、こちらの利用者につきましても今回あの更新をしないというご家族もございました。そういったなかで人数が減っておりますので、おのずとあの利用日数も減ってまいります。そうした関係上、給付の方は減額ということで今回計上させていただきます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

１０１ページ、１０２ページ。

４番 石村議員。

○４番 石村議員 １０２ページ一番上の１２節委託料、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料の２８０万円。これに関して委託先や内容、中身などもう少し詳しく説明していただきたいです。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 皆様の方にもお配りをしていると思うんですが、第２期の置戸町子ども・子育て支援事業計画、こちらの方がですね、令和２年度から令和６年度の計画期間となっております。ちょうど来年度におきましてはその更新年というふうになってまいりますので、その内容につきましてこれから検討してまいります、そのなかでも今回委託料を出させていただいたのは、アンケート調査をですね、就学前、それから就学時の世帯の方に実施をさせていただきます。で、その部分をまあ委託をさせていただきまして、そのなかでその中身の分析等もその会社をお願いをしようというふうに思っております。どういうところという形になりますと、まあそういう計画の作成

の支援、そういう業務を行っている会社がございますので、そこをまあ中心としまして選定をしたい
なというふうに思っているところでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

103ページ、104ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

3番 石井議員。

○3番 石井議員 19節扶助費、出産・子育ての応援給付金ということで、お母さんになる方に5万
円、お子さんに5万円。まあ1人5万円ということなんですけども、双子だったら、三つ子だったら、
その人数分お支払いするのかどうか。それだけお聞かせ願いたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 生まれたお子様に今5万円という部分が1人当たりでございますので、
双子になれば10万円というふうになってまいります。出産応援の方はですね、あくまでもその検診
だとか、そういった部分の支援の部分ですので、そこは1件とカウントしまして5万円になりますが、
生まれた人数で若干増えていくという状況になると思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

105ページ、106ページ。

ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

107ページ、108ページ。

3番 石井議員。

○3番 石井議員 18節負担金のところで在宅当番医制運営事業負担金、まあ新規なわけじゃないん
ですが、もう少し内容について詳しくお知らせ願いたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 これにつきましては、あの北見市と訓子府町と置戸町の1市2町で負担
をしている部分なんですけど、今北見市の方で救命・救急って形ですけども、救急センターですか、
夜間救急センターとして今建設中だというふうに、まあいろいろと報道でされてると思います。で、
これまでですね、まあそういった部分のまあ患者さんにつきましては各嘱託医、まあ輪番制でござい
ますが、その医療機関それぞれの方にまあ行っていただいて、あのまあ治療をしていただくというこ
とでございましたが、今後あの夜間のそういったセンターができるようになりますと、そのセンターで一
極集中で診るという状況になると思います。こういったなかで、これまであの各病院の方ではそれぞ
れ医療費として取ってたんですが、センター方式になりますと医師を確保しなければならないことに

なりますので、その医師の確保した部分の報償費、そういった部分が今回増額になった要因というふうになっております。基本的には大体50回程度のまゝ部分で負担をしていくと思いますが、まゝ詳細につきましてはまだまだ分かりませんので、もし増えるとしたらそのときはまた補正をお願いをする形になりますが、そういった形で集中センターという形になりますので、その費用の分担という形になります。

○岩藤議長 3番。

○3番 石井議員 まゝ、置戸の場合は基本的に日曜であろうと土曜であろうと祝日であろうと、待機の先生がいれば置戸日赤で対応してもらおうという状況があるんですが、まゝ休日夜間における救急患者の医療確保という観点から言うと、正直言うと場所もわからないですし、連絡先も分からないってような状況がずっとあったと思うんですが、まゝその辺についての、なんて言いますか、広報というか、お知らせというのを十分に果たしていただきたいなというふうに思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 今後、集中センターって形で一極集中しますので、その場所、それから連絡先等については北見市、訓子府町とともに周知をかけていきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

109ページ、110ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

111ページ、112ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

113ページ、114ページ。

2項清掃費。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 一番上段の17節備品購入費のところで、カラス対策ということでレーザーの機械を買うようなお話がありましたけども、昨年の移動町長室のときに、今持ってるものを貸し出すとか、そのようなお話もあったかと思いますが、実際にどのような利用をされたのか。そしてまた今回導入するものについては、どういう利用するのかお聞かせください。

○岩藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 令和5年度分なんですけども、購入の予算がなく、購入の費用がなかったのでレンタルで、あの実際どのぐらい効くのかということでちょっと仮で借りておりました。で、あの直接ですね、あの効果があるのかと聞きに来た方は2名ほどいらっしゃったと思いますけども、まゝお貸

しますよっていう話をしたんですけども、実際借りた人は実際いなかったです。令和6年度はですね、台付きなものも購入する予定ですので、まああの貸し出して牛舎とかにですね、1回実験されたい方にはお貸しするという形をとりたいと思います。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 元々その市街地のカラス対策ということで、いろいろ町民から要望もあってスタートしたことかと思いますが、今結構その農村地帯、酪農家の方では餌をいたずらされるとか、直接乳牛に影響があるようなことも相当あるというふうに聞いてますんで、町民の要望と言いますか、貸し出しも含めてですけども、もう少し具体的にこうカラスを駆除ではなくて、これは予防という形でありますけども、その辺のところを十分にやっていただきたいというふうに思いますけど、その1台で足りるのかも別にしてもですね、もう少し見極めていっていただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○岩藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 そうですね、なかなかカラス対策は昔から大変というか、ずっと言われてきたものです。なかなか今現在として駆除するというのはなかなか厳しいですし、実際には追い払う等の対応になると思います。そうですね、牛舎等もありますけれども、町内の駆除を基本として今回買うやつは買まして、レンタルとかですね、希望があれば貸し出すという形になる、令和6年度はなると思いますけども、それ以上の希望とかですね、あれば今後は購入等ですね、検討していきたいと思います。

○岩藤議長 5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 今の関連ですけれども、今、嘉藤議員からありましたように、農村地帯では特にコーン類、まあデントコーンにしてもそういう被害があるし、スイートコーンにしてもそういう被害があります。やはりきたみらい、地元のきたみらいと協議しながら、あの周知というかな、貸し出し方法こうやってますよという働きかけも必要かと思います。その辺よろしく願いいたします。

○岩藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 はい、関係機関と協議し、連携していきたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑ありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 畜犬対策等に要する経費ということで、12節委託料、蜂駆除の関係でありますけれども、昨年も結構こう温暖化のせいか、高温のせいか蜂が多くていろいろ困った町民が多かったって聞いてますけども、その辺の実績あるいは今後に向けた対策と言いますか、その辺があればお知らせください。

○岩藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 野犬掃討・蜂駆除業務委託についてのご質問ですが、今回の、あの昨年から予算の増額分はすべて蜂駆除回数を増やしたものによるものです。蜂駆除の件数は年間で結構変動がありまして、200件を超えるような年があれば、2桁になったりする年もあります。

近年、議員がおっしゃられるようにですね、最近は近年の夏の暑さのせいか、はっきりしませんけども、令和3年度は132回、令和4年度は167回、令和5年度は225回と、近年では最高の件

数となっております。なかなかですね、まあ蜂の巣を減らすというのは、なかなか対策としたら、ちょっとなかなか考えつかないところがあるんですけども、まあ予算を増やして蜂駆除に対応できるように、今回の予算を当初予算からは増やしております。

○岩藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員 残念ながら過去には蜂で命を亡くした町民もおります。なんとかその町民がもし駆除してくれってというようなお話があったらですね、早急に現場の確認とそういう対応をしていただきたいをお願いをいたします。

○岩藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 はい、あの蜂があれば山奥の中とか、まあ人が通らないところとかでもすべてができるわけで、予算の関係でできるわけじゃないので、現場確認して危険なところは早急に駆除できるように対応したいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

115 ページ、116 ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

117 ページ、118 ページ。

5 款労働費、1 項労働諸費。6 款農林水産業費、1 項農業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

119 ページ、120 ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

121 ページ、122 ページ。

6 番 山田議員。

○6 番 山田議員 勝山ふれあい農園管理に要する経費のなかで、先日も予算説明のなかでちょっとあの勝山活性化センターというものが出てきたんですが、ちょっと私、どこにそれがいいのか、どのようなものか初耳だったので、ちょっと説明お願いしていいですか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 歳入のなかで勝山活性化センターの使用料というお話をさせていただきました。議員からのご質問であります勝山活性化センターというのはですね、旧勝山公民館、現在でいきますとグリーンファームが、事務所が入ってるところです。はい、現在の勝山公民館、旧勝山小学校の隣にあります旧勝山公民館を勝山活性化センターとしまして設置条例を設けております。で、使用料と

しまして定めているところから、そのグリーンファームの使用料としての説明をさせていただいたところですよ。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番 前田議員。

○2番 前田議員 勝山ふれあい農園管理に要する経費で、24区画あるというふうに伺っておりますが、その区画での今年度の利用状況はどんなだったのか教えていただけますか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 令和5年度におきますふれあい農園の利用実績のお話をさせていただきます。6件、8区画の利用になってございました。うち町外利用者が1件という実績になっております。

○岩藤議長 2番。

○2番 前田議員 そのなかでぶどうも栽培されてる区画があると聞きました。それはまた別で何区画あるか、そういうことはいかがですか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 はい、大きく分けますと、ふれあい農園のなかに4つございます。道道側じゃない奥側の方2区画を、この一般開放をしてる2区画でありまして、道道側2区画、これにぶどうを植えているという状況でございます。ですので、ふれあい農園として貸し出しをしてるのは奥の2区画ということでご理解ください。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

123ページ、124ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

125ページ、126ページ。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 負担金補助及び交付金ということで、真ん中にあの有害鳥獣被害の防止対策事業の補助金ということで今回予算組みされていますけど、昨年よりも多分、多分というか増えてますので、その辺の内容をもう一度説明をお願いします。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 すみません。有害鳥獣の補助金の関係です。これはですね、昨年からこの内容に対して補助をしてございますが、鹿による農作物被害を減らすために電気柵の心臓部、いわゆる本機と言われてるやつですね、パワーボックスと言われてるやつの購入経費に対する補助としてこの補助金を計上してございます。実際には農協経由でですね、この辺の本年度の利用者数、これからまあ上がってくるということになっておりますが、かなり利用の方が多いということで伺っておりまして、JAきたみらいさんからも増額の要望が出てきておりました。それに対応する形で今回事業費の方を

多く計上させていただいてございます。ちなみに3分の1ずつの負担でございます。JAきたみらい、町、それから受益者、まあ本人ですね、ということで事業見込みを300万円、その3分の1で100万円ということで計上させていただきました。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 このほかには、あの駆除で今年の予算800頭とか鹿の数についてですけども、どんどん減っていない、増えている状況でありますし、あの鹿の被害もどんどん増えてます。まあいかほどの農家の方が使う、まあ利用、まあまだ分からない部分もありますけども、なるべくその応えていただいてですね、鹿の被害が軽減できるような方向で持っていつていただきたいというふうをお願いをいたします。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 議員おっしゃっております鹿の被害につきましては、まあ我が本町だけではなくてですね、全国的な問題になっているところでございます。私どもの町内におきましてもいろんな地域ですとか、農業者の集まりのなかでもいろんなお話が出ておりまして、現状猟友会の方に頑張っただきながら対策をとってるという現状でございます。これに対してあのこれがいいというなかなか方法がないんですけども、引き続きですね、いろいろ情報収集並びに関係機関と連携を取りながら得策に向けて進めていきたいと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

127ページ、128ページ。

質疑はありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 15節原材料費、苗木、山幸確か200本ということでお伺いしてたと思いますけども、勝山のぶどう栽培してるところは去年どちらかというと密植してるっていうふうには聞いていたんですけども、これは豊住のぶどう園にまあ増植っていうのかな、再植するためのことなのか、それとも勝山からの方の移植も含めての考え方をちょっとお伺いしたいんですけども。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 本年度の予算計上、苗木代18万円につきまして200本購入ということでご説明をさせていただきました。これにつきましてはですね、豊住のぶどう園の方にこの200本はそっくり植える予定でございます。スペースもかなり混み合ってきてはいるんですが、今現在考えているのがちょうど秋田愛の沢線の方にですね、ちょうどそのスペースを設けておりますので、こちらの方に植える予定でございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

129ページ、130ページ。

質疑はありませんか。

1 番 嘉藤議員。

○1 番 嘉藤議員 負担金補助及び交付金ということで、真ん中より下の方に酪農経営収益力向上支援事業補助金ということで130万円付いておりますけども、産み分けというか、雌雄でそのはつきりと雌を増やすようなお話ありましたけども、その辺の内容をもう少し詳しくお知らせください。昨年よりはちょっと方向変わった部分だと思いますけど。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 酪農経営収益力向上支援事業補助金130万円、これについてのご質問でございます。昨日の一般質問のですね、嘉藤議員からの一般質問、町長の答弁のなかでもこちらのお話を少し触れさせていただいたところがございますが、改めて説明をさせていただきます。生乳増産に向けた体制強化を図るために、乳用牛の雌雄選別精液の活用を促進する事業としての補助でございます。これだけ、文言だけ聞くとですね、わからないということかと思いますが、雌牛を産ませるための精液に対する補助です。で、精液を購入します。それに対して補助します。それでまた精液を打ち込むことに対してはまた別ということで、あくまでも精液購入に対する補助ということでご理解ください。

○岩藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員 昨日の一般質問でも申し上げましたけども、昨年というか、令和5年度についても非常に厳しいような環境での生産ということでありましたけども、酪農家も非常に厳しいなかで生産活動を続けていただいております。なんとかそれに応えるようにですね、町の方も予算付けをしていただきたいというふうにお願いします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

131ページ、132ページ。

2項林業費。

1 番 嘉藤議員。

○1 番 嘉藤議員 有害鳥獣駆除に要する経費というところでお伺いをしたいと思いますけども、昨年一般質問で加工場のお話をしましたけれども、その答弁のなかで加工場やるには800頭の利用しないところ採算が合わないというようなお話がございましたけども、今もう卒業を迎えようとしている地域おこし協力隊とか、まあそのほかの方でも、そんな大規模じゃなくて加工をやってみたいというようなお話があったりですね、なんとかそれを仕事にしてというようなお話も聞きますので、800頭の対象の施設じゃないとしてもですね、何かその補助ができるとか、そういう考えがあればお聞かせ、まあ町長の答弁のなかにも側面からは援助できるようなお話もありましたけども、だんだんそういう話が出てくると、まあそういう思いのある人たちとお話をしながらというか、相談に乗っていろいろ対策をしていただければと思いますけど、その辺の考えいかがでしょうか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 以前の答弁のなかでですね、箱物の話はさせていただいたところがございます。現在も考え方としてはその箱物というのはやはり厳しいという判断をしているところがございます。嘉藤議員おっしゃられたように、頭数でいきますと800頭を超える頭数を確保しなきゃならないと

いうこと、それから従業員の数です。これ委託するか直営にするかは別にしましても、常時最低でも4名は必要としてるということになります。それから近隣からの受け入れを想定しますと、やはり2時間圏内以内、2時間圏内ですね、以内での搬入ということで、置戸町だけでは厳しいとしましても2時間圏内は可能ですよと。ただ一方で、隣町であります足寄町がですね、この施設はもう閉鎖をしてございます。やはり採算の問題ですとか、いろんなことで閉鎖をしてるというふうに聞いているところであるもんですから、なかなか置戸町においてのその処理施設というのはやはり厳しいのかなという判断をしてるところでございます。逆に言いますと、近間にですね、そういった施設も他町村にはございますので、例えばそこと何かこう、そこに持ち込むとか、そこで何かできないかっていう方法を少し模索をしていった方がよろしいのではないかなというところで現在は考えてるところです。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 確かにその今ある既存の施設、ほかの町に持っていくっていうのは簡単な話ですし、ちょっとお伺いしたところでは、遠軽町とかほかの地域においてもそのまだまだ個体が足りないから搬送してくれというようなお話があるというようなことも聞きました。ただし、先ほどの1時間半、2時間ということで、製品、加工品の品質が落ちるということもありますんで、何か冷凍して持っていくようなお話があったりとか、いろんなことを聞きますけども、なんとかその、前の一般質問でも言いましたが、町の特産品になるようなことも含めてですね、あの猟友会あるいは関係機関の方たちとお話をしてですね、まあ大規模でなくてもなんとかその後からでもいいから補助ができる形っていうか、相談にまず乗ってあげていただきたいというふうにお願いします。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 遠軽の話は私の方も伺いはしてるところでございます。そのほかにも施設はあるということを理解していることとですね、多分一番ご心配、嘉藤議員がご心配されているのは、地域おこし協力隊の方の部分ということではないかなという想像するところでございますが、本人との面談も副町長の方で進めてるところでございます。そのなかで、やはり一番は本人の気持ち、意思をですね、十分に確認尊重しながら、本当にやりたい思い、それからやれる環境というところで、まあ町が応援できる部分については応援していきたいというふうに思っておりますし、実際にはこれあの資格、いろんな衛生上のですね、資格も必要となってきますし、逆にそれを料理として提供することになりますと、食品を提供する方の資格というのにも必要になってきます。なかなかあのハードの方を整備しましても、実際に本人のソフトの部分でですね、また壁が出てくるというふうに思っておりますので、その辺十分にいろいろお話をしながらこの後進めていければというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

133ページ、134ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、135ページ、136ページ。

2番 前田議員。

○2番 前田議員 林業・林産業振興に要する経費の20節、林業・林産業振興資金貸付金のちょっと中身を教えていただきたい。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 林業・林産業振興資金貸付金の中身でございます。こちらにつきましてははい、ません、町とですね、北見信用金庫さんが業務の契約を結びまして、この貸付金分の金額を信金さんの方に預託をします。信金さんにつきましては、その6倍以内の範囲で事業者さんに融資をする、貸付をするということで、町としましては林業事業体のですね、今回は機械の購入に対しての予定に対する貸付金ということで、この分を計上しているところでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

137ページ、138ページ。

2番 前田議員。

○2番 前田議員 18節負担金補助及び交付金のなかの置戸町植樹祭実行委員会負担金が出てまいります。私も何度もあのお手伝いさせていただいた経緯があるんですけども、あのちょっとあまりにも段取りを十分されて、あのそこまでしなくてもというちょっと奥歯にものが挟まったものの言い方をしておりますけれども、具体的に言いますと植樹祭に来られる方が植えやすいように間隔を測って割り箸に色をつけて立てて、ここに植えてください。大変準備が大変だと思います。で、植え付けが終わったあと、さらにその後をちゃんと植えられるかどうか、また確認されてるという話を聞きました。で、そこまでは果たしてどうなのかなと、私は。その例えばそのなかに何%かの枯れる、活着しなかった苗木があったにしても、それはそれで翌年なんかの形で補植できる形を取られて、ですから町民が植えに来たものをまあできる限りそのまま1年様子を見てみるみたいな考え方はできないのかなと、ちょっとそんなこと思ったもんですから、いかがでしょうか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいま前田議員がおっしゃられた考え方につきましてはありがとうございます。非常に担当がですね、苦勞してるということをご理解いただいたうえでのご発言かというふうに思っております。で、今回植樹祭の実行委員会に対して15万円の計上させていただきました。

予定のお話を少しさせていただきたいというふうに思っておりますが、ここ数年コロナで植樹祭、人が集うということが不可能になりまして、植樹祭をしばらくやってございません。一方で、従来はその昔は国有林の植えやすい場所にですね、中部森林管理署の協力をいただきながらやってきました。その後国有林に適当な土地がないという、林地がないということで、町有林主に鉄道跡地を中心にですね、近年はやってきたところでございます。この町有林の場所につきましても、近年なかなかいい場所がなく、それから一方であまりの大人数が集まって山の上に行こうとしますと、十分なスペースがないですとか、スクールバスで移動しようとしたときにはこう混み合ってますね、コロナ対策が十分にとれないですとか、いろんな周辺環境が変わってきたなかで少し様子を見てきた経過がございます。で、逆に言うと植樹祭ができないのであれば育樹祭、植樹をしたあとの、そのあとのですね、部分で何か皆さんに協力いただけないかというところもずいぶん検討してきたところでございます。

それらをいろいろ踏まえたなかで、じゃあ令和6年度久しぶりにやってみようじゃないかということで、今回今予定地としてあげてるところがですね、中里大橋から中学校の野球場裏あたりぐらいまでに、平成10年か11年ごろだったと思うんですが、桜堤ということで堤防際にですね、右岸の方に桜を植えてきてる経緯がございます。これもあのいろいろネズミに食べられたり、うさぎに食べられたり、枯れたりという状況がありまして、しかしながらやはりあの川の淵にある桜が時期になると、その満開の桜を見るとですね、やはりこう感極まる場所があるんで、あそこにしたらどうかというところで今予定しております。で、あそこで言いますと、実際にはあのまゝ苗木の購入本数もですね、今予定してるのは50本程度というところがございますから、昔は数百本買って1人で20本も30本も植えてたという状況であります。逆に言いますと今回は複数人でまあ少ない本数を植えていただくと。その代わりしっかり作業をしていただくというようなことで考えております。

また今後に向けてですね、引き続き、こう場所がないって話は継続していくかと思っておりますので、今議員がおっしゃられたご意見も参考にさせていただきながら、来年度以降の部分については考えていきたいなというふうに思っておりますが、令和6年度はそんなような予定で考えているところでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

139ページ、140ページ。

7款商工費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

141ページ、142ページ。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 中段、公園管理に要する経費ということで、12節委託料ということで南ヶ丘等の草刈りのお話ございましたけども、昨年秋田で行われたまちづくり移動町長室のときにも、草刈りをする団体というか、だんだんいなくなってきた、もう町内でもどうしたらいいか困ってる状況だというお話もありましたし、秋田地区でも公園の管理やってますけども、なかなか人手がないって今状況になってきていますけども、その辺の考え方というのかな、今後どうやってやっていくのかということをお知らせください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいま議員がおっしゃられたようにですね、町内におきましての、この草刈り業務を取り扱う業者と言いますか、非常に少なくなっているというのは全町共通の悩みでもあるところでございます。で、今回昨年に比べますとかなり増額になっているということで、その辺のご質問が出たのかなというふうに思っているところではあります。私どもの方におきましても、まあこのコロナの影響、それからウクライナ等々ですね、この状況におきまして物価が皆さんご承知のとおり物価が非常に上がってきてる、建築資材が上がってきてる、労務単価が上がってきてる、化学

燃料の部分が上がってきてるということで、総体的にこの委託料が上がるよということは十分ご理解いただけるかなというふうに思っております。で、私どものこう所管する部分を担当して扱っていただいた町内の業者もですね、かなり今自分の会社の従業員の数、それから広範囲にわたる請負う部分のキャパの問題、それからこの経費の問題、いろんな部分が壁になりまして、かなり難しいというお話もいただいているところであります。私どもとしては、できればまあ町内のなかでですね、これを取り扱っていただけないかということで、行政の方としてもかなり苦慮しているところでございますが、現実なかなかなか難しいという点もございます。

それで予算の方としましては一般的な今の金額に対して私ども設計をしまして、逆に言うとなたでも取り扱えるような形のなかで少し予算を積算させていただきました。まあ令和6年度の部分につきましては何とか今いけるかなというふうに思っておりますけども、引き続きこの令和7年度以降どうなるかというふうな部分は分かりませんので、それを主にやっている業者さん、それからそれ以外にも対応可能な、例えば団体さんですとか、そういったところを模索しながら、このあとは進めていかなきゃなんないかなというふうに現在では考えているところでございます。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 まあ本当にそういう団体が少なくなってく、人がいなくなるってことが大変なことだなと思いますし、まあ令和6年度についてはある程度目処がついているけども、それ以降、7年についてはという話もありましたけども、実はこないだ秋田地区もちょっと会合があったときにですね、もう実はロボットを使ったらいいぞというようなお話がありました。

議会の所管事務調査である町村、多分豊頃町だったと思いますけど、尋ねたときも公園の芝生をですねロボットが刈ってくれるんですよ。まあそれには人も付きますけども、そう大人数が付くわけじゃなくて1人いれば十分ということもありますし、今すぐくその性能の良いロボットが増えてるぞというお話聞いてますんで、何か利用できるものがあればですね、今後に活かしていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 はい、貴重なご意見ありがとうございます。私どももいろいろ町内外のところでもですね、そのようなお話持つてる業者さんといろんな情報はいただいているところでございます。条件下で言うと、例えば平地では可能、斜面では難しいとかですね、まあいろんな部分はあるんですが、だんだんあの草刈りの部分に対しましてもロボットが進んできておりますので、今後に向けてはまたその辺の部分も検討しながら一つ考えていきたいと思えます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

143ページ、144ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

145ページ、146ページ。

4番 石村議員。

○4番 石村議員 146ページ番下、内水面漁業管理委託料等とあるんですけども、今年度のワカサギの漁獲量や協力金の集まり状況、その協力金といった場合のそのお客様の反応など、わかるとかあれば教えてください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいまのご質問でございます。本年度のですね、まずあの協力金の収入状況をお話させていただきたいというふうに思います。金額でいきますと48万8,800円になります。これは12月29日からですね、今年は2月19日までの、失礼しました、2月21日までの遊漁期間になってございます。で、本来であれば3月3日まで予定してたところであるんですが、ご承知のとおりこの暖かさとしづれが繰り返しありまして、あそこの湖面を見に行ったときにスケートリンク状態になっておりました。それでまあ安全が確保できないということで、2週間ほど急遽早めて閉鎖をしたという状況になってございますので、もう少し見込めたかなというふうには思っておりますが、結果としてはこの金額になってございます。で、人数なんですけども、大人の1日協力券と言いますか、700円につきましては604人分、それからいわゆるシーズン券にあたります大人5日以上の協力金につきましては22人という結果になってございます。

近年の状況で比較するとどうかというところなんですけども、令和4年度でいけば約45万円です。で、その前令和3、2、1とですね、令和元年はちょっと少なかったんですが、令和3年、令和2年につきましては55万円から60万円の間で推移してるという状況なものですから、それから比較しますと若干少なくなってきてるという状況ではあります。

それから釣果の方なんですけど、実際にどのくらい釣れたかというのは押さえられない数字ではあるんですが、昨年が釣れなかったということで、今シーズンについてはかなり釣果があったというふうに聞いてございます。それから最後にあの協力金に変わったことによる何かトラブル等々という部分かと思いますが、委託をしてるところからは特段あの大きなトラブルはなかったよということ聞いておりますが、1件だけですね、私の耳に入ってきてるのは、お願いをしたけども、ちょっと難しかったということで報告はいただいとるところです。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 関連で、今集金をお願いしているところの企業組合ですか、僕のところに聞こえてるのは、この春で解散という話も聞いてたんですけど、今後この集金とか、ほかの業務を請け負っているところでしょうけれども、そこら辺はどういうことになるのか。まあ今ここでは予算計上になっているんですけども、その対応してくれるところがどうなっているのか、ちょっとお聞かせください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいまお話ありました部分につきましてはまだ正式にというお話は私どもの方には届いておりません。しかしながら、まあ相談は受けているので、この予算の方には計上させていただいたところでございますが、町内の業者さんの方にですね、確認をさせていただきながら進めているという現状であります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

午後 1 時から再開します。

休憩 1 1 時 5 8 分

再開 1 3 時 0 0 分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第 2 5 号 令和 6 年度置戸町一般会計予算〉

○岩藤議長 議案第 2 5 号 令和 6 年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

3. 歳出。1 4 7 ページ、1 4 8 ページ。

8 款土木費、1 項土木管理費。

質疑はありませんか。

1 番 嘉藤議員。

○1 番 嘉藤議員 交流促進センター管理に要する経費ということでお伺いしますけども、1 7 節備品購入費のところで、深井戸ポンプを買う、購入するというお話がありましたけども、昨年ポンプが壊れてしまってその入れ替えというか、取り替え工事で大変苦慮した部分もありますけども、昨年はたまたまほかの地区の施設で、ほかの町というか、の施設で交換があった方がいて、合わせて置戸もやられたということでタイミングが良かったということで聞いておりますけども、壊れるまでやはり待つんじゃないくて、それは 3 年か 5 年か分かりませんけども、定期的に交換して、オーバーホールして使っていくっていう形にしていくのがベストだと思いますし、その方が営業にも影響が出ないのかなというふうに考えますけど、その辺いかがでしょうか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ゆうゆのポンプについてのご質問かというふうに思います。昨年の経過を含めまして議員がおっしゃられたとおりでございます。で、今後の考え方についてなんですけども、現場、一般社団法人勝山温泉ゆうゆの方と情報共有はしているところでございますが、予備ポンプは予備ポンプとして用意をしておきます。お話を聞きますと、大体 5 年に一度ぐらいはオーバーホールをして、それをこう予備ポンプとして置いておくのがベストだというお話も伺っているところもありますので、今後についてはそのような考え方でいきたいというふうに社団の方と町の方では思っているところであります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

1 4 9 ページ、1 5 0 ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

151ページ、152ページ。

2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

153ページ、154ページ。

質疑はありませんか。

2番 前田議員。

○2番 前田議員 14節工事請負費で境野地区の雨水、雨水対策。昨日もちょっと教えていただきましたが、付属の白い表紙の別冊の方の地図を見せていただきまして、あの境野2号線の道道と接するあたりに道路側溝を新たな工事されるというような考えでおられるというふうに思います。で、これの現地の場所よく知っているつもりでおりますが、側溝の水の落ち場所というのはどの辺のところを想定されておりますか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 2号線の道路側溝の関係でございますけれども、現在既設管が入っております450ですね、の管が入っております。450の管とですね、合わせてトラフで360の管が入っております。それについてですね、まあ断面が足りないということでございますので、それを450から600に。で、360から600にトラフの方はですね、ということで拡大するというところでございます。既設管がすでに道道の側溝と繋がっておりますので、落ち口についてはそこを利用して流すというようなことで考えているところでございます。

○岩藤議長 2番。

○2番 前田議員 地図をよく見ますと、その道道の場所から2号線の墓地の方に向かって左側に側溝を掘られるというか、あの住宅が建てられている方というか、こちらの倉庫がある方ではない、住宅がある方側に側溝を掘られるという考え方でよろしいでしょうか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 既設管につきましても住宅側の方に既存の管がございますので、そちらの方の入れ替えを行っていくということで考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

155ページ、156ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

157ページ、158ページ。

3項河川費、4項住宅費。

質疑はありませんか。

2番 前田議員。

○2番 前田議員 橋梁整備事業に要する経費の委託料の中里18号橋でしょうか、中里橋っていくつもあるんですね、ちょっと見てまいりました。それでどれなのかわからないので教えてもらいながらあれしますと、その温根湯に抜けていく号線の橋の1本置戸側の、なんて言うんでしょうか、裏の、なんて言えばいい、冬期間除雪されていない道路のところにある橋と考えてよろしいですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 はい、あそこにあのきのこの生産工場がございます。それに隣接した町道でございまして、議員ご指摘のとおり冬期間除雪していない路線となっております。

○岩藤議長 2番。

○2番 前田議員 まあずっと何年もの流れのなかで、境野1号橋を振り出しに橋梁のずっと工事をやって来られたわけですが、この中里18号橋は冬期間除雪しないで使われて今いせんし、これが雪が解けたあとも果たしてどれだけの利用がある橋なのだろうかと、そんなことを考えたときに、長寿命化をさせることが果たしてどうなのかと、私は考えがあります。例えば道路の通行にその上を走る車のトン数の制限をかけるとか、いくらでも方法はあろうかなと思います。これが普段から使われてる橋であるならばもちろん大切に守って長寿命化すべきだと思います。その辺を、私は考えがあるんですが、いかがですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 橋梁の修繕につきましては損傷状況を考慮して、まああの実施する橋については選定しているところでございます。中里18号橋につきましては5年に1回の頻度で行います橋梁点検におきまして、修繕が必要なランク3に分類されております。橋梁点検におきましては、橋梁の損傷状況によりランク1からランク4までに分類され、ランク3以上が修繕が必要な橋梁となっております。

まず、今回あの選定した理由での要因となりますけれども、国から橋梁点検の1巡目で行った点検、置戸町で言いますと、平成26年度から平成28年度にかけて実施しておりますが、その点検の結果において修繕が必要な橋梁、ランク3以上の橋梁ですが、その修繕の着手率が令和7年度までに73%を超えるようにということが国から指示を出されているところでございます。本町の一巡目点検におきましては、修繕が必要な橋梁が12基となっております、うち修繕に着手した橋梁数が8基となっております。着手率を73%以上とするためには、あと1基の修繕が必要な状況となっております。この修繕が未着手の橋梁のなかで、周辺に住宅ですとか、先ほど言いましたけど、きのこの生産工場ですとか、また近くに置戸墓地はございますので、そういうことを考慮してですね、冬期間の除雪はされておりますけれども中里18号橋に本年度実施するということで決定した経緯がございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

159ページ、160ページ。

9款消防費。

質疑はありませんか。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 建築物耐震促進化に要する経費の12節委託料のなかの、この耐震改修促進計画策定委託料ってことなんですが、こちらの委託料計画を作成するうえで、これは個人の住宅に向けてなのか、それとも町営住宅なのか、もしくは町の施設なのか、この辺を教えてください。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 はい、対象につきましては町内にあります住宅及び建築物すべてが対象となります。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 すべてと申されるの、じゃあ今言ったもちろん3つがすべてが含まれますし、例えば何か町民からこう依頼があったときなのか、それとも何かこの建物に対してというわけではなく、この全部に対してということは、どのような計画なのかというか、ちょっと教えてもらってもいいですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 改めて耐震改修促進計画について説明を一度させていただければというふうに思います。耐震改修促進計画につきましては、近年の大地震の発生や新たな知見などにより、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生じることも懸念されることから、地震による被害の軽減を図り、町民の安全で安心な生活を確保するため、町内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進することを目的としており、地域で想定される地震の規模や被害及び耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、その目標達成のために必要となる住宅、建築物の耐震化の施策及び住宅の減災に取り組むための策定するものとなっております。ですので個別に1軒1軒にどういうふうに耐震化するかということではなくてですね、まあ町全体の耐震化への施策というようなことを定めるものでございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 ということは、例えばあそこの地区にはこれぐらい古い建物があるからあそこは震度6が起きたときにはこういうことが起きるかもしれないのでそこは耐震化、壊しましょうっていう考えとかっていう、その本当の町全体のっていうことでよろしいということで、例えばこれが今度常盤の方の場所であったりだとか、そういうようないろんなその各地区において何か定めるものなのか、それともその、なんて言うんでしょうか、難しいんですけども、なんか全体となると本当にどういった計画なのかっていうのがちょっと私に理解ができないというか、なんかおぼろげ過ぎちゃって。なので、こちらの方はまたあの今とりあえず内容としては理解しましたので、まだ今後この件については、また違うところで確認するかもしれませんが、そのときにはよろしくお願いします。

○岩藤議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

161ページ、162ページ。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 こちら防災対策に要する経費ですが、私昨年一般質問で防災訓練について述べさせていただきました。で、今回この中身でまあ予算を見ると、こちら骨格予算ですが、まあ防災訓練を行うといった予算の計上の方はなされてませんが、来年度防災訓練を行う予定等はあるかどうか教えてください。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 あの能登の地震を見まして、本当に防災の訓練やっとなきゃまずいという認識でいますけれども、あの昨年秋田地区で防災訓練を実施させていただきました。で、6年度ですね、川向地区と勝山地区から、あのまあ防災訓練を行いたいってことで、今ご相談を受けてます。それで、まああの防災訓練、いろいろ各関係機関と調整をしながら進めていかなきゃならないものですから、その調整におよそ半年ぐらいかかる予定をしてますので、まずは6年度はこの2地区の防災訓練をお手伝いして、一緒に地区の人と訓練していきたいというふうに思ってます。

それであの今年あの多摩の方で大規模訓練を実施されるというふうに聞いてますので、まあそこでのような大規模訓練されてるとかっていうこと情報をちょっといただいてですね、まああの令和7年度以降早い時期にですね、全町でできるように努力したいというふうに思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 はい、本当に今回の1月1日の能登の件に関しては皆さんご承知のとおり大変な状況になって、改めて防災に対する考え方も変わってると思います。で、町民も多分今まで以上にこの防災ということに関しては気をつけているというか、もうどうにかしなければいけない。で、それこそここ最近やはりその雨の量も多くなってきたということで、そちらの方も踏まえていろいろやっとなければいけない状況だと思いますので、ぜひこちらの方は役場全体で考えて、あと議員の方も協力しながら、なんとか全員で行えるような防災訓練ができればなと思いますので、よろしくお願いします。

あと、もう1件なんですけども、この11節役務費のなかの電波利用料ということなんですけど、こちらのような電波、例えば防災無線の電波なんですとか、今なんか電波利用料というのがどういうふうな形で支払われているのかというのがちょっと気になったんですが、ちょっと教えてください。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 現在町の方で設置しています防災無線の電波の利用料でございまして、あの固定局と移動局っていうのございまして、あの固定局が9か所。あの防災置戸ですとか、防災秋田、防災勝山などといった固定に設備されてるものと、あと移動局が24か所、まあ移動局というのはダンプ車に搭載ですとか、防災車に搭載している、車両に搭載している無線機、それからトランシーバータイプのもの、それが合わせて24か所、それとあと役場の本部である基地局1か所、これらの防災無線の利用料になりまして、北海道総合通信局の方に利用料ということでお支払いをしています。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

163ページ、164ページ。

１０款教育費、１項教育総務費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

１６５ページ、１６６ページ。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

１６７ページ、１６８ページ。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

１６９ページ、１７０ページ。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

１７１ページ、１７２ページ。

２項小学校費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

１７３ページ、１７４ページ。

４番 石村議員。

○４番 石村議員 １２節委託料の欄で一番下、備品等撤去委託料。こちらパソコン教室のパソコンを撤去するということだったんですが、そちらパソコンを撤去したあとのパソコン教室の利用についてはもう決まっているのでしょうか。教えてください。

○岩藤議長 学校教育課長。

○大戸学校教育課長 パソコンの撤去した跡のパソコン教室の利用ということですが、まあ昨年というか、令和５年度までは唯一あのエアコンが付いている教室ということで、昨年度の令和５年度の夏は大いに活用してたところです。ただ、あの新年度からはすべての教室エアコン入りますので、あの今考えられるところとしましては、物置を改修して支援教室を作ったような状況になってまして、今は全くその空き教室というのがございません。ですので、児童生徒ちょうど玄関の向かいのパソコン教室ですので、スクールバスを待ってる間の子どもたちが、まあ広く多目的に使えるような、まあ遊び場を兼ねたですね、そういうことを利用したり、あとはまあ教職員が会議等を行ったり、Zoomの研修を教職員が行うような活用方法があるかなというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

175ページ、176ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

177ページ、178ページ。

3項中学校費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

179ページ、180ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

181ページ、182ページ。

4番 石村議員。

○4番 石村議員 スクールバス運行に要する経費の需用費のところだったと思うんですが、地域巡回バスと交換してしらかば号に転用し、マグネットを貼るという話を伺ったんですけども、現在使っている地域バスには置き去り防止ブザーのようなもの付いていたのでしょうか。それともこれから付ける予定でしょうか。

○岩藤議長 学校教育課長。

○大戸学校教育課長 スクールバス5台につきまして、すべて置き去り防止ブザー付けております。それであの地域巡回バスに1台付け替えを予定しておりまして、新年度入学式までには間に合うように考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

183ページ、184ページ。

4項社会教育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

185ページ、186ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

187ページ、188ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

189ページ、190ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

191ページ、192ページ。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 森林工芸館等管理に要する経費のなか、一番下段ですか、修繕料のところで遊歩道にホタテの殻を敷くようなお話がございましたけど、その辺もう少し具体的にお知らせください。

○岩藤議長 森林工芸館長。

○小野寺森林工芸館長 修繕料98万円のうち、ホタテの貝殻を遊歩道に敷くということで26万4,000円を説明させていただきました。共同工房とどま工房の間に、おおよそ90メートルの遊歩道があります。こどもセンターどんぐりの方の道路ができて、そこに舗装された歩道もできてるので、あまり利用頻度は少ないところであるんですけども、30年経過しまして砂利がかなり落ち込んで雑草が生えてきているような状態があります。で、また同じく砂利を敷いて戻して、どれだけ有効が図られるかというのちょっと懸念と言いますか、わからないところもありましたので、雑草対策を兼ねてホタテの貝殻を敷いて、ちょっと目立つようにして利用してもらえるようにということを考えて、ホタテの貝殻を敷きたいと思ひまして計上したところです。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 説明では雑草対策でホタテの殻を敷くということでありましたが、普通遊歩道みたいなところに、なんて言うんですか、木質チップみたいなのを敷いて草を生えないようにしてる部分がたくさんあると思いますけども、どうしてこの置戸町木のまちでホタテ貝の貝殻なのか。できれば木質チップで歩道っていうか、そういう形が良かったんではないかと思いますが、その辺はどう考えたのでしょうか。

○岩藤議長 森林工芸館長。

○小野寺森林工芸館長 森林工芸館ですので、当然木質的な物の方がいいとも考えました。木質チップ、町内ではげんきの前に敷いてるのがあろうかと思いますが、やはり利用頻度など考えると軽いもので吹き飛ばされるですとか、雑草対策にあまりならないのかなというところもありまして、ホタテの貝殻ですと石灰分がほとんどですので、アルカリ分ということでかなり強い雑草対策にはなろうかと思ひまして、ちょっと変わった方向でと言いますか、見た目も白できれいというところもありますので、ちょっと目立たせたいなというところもあり、ホタテの貝殻を敷くことで進めました。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 先ほど言ったように木のまち置戸ですし、森林工芸館ということ考えれば、どうしてこう木質のチップを使ってくれなかったかなというふうな思いがありますけども、今館長から理由

が説明されましたので、まあ次に考えるときはなるべく地元で、その木質でということをお願いをしたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

193ページ、194ページ。

4番 石村議員。

○4番 石村議員 どま工房管理に要する経費のところで質問があります。現在どま工房の研究員の方が退職なされたという話をお聞きしましたが、次の研究員の方は決まっているということでの、この予算計上だったのでしょうか。教えてください。

○岩藤議長 森林工芸館長。

○小野寺森林工芸館長 はい、どま工房研究員に際しましては3月31日退職ということで、今月の末に退職予定となっております。で、研究員の退職に際しましては、お聞きしましたのが1月の下旬で、それからお話し合いなど重ねて2月中旬ぐらいまでのやり取りをしております。で、こちらの予算についてはもう1月そのぐらいの段階では予算が組み込まれているということで、現在の研究員の予算として計上しているところであります。で、まあ辞めるとなるとまだひと月くらいの間ですけれども、次年度に向けて職員の募集は考えておりますが、今の研究員が11年やってきております。その当時の募集の内容としましては、秋岡コレクションの分類仕分け、さらには道具類集の発刊なども業務内容としてありました。現在それはもう一度整理されているということもありまして、今後どういう業務内容をやってもらうか再度精査したなかで次年度募集を図りたいなと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

195ページ、196ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

197ページ、198ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

199ページ、200ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

201ページ、202ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

203ページ、204ページ。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 需用費の修繕料101万8,000円の説明のなかで、時計6か所分っていう説明だったと思います。これについて再度説明していただければと思います。よろしくお願いします。

○岩藤議長 図書館長。

○遠藤図書館長 図書館管理運営に要する経費の修繕料101万8,000円の内訳につきましては、一般修繕分として60万円、館内の設備時計の取り替え修繕分として41万8,000円を計上しております。館内の時計につきましては平成16年度に建設されましたときに、設備時計としてこれまで約19年間使用してきました。設備時計は親時計の設置で、館内6か所の小時計を一括制御するとともに、プログラムタイマーとの連動によりチャイムやアナウンスなどを一括管理しております。現在使用しております親時計に内蔵されているバッテリーに寿命が来てしまい、また同じ製品がもうすでに製造中止となっているため親時計の交換となりました。時計のみの交換でしたらこれほど高額なものにはならないと思いますが、チャイムやアナウンスも一括管理されているのが設備時計でございますので、公共施設が不正確な時刻を表示したり、館内で何か起こったときにアナウンスが使用できないということになりますと、町民の方たちに信頼の喪失や混乱を招きかねませんので、公共施設において正確な時刻の表示や、もしものときにアナウンスを使用し避難誘導ですとかすることは、町民が安心安全で利用できる施設として必須になる設備でございます。このような価格になりましたことを、以上の理由でご理解いただければと思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 ただ単純にこの金額を見ますとやはり高額だなと思い、電波時計だとか、そういうことで済むのかなと思いましたが、今館内放送等といろいろな目的も兼ねているというところなので理解いたしました。

○岩藤議長 1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 7節報償費のところでお伺いをしますけども、まずは令和5年度図書館、置戸町図書館70周年ということで、いろいろ行事をしていただいたり、町民の皆様にもいろんなことで参加してもらったりということで大変忙しい年だったと思いますけども、令和6年においては今の図書館ができて20年ということで、それに対して何か新たな行事というか、何か考えているのかお知らせください。

○岩藤議長 図書館長。

○遠藤図書館長 現在の図書館が建設されて20周年の行事につきましては、新年度に入ってから考えるところでございますが、旧図書館が開館した当時からやまびこ号が運行されて60年経過いたしました。現在ですね、図書館協議会の委員さんたちのなかで、そのやまびこ号についてですね、あの思い入れのある方の委員さんが数名いらっしゃいますので、そのやまびこ号について何か今協議会のなかで議論し合ってますので、何か20周年にふさわしいことができるんじゃないかと思っております。

○岩藤議長 1番。

○1 番 嘉藤議員 今の現図書館ですけども、建て替えするときに図書館という名前が使えなくて、情報センターということで10年間、そのあとに今の名前に変わりました。そういう歴史も踏まえてですね、今の図書館の大事さというか、その辺も伝えられるようなことを何かやっていただきたいをお願いいたします。

○岩藤議長 図書館長。

○遠藤図書館長 現代の時代におきまして、やはりスマホ等の普及により本離れが進んでおります。2年前に町民憲章推進大会でいらっしゃった山崎亮先生の講演のなかで、職員向けの講演があったときに、若い職員の方が「これから自分たちはどんな勉強していったらいいか」という質問のときに、山崎亮先生は「我々は情報化社会に惑わされている」と、インターネットですとか、スマホの情報でしたらいろんな情報に惑わされるので、それに惑わされないためには本を読むことが一番大事だということふうにおっしゃっていただいたので、まさしくそのとおриだと思いますので、子どもたちも含め、いろんな情報に惑われない図書館の利用促進についてこれからも努力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

205ページ、206ページ。

5項保健体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

207ページ、208ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

209ページ、210ページ。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 この負担金補助及び交付金のなかの交付金、ウルトラパークゴルフ大会実行委員会交付金についてですが、本年度記念事業ということで70万円計上されておりますが、主に何を考えているとか、何をやろうとしているのか、もしくはそれとあと今参加人数が非常にウルトラパークゴルフ大会毎年減ってきてしまっているという現状がありますが、そこについてはどのように考えているのか教えてください。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 ただいまウルトラパークゴルフ大会の関係についてご質問いただきました。このウルトラパークゴルフ大会、前回あの第20回大会につきましては記念の帽子を作成し配布するというようなことを行ってまいりました。25回の記念大会につきましては、基本的に町からの交付金についてはですね、財源充当として主に参加賞ですとか、経費の方に充当しているところでございます。

ほかの運営経費等につきましては参加負担金ですとか、あと協力をいただいております企業等の協賛金、そちらについてですね、約90万円規模の事業として行っております。

近年、パークゴルフ大会もですね、各地区で管内的にも数多く開催されております。やはり時期的にはあの同じような時期に大会等が行われますので、管内でも同じ日に大会が行われるということも最近ございます。で、そういったときに何を元にどの大会に出ようかと選択をしているか、ちょっといろいろお聞きしたんですが、やはり参加賞ですとか、景品がいいところ、そちらの方にやはり人が流れているというような状況をお聞きしております。今回は記念になる参加賞的なもの、それから景品等、少しですね、いいものに設定し、早めにですね、あの大会の周知も行うなどをしながらですね、なんとか盛り上げていきたいと考えております。

近年のあのパークゴルフ人口の減少という部分で、まあ高齢化っていう部分もありますし、若い人がやはりなかなかパークゴルフのプレイヤーとしてですね入ってこない、そういった対策としてあの中学校の授業に取り入れたりですね、教室等の開催、それから情報の提供をですね拡大したり、そういった対策も行いながら令和5年度歳入の予算で説明をいたしました、パークゴルフの使用料がですね、39万円と令和5年度減額しております。で、この要因は何かとちょっと分析をしましたところ、シーズン券ですとか、高齢者の方からも使用料をいただくようになってから2年経ち、そういったあのシーズン券等の枚数はほぼ減っていません。ほぼ同じです。1日券の利用料がほぼ39万円の減額の要因となっております。これはなぜかと考えたときにですね、やはりそういった大会の参加する人数が全体的に減っている。で、ウルトラパークゴルフ大会のみならず管内の大会、町内の大会についてもやはり大会に参加するときに1日券を購入して参加をする。こういった部分が一番減っているというところが、今のところ所轄の担当の分析の結果となっております。こういったところでなんとかですね、大会開催に向けて新年度についてはパークゴルフ協会の方も役員が少し変わるということも聞いておりますので、新体制のもと早めに会議と協議を行いですね、大会の内容、それからあのそういった経費の使途について対応していきたいと、考えていきたいと考えております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 内情よく分かりました。でありますけれども、せっかくこちらウルトラパークゴルフ大会、置戸町はやはりパークゴルフ場のコース面積が日本一。日本一ということは世界一であると思います。そのような規模のコースを持ち、さらに内閣総理大臣賞というまあ冠もついているなかで、まあほかの町が景品がいいからって言って来てもらえないというのは、ちょっとあまりにもったいないというか、と思いますので、ぜひそこら辺はなるべく内容協議したなかで、もっともっと人を呼べるような、町外からも来くなるような大会運営を行ってほしいと思います。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 ありがとうございます。こういったウルトラパークゴルフ大会の実施する意義についてですね、こちら協議をしているところでございます。こちらで調べる限り日本一の広さを誇るパークゴルフ場。とあるネット上のパークゴルフ関連のホームページでは、世界一を誇る置戸町のパークゴルフ場という紹介がされているホームページも拝見しております。

考えるところでは、このウルトラパークゴルフ大会を本当に腕自慢のレベルの高い全道的な大会として持っていくのか、町民も参加しやすい、多少素人でも参加できる大会として持っていくのか、こ

の辺ちょっと今悩みがあるところでございますが、すみ分けとしては自治会パークゴルフ大会は町民が気安くできる大会。ウルトラパークゴルフ大会はやはり内閣総理大臣賞、北海道知事賞等がございます。そういった部分で格式高い、レベルの高い大会としてやっていくのか、そこにまあ1日でも参加がしやすいコースを設けるのか、そういった部分はですね、年度入ってすぐ、これからもあれですけども協議をしっかりとしたうえで今年度も実施に向けて準備をしまいたいと思います。

○岩藤議長 1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 併せて今のウルトラパークゴルフのところでお聞きをしますけども、格式もないし、レベルも低いんですけど、私も参加させていただいてますけども、昨年の運営について一言と言いますか、非常にお粗末な運営であってですね、メンバーとか、スタートのこともありましたけども、女性の方で3人同一のスコアでサドンデスになってプレーオフしましたけども、最終的に決まらなくて、最後の1打の長さというか、距離で決まるような状況になりましたけども、メジャーもなければ、その場でピンを抜いて継続するような、本当にまあ係の人は変わったりして、こうなかなか前のことをすんなりできなかった部分もあるし、今回って言いますと、去年の場合はそういう特殊事情もあってですね、参加する方からいろいろ批判を受けたところでもありますし、ただし、一方ではですね、あのどうしてもこれ続けてくれという町外の方もたくさんおられます。なんとかその人数のこともありますし、その内閣総理大臣ということで一度なくせばもう二度とできない大会になるかなというふうに思いますけども、まあその辺の考えもう少しお聞かせください。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 はい、昨年につきましてはそういったちょっと不手際があり、本当に大変申し訳ないと思っております。コロナ禍においてですね、2年間中止をしたという部分ですね、その間担当者も変わり、さらに昨年につきましてはパークゴルフ協会の会長さんもですね、体調を崩されて、大会当日は会長代理という形で実施をしたところでございます。で、サドンデスにつきましても3人が同スコアというところでは、こちらもちょうと想定外っていう部分もあったんですが、慌ててしまって、あのメジャーも用意をしてあったんですけど、そこがうまく伝わっておらず、慌ててパークのスティックでですね、計測をしたということでかなりな批判を受けたところです。

一昨年につきましても景品の渡し方がスムーズにいかずですね、まあそこは令和5年度はいろいろもうシミュレーションをして何回も練習をしてですね、開会式、閉会式についてはある程度スムーズにいったかなと思っておりますが、まあ先ほどありました大きな冠事業を背負っている大会でございますので、質を低下させないようにですね、私たちもきちんとですね、次年度に向けてはルール説明ですとか、そういったサドンデスのときにはこういったことで実施をいたしますというのを先にしっかりと周知をしなければならないという部分も、あの実行委員のなかで反省のなかで話をしておりますので、その辺万全な体制で次年度に向けては25回大会、失敗のないように行っていきたいと考えております。ご協力お願いいたします。

○岩藤議長 3番 石井議員。

○3番 石井議員 関連しまして、先ほどの説明のなかで各種大会等のこと参加者の減員もあって、収入がこうやって減ったというようなお話がありました。このところ執行機関と議会の交流のことで、パークゴルフもしばらくやっておりません。ぜひともあの役場職員の皆様にもパークゴルフをやって

いただきたいと、それではもう役場ナンバーワンを決める大会でもやって、どんどんパークゴルフに興味を持ってもらうというような趣向もあるのかなと思います。ぜひとも執行機関VS議会というパークゴルフ大会をやりましょうというお話でございます。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 ぜひ、私が言ってよいのかわからないですけども協議をしていきたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

211ページ、212ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

213ページ、214ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

215ページ、216ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

217ページ、218ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

219ページ、220ページ。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費。12款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

221ページ、222ページ。

13款給与費。14款諸支出金、1項普通財産取得費。次の223ページ、224ページ。15款予備費まで。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。

13ページ、14ページ。

2. 歳入。1款町税、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項町たばこ税、5項入湯

税。２款地方譲与税、１項地方揮発油譲与税、２項自動車重量譲与税、３項森林環境譲与税。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

１５ページ、１６ページ。

３款利子割交付金。４款配当割交付金。５款株式等譲渡所得割交付金。６款法人事業税交付金。７款地方消費税交付金。８款環境性能割交付金。９款地方特例交付金。２項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金。１０款地方交付税。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

１７ページ、１８ページ。

１１款交通安全対策特別交付金。１２款分担金及び負担金、１項負担金。１３款使用料及び手数料、１項使用料。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

１９ページ、２０ページ。

２項手数料。１４款国庫支出金、１項国庫負担金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

２１ページ、２２ページ。

２項国庫補助金、３項委託金、４項社会資本整備総合交付金。１５款道支出金、１項道負担金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

２３ページ、２４ページ。

２項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

２５ページ、２６ページ。

３項委託金。１６款財産収入、１項財産運用収入、２項財産売却収入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

２７ページ、２８ページ。

１７款寄付金、１８款繰入金、１項特別会計繰入金、２項基金繰入金、１９款繰越金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

２９ページ、３０ページ。

２０款諸収入、１項延滞金加算金及び過料、２項貸付金元利収入、３項受託事業収入、４項雑入。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

３１ページ、３２ページ。

２１款町債。次のページ３３ページ、３４ページ。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

債務負担行為。第２条 債務負担行為は、議案の７ページ、「第２表 債務負担行為」をお開きください。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

地方債。第３条 地方債は、議案の７ページ、「第３表 地方債」をお開きください。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

一時借入金。第４条 一時借入金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 次に、議案第２６号に入りたいと思います。

〈議案第２６号 令和６年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

○岩藤議長 議案第２６号 令和６年度置戸町国民健康保険特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第１条 歳入歳出予算は、事項別明細書の２４６ページ、２４７ページ。歳出から進めます。

３．歳出。１款総務費、１項総務管理費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

248ページ、249ページ。

2項徴収費、3項運営協議会費。2款保険給付費、1項療養諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

250ページ、251ページ。

2項高額療養費、3項移送費、4項出産育児諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

252ページ、253ページ。

5項葬祭諸費、6項傷病手当金。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

254ページ、255ページ。

3項介護納付金分。4款共同事業拠出金。5款財政安定化基金拠出金。6款保険事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

256ページ、257ページ。

2項特定健康診査等事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

258ページ、259ページ。

7款基金積立金。8款公債費、2項財政安定化基金償還金。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

260ページ、261ページ。

2項繰出金。10款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

240ページ、241ページ。

2. 歳入。1款国民健康保険税。2款国庫支出金、1項国庫補助金。3款道支出金、1項道補助金、2項財政安定化基金交付金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

242ページ、243ページ。

4款繰入金、1項他会計繰入金、2項基金繰入金。5款繰越金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

244ページ、245ページ。

6款諸収入、1項延滞金、加算及び過料、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

一時借入金。第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に歳出予算の流用。第3条歳出予算の流用。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。午後2時25分より再開します。

休憩 14時10分

再開 14時25分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第27号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算〉

○岩藤議長 議案第27号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の270ページ、271ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費、2項徴収費。2款後期高齢者医療広域連合納付金。

次の２７２ページ、２７３ページ。

３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金。４款予備費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。

２６８ページ、２６９ページ。

２．歳入。１款後期高齢者医療保険料。２款繰入金、１項他会計繰入金。３款繰越金。４款諸収入、１項延滞金加算金及び過料、２項償還金及び還付加算金、３項雑入。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第２８号 令和６年度置戸町介護保険事業特別会計予算〉

○岩藤議長 次に、議案第２８号 令和６年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第１条 歳入歳出予算は事項別明細書の２８５ページ、２８６ページ。歳出から進めます。

３．歳出。１款総務費、１項総務管理費、２項徴収費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

２８７ページ、２８８ページ。

３項介護認定審査費。２款保険給付費、１項介護サービス等諸費。

質疑はありませんか。

３番 石井議員。

○３番 石井議員 ちょっと確認をしたいんですけども、介護認定審査会に要する経費で、いわゆる北見地域の介護認定審査会、１市２町で開かれる部分において、まあ負担金を出してるわけですが、ちょっと確認のためにある程度定期的に行われるのか、対象者が何人かこう集まったところで開催されるのか、ちょっとその辺のところをお知らせください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 開催につきましては毎月行われているものでございます。あのまあ置戸町がそんなに件数があるかと思われませんが、北見市及び訓子府町も含めてまとめて毎月やっておりますので、月１回は必ず開催されるというところでございます。

○岩藤議長 ３番。

○３番 石井議員 介護認定のなんて言いますか、介護度の変更についてもその審査会の部分で議論されるんでしょうか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 介護度の変更につきましても、それぞれの市町村、まあ市、町からですね、それぞれ案件が出されて、そこで判定をされるという状況でございます。

○岩藤議長 3番。

○3番 石井議員 毎月ということで、場合によってはもう翌日に介護認定を受ける、もしかすると1か月おきに認定を受ける、非常にあのタイムラグがあると思います。障がい者の認定を受けるにも、道の方でまあ申請を出して、道の方でもその身障者の部分では月1回かそこら、本当に障がい者としてすぐ使いたいという状況に合わせて、その人によってタイムラグがあるということで、まあこれはやっぱりこうやって毎回1人出たたんびに開くことはできないんでしょうけども、できるだけそういった部分を考慮しながら実施して欲しいなという願いをして質問を終わります。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 まあ議員がおっしゃいますように、あの介護認定につきましてもタイムラグがやっぱりひと月ずれる方もいらっしゃいます。置戸町におきましては、それぞれ事業所におきまして出して来られる部分がありますので、なるべくあのタイムラグがないように期限までに出していただきたいという方でお話をさせていただいております。そうしたなかで、まあ不具合が起きないように、まあそういうタイムラグが起きないように町としては気を使っているという状況でございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

289ページ、290ページ。

2項介護予防サービス等諸費。

質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

291ページ、292ページ。

3項その他諸費、4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

293ページ、294ページ。

6項特定入所者介護サービス等費。3款基金積立金、1項介護給付費準備基金積立金。4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

295ページ、296ページ。

2項一般介護予防事業費、3項包括的支援事業・任意事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

297ページ、298ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

299ページ、300ページ。

5款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

301ページ、302ページ。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2項繰出金。7款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

281ページ、282ページ。

2. 歳入。1款保険料、1項介護保険料。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。3款支払基金交付金。4款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

283ページ、284ページ。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、2項基金繰入金。6款諸収入、1項延滞金及び加算金、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案にお戻りください。

一時借入金。第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に歳出予算の流用。第3条 歳出予算の流用。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第29号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計予算〉

○岩藤議長 次に、議案第29号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は事項別明細書の312ページ、313ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款事業費、1項居宅介護支援事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

314ページ、315ページ。

3款公債費。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。5款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

310ページ、311ページ。

2. 歳入。1款サービス収入、1項介護給付費収入、2項予防給付費収入。2款繰入金、1項他会計繰入金。3款繰越金。4款諸収入、1項受託収入、2項雑入。5款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案にお戻りください。

地方債。第2条 地方債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に一時借入金。第3条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

◎延会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

なお、明日3月19日は、町の行事の都合により置戸町議会会議規則第8条第2項の規定により、開会時間を午後1時からとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認め、明日3月19日は午後1時から開会します。

◎延会宣言

○岩藤議長 本日はこれで延会します。

延会 14時43分

令和6年第3回置戸町議会定例会（第8号）

令和6年3月19日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第26号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第27号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第28号 令和6年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第29号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第30号 令和6年度置戸町簡易水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算
- 日程第 9 意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める要望意見書
- 日程第10 意見書案第2号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する要望意見書

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第26号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第27号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第28号 令和6年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第29号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第30号 令和6年度置戸町簡易水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算
- 日程第 9 意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める要望意見書
- 日程第10 意見書案第2号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する要望意見書

○出席議員（8名）

- | | | | | | |
|----|------|----|----|------|----|
| 1番 | 嘉藤均 | 議員 | 2番 | 前田篤 | 議員 |
| 3番 | 石井伸二 | 議員 | 4番 | 石村吉博 | 議員 |
| 5番 | 柏原勝 | 議員 | 6番 | 山田耕平 | 議員 |

7番 阿部光久議員

8番 岩藤孝一議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	菅原嘉仁	企画財政課長	坂森誠二
総務課長	鈴木伸哉	総務課参与	鈴木義徳
町民生活課長	田中耕太	産業振興課長	五十嵐勝昭
施設整備課長	名和祐一	地域福祉センター所長	石森実
企画財政課長補佐	高橋秀典	総務課総務係長	鈴木良知

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	大戸基史
社会教育課長	須貝智晴	森林工芸館長	小野寺孝弘
図書館長	遠藤薫		

〈農業委員会部局〉

事務局長 五十嵐勝昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴木伸哉（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小鷹浩昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	今西美紀子	議事係	加藤洋聖
臨時事務職員	中田美紀		

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって7番 阿部光久議員及び1番 嘉藤均議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日、議会から提出された事件は、次のとおりです。

・意見書案第1号及び意見書案第2号。

本日の説明員は、前日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算から

◎日程第 8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算まで

———— 7件 一括議題 ————

○岩藤議長 日程第2 議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算から日程第8 議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

前日に引き続き、議案の質疑を続けます。

〈議案第30号 令和6年度置戸町簡易水道事業会計予算〉

○岩藤議長 議案第30号 令和6年度置戸町簡易水道事業会計予算。

質疑は、簡易水道事業会計予算実施計画。324ページ。簡易水道事業予算実施計画から進めます。

収益的収入及び支出。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

325ページ。

資本的収入及び支出。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

３２６ページ。

令和６年度置戸町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

予算説明書。３２７ページから３３１ページまで。給与費明細書。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

３３２ページ。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

３３３ページ、３３４ページ。

令和６年度置戸町簡易水道事業会計予定貸借対照表。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

３３５ページ。

令和５年度置戸町簡易水道事業会計予定損益計算書。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

３３６ページ、３３７ページ。

令和５年度置戸町簡易水道事業会計予定貸借対照表。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次へ進みます。

簡易水道事業会計予算明細書。３３９ページから３４２ページまで。

収益的収入及び支出。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

３４３ページ、３４４ページ。

資本的収入及び支出。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第１条 業務の予定量から第８条 他会計からの補助金まで。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、簡易水道事業会計全体を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第３１号 令和６年度置戸町下水道事業会計予算〉

○岩藤議長 次に、議案第３１号 令和６年度置戸町下水道事業会計予算。

質疑は、下水道事業会計予算実施計画。３４７ページ。下水道事業予算実施計画から進めます。

収益的収入及び支出。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

３４８ページ。

資本的収入及び支出。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

３４９ページ。

令和６年度置戸町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

予算説明書。３５０ページから３５４ページ。

給与費明細書。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

３５５ページ。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

356ページ、357ページ。

令和6年度置戸町下水道事業会計予定貸借対照表。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

358ページ。

令和5年度置戸町下水道事業会計予定損益計算書。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

359ページ、360ページ。

令和5年度置戸町下水道事業会計予定貸借対照表。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 下水道事業会計予算明細書。362ページから364ページまで。

収益的収入及び支出。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 収益的支出のこれ3枚関連しても大丈夫ですか。363ページでちょっとお聞きしたいことがあったんですけどもよろしいですか。それでは汚泥収集処分等委託料という説明がありましたけども、その内容をもう一度お知らせください。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 はい、汚泥収集処分等委託料でございますけれども、置戸浄化センターから発生いたします脱水汚泥につきましては、現在秋田にあります堆肥供給センターで堆肥化をしているところでございます。この収集処分等委託料につきましては、置戸浄化センターからの運搬費及び堆肥供給センターでの堆肥化に係る経費ということでの委託料となっております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 その量というのは相当なものになるのかということと、堆肥と混ぜるということで、特にあの汚泥の場合は重金属とかいろんな心配もありまして、そういう調査とかも行っているのかどうかお伺いしたいと思います。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 最初にですね、脱水汚泥の発生量ですがけれども、令和4年度の実績となりますけれども、年間で約191トンというふうになってございます。汚泥の分析ということでございますけれども、現在ですね、汚泥の分析等は、堆肥化した部分についてですね、分析は行っておりません。ただし、堆肥供給センターにおきましては、生ごみ堆肥と、あと下水道堆肥を分けて堆肥化しており

ます。生ごみ堆肥につきましては農家さんの方が購入されて農地に利用されてということでございますけれども、下水道汚泥につきましては堆肥化して公共施設等で利用してるということでございますので、農家さんの方にですね、影響がないということで、特に分析はしていないという状況でございます。

○岩藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員 公共の部分でそういう調査をしてないということでありましたけども、多分町民還元とかいって皆さん一般の町民の方にも配布してる部分もあると思うんで、絶対それはちゃんと調査をしてですね、安全なものを供給してほしいというふうに思いますけど、いかがですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 はい、下水道汚泥につきましてはですね、町民還元にも使ってございません。あくまで町の公共施設分だけに使っているということでございます。

○岩藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員 ということは別に影響はないから調査はしなくていいということでの理解でよろしいですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 はい、現状ではですね、特にほかのところには影響はないということでございますので、まあ分析はしていないということでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3 番 石井議員。

○3 番 石井議員 次のページの 364 ページ、耐震診断委託料のところを、もう一度説明をお願いいたします。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 はい、耐震診断委託料についてでございますけれども、こちらにつきましては置戸浄化センターの耐震診断を行うもので、供用開始から 29 年が経過していること、また浄化センター内の機器類についても老朽化が進んでいることから、更新について計画しているところですが、機器類の更新にあたっては事前に施設の耐震対策を実施することとなっているため予算計上しているものでございます。耐震診断を行わずに機器類の更新を行った場合、その後に耐震対策が必要と判明したときには、耐震工事のために新たに設置した機器類や配管の移設等を行う必要が生じ、経費が余計にかかってしまう恐れがあることから、今回耐震診断を行うということで予算を計上させていただいております。

○岩藤議長 3 番。

○3 番 石井議員 能登地震の際にですね、下水道管等が寸断されて、新聞報道によりますとかなりの部分であの下水道管の耐震化がされていないという報道などもありましたので、追々下水道管等の耐震化診断等もやっていただければ良いかなというふうに思うんですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 今回は置戸浄化センターの耐震診断ということでございます。将来的には下水道

の管についても老朽化が進んでまいりますので、そちらについても何らかの耐震対策が必要になってくるというふうに考えておりますので、それについては対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

365ページ、366ページ。

資本的収入及び支出。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第1条 業務の予定量から第7条 他会計からの補助金まで。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、下水道事業会計全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算から議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算まで全体を通して質疑漏れはありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 児童福祉費、2項の児童福祉費で102ページ。ひとり親家庭等医療費助成事業に要する経費が90万7,000円計上されておりますが、前年と比較すると約25万円ほど金額が上がっております。この要因となるのは対象者が増えたのか。金額的に見ますと19節扶助費、医療費が概ねその金額上がっているように見受けられますが、そこら辺をお聞かせください。

○岩藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 はい、ひとり親家庭等医療費助成事業に要する経費の90万7,000円のうちですね、増えた分はあの医療費がほとんどになると思います。昨日のご質問でもあったと思うんですけど、子ども医療費の関係で医療費が増えたと同様にコロナ5類ですとかですね、インフルエンザ等の関係で医療費が増えてますので、その関係で今年度分として増えるという形になっております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 であれば、対象世帯が多くなったということではないんでしょうか。

○岩藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 そうですね、令和4年がですね、親御さんが19人で子どもが35人、令和5年が親御さんが17人で子どもが35人で、今年もその計算でやっておりますので、対象としてはですね、基本的なまあ少し親御さんが2人程度減ってるという形にはなっております。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

7番 阿部議員。

○7番 阿部議員 昨日、98ページの上段の地域生活支援拠点事業費負担金ということで説明をいた

だきましたけれども、説明では1市4町でのそれぞれの財政規模や人口等の負担率を決めての運営負担金という説明でございました。この施設は基本的には定住自立圏としての構想での事業と捉えてよろしいのかどうか、まず1点目。また、この支援拠点とは北見市にある障がい者グループホームささえーるの施設と捉えて良いのか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 この地域生活支援拠点施設の部分につきましては、1市4町のその自立圏構想のなかでお話を進めまして、建設を進めてきたなかでございます。議員がおっしゃるとおり、ささえーるの施設がその施設の基幹相談支援センター部分ですが、そこに当たるという状況になっております。

○岩藤議長 7番。

○7番 阿部議員 また、あのこの自立圏を北見市を中心としてということで、置戸、訓子府、津別、美幌、1市4町において北見地域の定住自立圏共生ビジョンを策定をし、令和2年から6年までの5年間の事業展開を図ってるものです。今までにほかの事業あるいはそれに関わる会議等は積極的に行われてきたのかどうか。また今後の見込み、令和7年度以降の展開等はどのように検討されているのか伺いたいと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい、これまで令和2年度から広域圏を組ませていただいておりますけれども、当初設立からですね、各市町の担当者が集まって会議の方を続けてまいりましたが、その間コロナの影響もございまして書面協議等になったりしましたけれども、最近ではこうしたですね、ささえーるの設立ですとか、それからの職員レベルで言いますと、合同での職員研修や、それから防災訓練のような催しですとか、個々の担当域で実施されているところでございます。

今後の見通しでございますけども、この間ですが、私の担当しております総括の担当が集まって会議しましたけれども、あの横のつながりと言いますか、こういった事業の集約含めてですね、強化して情報提供してまいりたいというところでですね、あの話の方を進めておりますので、これからもこの定住自立圏の圏域においての事業に努めてまいりたいと思っております。

○岩藤議長 7番。

○7番 阿部議員 この事業に対して特別交付税の措置がなされているというふうに聞いてございますが、どのような内容で、毎年どのように措置されているのか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 特別交付税の関係なんですが、ちょっと今数字持ち合わせてないので、あの調べさせていただきますと思います。

○岩藤議長 7番。

○7番 阿部議員 いずれもそうでありますけれども、人口減少がどの町でもって言われるなかです、広域での事業展開は今後欠くことのできないことだというふうに思われます。置戸町として構成する1市4町での役割はどのようなことが想定されるのか、というのは置戸では何かできるか、こういう話でございます。そのことについて考えがあれば伺います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 広域的な活動といたしましては、特にあのまあ定住自立圏を構成する前もですね、まあ医療や福祉の部門で、当時は1市2町でございましたけれども、先進的にお互いが人口減少のなか、それから事務の効率化のなかですね、あの北見市さんを中心としながら事業を協力的にですね、やってきた経過もございます。これがですね、1市4町という部分で拡大され、そしてそれぞれ定住自立圏を組んだというところでの強化はなされているものと思います。置戸町の立場、置戸町の役割というものが出たんですけども、これにつきましても、あの定住自立圏をまあ組んでいる一自治体としてですが、お互い相互にですね、例えば想定されてますのは相互の町にある施設の相互利用。例えば私どもの図書館もそうですけども、そういった広域的な利用とか、それからあのまあ各種ですね、事業、そのほかに関する協力体制ですとかございますので、あのこれからも、今まででもですけども、変わらずですね、まああの人口減少、ともに共通する課題でございますので、あの一体となっておりますね、それにあらがうよう取り組んでまいりたいなと思っております。

○岩藤議長 7番。

○7番 阿部議員 今お答えいただいたようにですね、それぞれ関連する自治体とどのような連携協議をしていくのか、それとですね、令和6年2月5日にですね、1市4町の正副議長による北見地域定住自立圏正副議長会議という仮称でありますけれども、そうした会議が設立をされ、定期的な会議を開催し、議会としても連携を図っていく必要があるということが確認されてましたから、この先ですね、また時期的にはまだ決定をしておりませんけれども、本年もさらに会議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 正副議長さんが集まって会議をされていることは承知しております。その間ですね、私どもの定住自立圏、総括班としましてもですね、そういった個々の細かい事業についての情報提供等の強化を中心市である北見市にお願いをしているところでもございます。それであの今後なんですけども、各それぞれ部会がございます。その部会下においてですね、年1回ないし2回の連絡会議があって、いろんな行事が進められるというところがございますので、私どももしっかりとですね、横の連携を図りつつ、またそれで必要に応じてですね、あの議員の皆様にも状況の進捗を報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○岩藤議長 先ほどの金額、特別交付税の関係すぐ出ますか。

では、あのこれから意見調整に入りますので、その間に調べていただいて、意見調整後に答弁をお願いいたします。

ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参のうえ、議員控室の方へ移動願います。

説明員の方は、そのまま自席でお待ちください。

休憩	13時30分
再開	13時41分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に議案第31号の答弁について。令和6年度置戸町下水道事業会計予算の答弁について訂正がありますので発言を許可します。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 先ほど嘉藤議員の方からご質問のありました下水道汚泥の堆肥化したものの分析の有無についてでございますけれども、私は行っておりませんというふうに回答いたしましたけれども、農協の方に確認いたしましたら、町では分析は行っていないんですけれども、農協の方では年に1回確認してるということでございましたので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 まあ農協の方でやっているということで、安全なものを供給しているということで確認をさせていただきます。よろしいですね、はい。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 はい、分析の結果をお聞きしまして基準値をクリアしている、安全なものであるということを確認しております。

○岩藤議長 次に、企画財政課長。

○坂森企画財政課長 先ほど阿部議員からいただきました特別交付税の額でございます。特別交付税は1,800万円を毎年収入しております。

○岩藤議長 それでは、議案第25号 令和6年度置戸町一般会計予算から議案第31号 令和6年度置戸町下水道事業会計予算までの7件を通して、質疑漏れはありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 一般会計のところで、農林水産業費、予算書の130ページ、道営土地改良事業に要する経費というところで、説明のなかで幸岡・雄勝線の道路のことが出ていました。これは白表紙、6年度の説明資料白表紙の43ページに具体的に載っておりますけれども、この図面のどこからどこまでを今回工事をするのかということを確認というか、お聞かせください。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 43ページの図面ですね、少し下側の部分ですね、L=463メートルというところがございます。あの幸岡の北側の部分については施工の方しておりますので、それから少し飛びまして実線でございます下の463メートルの部分について、令和6年度実施する予定であると聞いております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 これはまだ経過で、まだ何年かやるということでしょうか。その辺なんか、去年聞いたときはもう1年というようなお話もありましたけど、その辺いかがですか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 すいません、ちょっと確認をさせてください。すぐお答えさせていただきます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 予算書の192ページ。森林工芸館等管理に要する経費ということで、昨日遊歩道の関係でホタテの貝殻のお話がありました。最終的に私は、次やるときは見直しのようなお話をしま

したけれども、やはりどう考えてもこう不自然というのかな、置戸町にあってそれがいいのかどうか。まあ貝殻の効果等はあの昨日館長説明していただいたので分かりますけども、例えば遊歩道で言えば、上土幌にあるタウシュベツ橋梁の見学する山林のなかの遊歩道もチップでできていますし、やっぱり森には木が必要ではないか、そういうふうに考えます。どうもそのホタテの貝殻っていうのはその遊歩道に必要なのかどうかっていうのは、どうも納得がいけないと言いますか、その辺あの予算で再考して、なんとかそのホタテ殻じゃなくて、チップに持ってくるようなこととかは考えられないのでしょうか。

○岩藤議長 森林工芸館長。

○小野寺森林工芸館長 はい、再度のご意見ということでウッドチップ、過去に今げんきにも敷かされてるという話を昨日させていただいておりますけども、まあ担当と言いますか、私土木にいたころに何か所か施工したことはあります。やはりウッドチップですと自然素材というのもありまして土に戻る。で、雑草対策にはやっぱりならないというところが強く感じております。現在敷いてあるのが砂利、細かい砂利って言うんですか、7号砕石っていうような、ビリ砂利のちょっと大きいような砂利を敷いているところなんですけども、金額的に比較しましても総経費で2～3万円しか変わらないということで、見積もり依頼をして徴収しているところでもあります。もし、どうしてもホタテの貝殻が駄目ということであれば、同じ7号砕石にしたいなと思うんですけども、やっぱりあそこの部分でウッドチップを敷いてというのは、ちょっとまあ個人的にと言いますか、先ほどと言いますか、過去には公営住宅の周辺にも敷いたことがあるというのを聞いております。結局3、4年して駄目になってウッドチップを撤去したと。そして砂利を敷き直したという事例もありますので、やはりウッドチップは敷きたくないなというところがあります。

また、景観的にもホタテの貝殻なんですけども、実際道路、林道なんですけども、稚内方面で林道に3キロ敷いてるっていうのがあります。で、そちらの方は本当に白くて、稚内の観光名所にもなってるようなところもありますので、まあ白い遊歩道にしてお客さんが増えるかどうかっていうのも考えてやってみたいなというところが実際のところであります。白い遊歩道をあそこにちょっと考えてみたいなというところで、再度お願いしたいと思います。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 チップでなくてもその砂利でやってた部分っていうのはあるんで、やっぱり何年か経てば傷むというか、また予算を付けなきゃならんという部分がありますんでね、どうもやっぱりホタテの貝殻白い道路というのは、それと今使ってる、そのやろうとしているところが利用頻度がそんなに高いところでもないように思っております。それだけ人が歩くような場所でもありませんし、このままそのホタテの殻を置いておくと、あとからのときにきっと貝塚でも置戸にあるんじゃないかなって話になってしまって、そこまでしなくても砂利あるいはそのウッドチップの考えで進めていただきたいのと、末代なんか皆さんに言われるような気がするんですよ。なんで置戸で貝殻敷くんだったっていうようなことがあると思うんでね、まあ予算について反対とかそうじゃなくて、あのそういう施工することはいいと思いますけども、十分に考えてやっていただきたいというふうにお願いします。

○岩藤議長 森林工芸館長。

○小野寺森林工芸館長 予算はこのままにさせていただきまして、もう一度森林工芸館内部では考えたい、

考えるというか、検討したいとは思いますが、会議としては運営委員さんとか、あとは作り手の皆さんまで話はしてないものですから、そちらと協議したなかで、それでもホタテの貝殻でいいよということであれば進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 すみません。先ほどの幸岡の農道整備の話でした。資料を持ち合わせていたんですが、探せなくて申し訳ございません。令和2年度からスタートしまして、本年令和6年度で終了となっております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 この図面、資料を見ていただければ分かるんですけども、先ほど名和課長の方からは終末の方のL=463ということでのお話がありましたけど、実際にこれ直線、上の方の直線はやっていますけど、カーブとか全然何もやられていないんですよ、工事を。そんな状況でこの図面と実際のものがずいぶん違うなっていう感じがするんですけども、そこら辺は大丈夫でしょうかね。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 すいません。先ほど私もちょっと勘違いをして回答させていただきました。下の表ですね、今年度の事業量ですけど778メートルになってございます。先ほど私が指摘した部分が463メートルになってございます。その残りの部分についてが、ちょうどカーブのあたりということになってございますので、この実線部分についてはですね、あの来年度で完了するということで考えております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 どうもね、わかんないというか、ここにはもうこのカーブ過ぎまでもう終わっているような状況になってますけど、実際のところはこの上からのこの直線のところでもう終わってて、カーブまで何も。カーブも工事するんですよね、これね、その辺どうですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 実線につきましてはあの工事施工済みの箇所ではなくてですね、計画の路線図ということになっております。ですのでこれカーブ過ぎまで現在で太線とになってございますけれども、あくまで計画の段階ということで、来年度実施する部分を含めてということでございますので、この分来年度、今年の続きのですね部分を含めて、あと、飛び地のこの離れた463メートルの部分ですか、これと合わせて実施をするというような計画とになってございます。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 せっかくこういう道営の工事でやるものですから、町道を良くするという意味で、どうももう少し詳しくというか説明してほしかったんですけども、まああの町道として、まあ農道ですけれども支障のないようにっていうのかな、この工区がちゃんと完了できるようにお願いをしたいと思います。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 中部耕地出張所、北海道の方とですね、あの協議を進めながらですね、施工したいというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 予算書の152ページ。町道敷地確定に要する経費。12節委託料、ここに55万円ということですが、もう一度あのこ説明いただければありがたいんですけども。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 はい、道路台帳整備補正委託料ということでございますけれども、道路台帳、まあ町道につきましては路線図ごとにですね、道路台帳と言いまして、図面ですとか、路盤構成というのをですね、抑えてもらうというのがございます。その年に行った工事によってですね、延長ですとか、路盤構成等変わった場合ですね、その都度道路台帳を補正するという事となっておりますので、そのためのですね、補正委託料ということとなっております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 ということは、毎年まあ町道の全体じゃなくても、一部でも工事をやってその確定ができたときには台帳整理のためにこの経費がかかるという理解でよろしいんですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 今年度で言いますと、置戸川南境野線の舗装ですとか、先ほどご質問のありました、あの秋田の農道整備ですとか、それですね、年度年度で変更になった箇所については道路台帳については変更をかけていくと、委託を出しているというような状況でございます。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 前年度の予算書も見させてもらったら、そこも55万円で定額で毎年これぐらいの予算っていうのは毎年かかっていくのかなというそういう理解でよろしいのでしょうか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 道道の整備状況等によりますので、55万円っていうのは、まあ目安と言いますか、大体このぐらいの金額のなかで委託納まっている状況でございますので、毎年定額である予算は計上させていただいております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 ということは、あの年によっては工事量が少ないときもあって、まあ減額補正になることもあるという理解でよろしいでしょうか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 工事等がなければですね、委託を出すこともございませんので、その辺につきましては事業量によっては減額補正というようなこともあり得と考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 次に300ページ。予算書の300ページでありますけれども、認知症総合支援事業に要する経費、12節委託料、それから18節負担金補助及び交付金。ここについて説明を再度お願いいたします。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 認知症の初期集中支援業務の委託料の部分でよろしいですね。地域における高齢者の認知症疾患につきましては早期のうちに医師、それから看護師、そして福祉相談員等の

各専門職によりまして連携体制を組み、対応する事業となっておりまして、北見赤十字病院が行うあの認知症の疾患センター、ここの連携等により事業運営に係る経費を計上しております。

それから 18 節負担金補助及び交付金の方の各種講習会等の受講料の負担金なんですが、こちらにつきましてはですね、うちのまあ職員としては 1 人持つてはいるのですが、この資格というのがですね、あの地域支援事業のなかで定められておりまして、こういったその認知症の施策部分、連携等を中心として行うものを養成するという研修会の負担金というふうになっております。

○岩藤議長 5 番。

○5 番 柏原議員 内容は分かりました。ただ、去年の予算書のなかでは旅費と委託料っていう項目だったんです。今回は委託料と 18 節の負担金補助及び交付金という項目が変わってるっていうのかな、その中身がどういうふうになってるのか再度お願いいたします。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 去年の旅費につきましては研修会の会場の方に行く旅費を計上しておりましたが、今回はあの置戸町内で、なんて言いましょうかね、あのズームによる研修が受けられるものですから、その分であの旅費は計上はしていないという状況になっております。まあそういったなかでその講習会につきましては、今回あの新たに職員に受けさせるものですから、その分についての負担金が発生したという状況でございます。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第 25 号 令和 6 年度置戸町一般会計予算から議案第 31 号 令和 6 年度置戸町下水道事業会計予算までの 7 件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第 25 号から議案第 31 号までの 7 件についての討論を終わります。

これから議案第 25 号 令和 6 年度置戸町一般会計予算から議案第 31 号 令和 6 年度置戸町下水道事業会計予算までの 7 件を一括採決します。

議案第 25 号から議案第 31 号までの 7 件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第 25 号 令和 6 年度置戸町一般会計予算から議案第 31 号 令和 6 年度置戸町下水道事業会計予算までの 7 件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 意見書案第 1 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）
の改正を求める要望意見書及び

◎日程第 10 意見書案第 2 号 将来にわたり持続可能な農業の実
現を図る食料・農業・農村基本法
改正等に関する要望意見書

————— 2 件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第 9 意見書案第 1 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める要望意見書
及び日程第 10 意見書案第 2 号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本
法改正等に関する要望意見書の 2 件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号の 2 件については、置戸町議会会議規則第 38 条第 2 項の規定
により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号の 2 件については、趣旨説明を省略することに決定しま
した。

これから意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号の 2 件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号の 2 件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第 1 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める要望意見書及び意見書
案第 2 号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する要望意
見書の 2 件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号の 2 件については、原案のとおり決定することにご異議ありま
せんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 1 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める要望意見書及び意
見書案第 2 号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する要

望意見書の2件については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和6年第3回置戸町議会定例会を閉会いたします。

閉会 14時06分